

第8回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

日 時：平成18年11月24日（金）15時00分～
場 所：横浜情報文化センター 7階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 資源循環局長挨拶
- 3 議事
 - (1) 戸塚区品濃町最終処分場に係る検証結果報告書について
 - (2) その他
- 4 報告事項
 - (1) 第7回検証委員会会議録について
 - (2) その他
- 5 閉会

配付資料

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 資料1 | 戸塚区品濃町最終処分場に係る検証結果報告書（案） |
| 資料2 | 戸塚区品濃町最終処分場に係る検証結果報告書（資料編）（案） |
| 資料3 | 第7回検証委員会会議録 |

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属 等	専門分野
◎	おがのしょういち 小賀野 晶一	千葉大学大学院教授	法律
	さくもとなおゆき 作本 直行	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所	国際環境
	たかい かえこ 高井 佳江子	弁護士	法律
	たなか みつる 田中 充	法政大学教授	環境行政学
	とくえ よしのり 徳江 義典	横浜国立大学大学院教授 弁護士	法律

◎委員長

戸塚区品濃町最終処分場
に係る検証結果報告書

(案)

平成18年11月

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

はじめに

平成18年11月

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員長 小賀野 晶一

本 編 目 次

第1章 検証委員会の目的及び検証の方法	1
1 目的	
2 検証の基本方針	
3 検証の方法	
4 委員会の開催状況	
第2章 戸塚区品濃町最終処分場事案の概要	3
1 戸塚区品濃町最終処分場の概要	
2 経緯	
3 事案の特徴	
4 市民からの苦情などの状況	
第3章 市の対応状況などの調査結果	9
1 平成7年頃から平成9年2月まで（Ⅰ期）	
2 平成9年12月から平成10年6月まで（Ⅱ期）	
3 平成11年9月から平成12年12月まで（Ⅲ期）	
4 平成14年1月から17年7月まで（Ⅳ期）	
第4章 評価	16
1 評価の方法	
2 各期ごとの整理及び評価	
3 総合評価	
第5章 再発防止のために	22
1 処分場における効果的な指導	
2 行政指導などの基準の作成	
3 廃棄物処理業者指導の充実	
4 組織内の情報共有と専門技術の向上	
5 関係各機関との連携	

第1章 検証委員会の目的及び検証の方法

1 目的

本委員会は、株式会社三興企業（以下「三興企業」という。）が横浜市戸塚区品濃町に設置した最終処分場で行った不適正処理に関して、これまでに市が講じた措置などについて検証を行い、再発防止策を検討することを目的とする。

2 検証の基本方針

廃棄物問題は、ひとたび不適正な処理が行われ生活環境に支障が生じてしまうと、その支障の除去のためには多大なる労力と費用を要することになる。したがって、早期の段階から適切な事業者指導を実施し、不適正処理の未然防止を図ることが極めて重要である。

こうしたことを踏まえ、本委員会においては、この事案に関して客観的な事実に基づき市が講じた対応の是非について調査分析するとともに、不適正処理の再発防止に向けた課題を抽出することとし、厳正かつ慎重に検証を進めることとした。

本委員会は当時の法令・市の指導方針、事業者への具体的な措置内容などについて行政資料を可能な限り精査し、行政の組織としての対応を当時の法令運用や事業者指導状況のもとで、何ができたか、何ができなかったかという視点から検証作業を実施した。

3 検証の方法

検証の対象は、市が組織として行った口頭または文書による指導、許可・事業停止などの行政処分などを含む行政行為（以下「市の対応」という。）である。本委員会においては事案の経緯についてまず洗い出しを行うこととし、市の対応について時系列にAからWまで区分した。このうちAからCまでの期間は処分場は適切に運営されていたため検証の対象外とし、それ以降の不適正処理に対する指導が始まったD（平成7年頃）からW（平成17年）までを検証の対象期間とし、これをⅠ期（D～F）、Ⅱ期（G～J）、Ⅲ期（K～Q）、Ⅳ期（R～W）の4つの期間に分けて調査分析を実施した。

具体的には市の対応や事業者の対応などの事実関係を各種資料に基づき調査し、問題と考えられる論点の抽出を行い、当時の行政行為の実態などについて整理分析した上で市の対応の是非について評価した。併せて時系列に沿った点検評価とともに問題発生から現在に至るまでの全期間を通じて市の対応方針、法令の運用、事業者への対応のあり方などの視点から分析し、総合的な評価に資することとしている。

検証資料は、事案の経緯についてまとめた検証シート、決裁文書、日報、図面などの文書資料とし、文書だけでは不明な点（当時の市の認識や方針、判断の経緯など）について、当時の担当職員への聞き取りによる確認調査を事務局に指示し、実施した。また、当時の法制度や全国的な廃棄物行政の状況なども確認した。

4 委員会の開催状況

本委員会は平成 18 年 1 月 20 日から平成 18 年〇月〇日まで〇回開催し、検証資料に基づく調査分析とともに現地視察や先行事例の調査も行い、報告書の取りまとめを行った。

第2章 戸塚区品濃町最終処分場事案の概要

1 戸塚区品濃町最終処分場の概要

(1) 施設の概要

設置者：株式会社 三興企業

会社設立 昭和49年11月2日

資本金 3,200万円

会社所在地 横浜市中区扇町1-1-25

設置場所：横浜市戸塚区品濃町1622-2番地 他

当初設置届出年月日：昭和61年9月5日

施設種類：管理型最終処分場

現状：埋立容量約74万m³に対し、約91万m³の廃棄物が埋め立てられている。

埋立廃棄物の種類：汚泥、燃え殻、鉍さい、木くず、紙くず、廃石綿等13種類

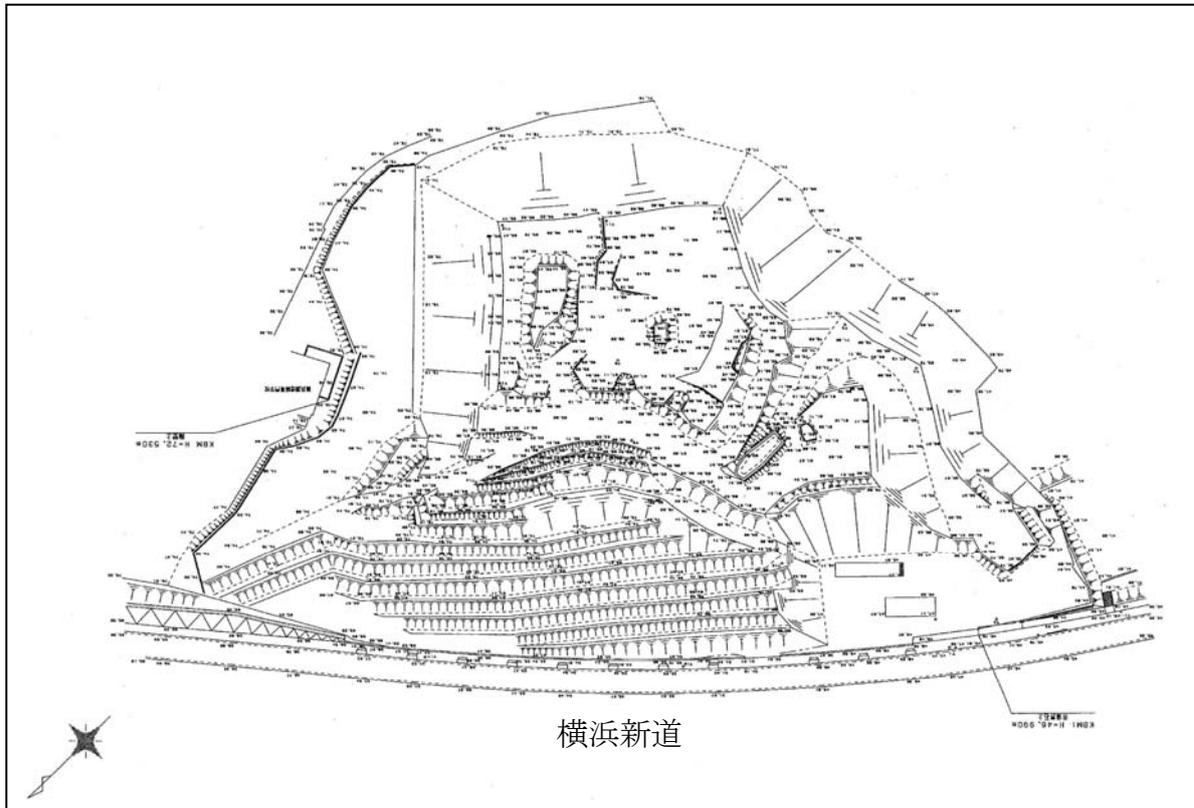
(2) 施設の主な届出・許可の経緯

届出(許可)年月日	埋立面積※()は増加量		埋立容量 ※()は増加量		備考
昭和61年9月5日	18,767m ²		271,520m ³		設置届
平成4年5月25日	21,386m ²	(2,619m ²)	515,139m ³	(243,619m ³)	変更届
平成9年12月25日	23,899m ²	(2,513m ²)	674,252m ³	(159,113m ³)	変更許可
平成11年6月24日	25,914m ²	(2,015m ²)	738,502m ³	(64,250m ³)	軽微変更届

航空写真（平成 15 年 12 月）



平面図



位置図



2 経緯

三興企業は、戸塚区品濃町の横浜新道沿いに産業廃棄物処分場を計画し、昭和61年9月、市に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設設置届を提出し、昭和62年4月には産業廃棄物処理業（最終処分）許可を取得し、処分場での受入れを開始した。その後も、埋立面積及び埋立容量の拡大を行っている。

平成6年頃から許可容量超過の徴候がみられたため、市は三興企業に対し平成7年度より文書指導を開始した。その後、平成9年1月に三興企業の測量で容量超過が確認されたため、市は平成9年2月に廃棄物処理法に基づき、三興企業に対して原状回復を求める第1回措置命令を発令した。併せて、事業停止命令を発令するよう手続きを進めていたが、直前に三興企業から産業廃棄物処分業廃止届出書が提出され、事業停止命令は発令しなかった。

また、当時、横浜新道拡幅事業に伴い処分場の一部が道路事業用地にかかったため、三興企業は平成9年12月に埋立地域及び面積の変更、埋立容量の拡大（約67万 m^3 ）を内容とする産業廃棄物処理施設変更許可を申請した。これを受けて市は産業廃棄物処理施設変更許可を出した。同時に、廃棄物を安全な形状に改善するよう措置命令（第2回）を発令した。

三興企業は、平成10年6月に施設拡大部分のうち2万1千 m^3 を埋立容量の許可上限とすることを条件に再び産業廃棄物処分業許可を取得し、廃棄物の受入れを再開した。平成11年6月には、埋立容量を約74万 m^3 とする産業廃棄物処理施設軽微変更届出書を市に提出した。

平成11年9月頃から再び容量超過が疑われたため、市は三興企業に修景作業（減容化や急勾配の是正）や搬入抑制に関する文書指導を行い、道路用地の明渡しが完了した平成12年10月に廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収により三興企業に測量を実施させた。三興企業の報告により市が容量超過（許可容量約74万 m^3 に対し約85万 m^3 の埋立）を確認したため、市は平成12年11月に受入停止を指導し、平成12年12月に事業停止命令を発令した。さらに、平成13年3月に措置命令（第3回）を発令し、法面の崩落防止、浸出液による公共水域の汚染防止などを求めた。しかし作業が進まず、平成14年1月に産業廃棄物処分業許可を取り消した。

なお、平成13年4月に債権者や当時の副社長などが別会社（以下「G社」という。）を設立し、11月頃からは自主的に措置命令の代行を始めたが、平成15年10月に「これ以上の措置命令の代行はできない」旨の文書が市あてに送付された。

その後、市は処分場の監視を強化しつつ、措置命令の履行を催告してきた。平成17年6月に処分場浸出液の漏洩が確認されたため、平成17年7月に三興企業及び当時の社長を刑事告発するとともに、主な元役員に対し第3回措置命令と同じ内容の措置命令を発令した。しかし、履行催告文書を関係者に送付しても履行の動きが見られず、市は

当事者に履行の意思なしと判断し、平成 17 年 10 月行政代執行の手続きに着手した。

〈主な経緯〉

年 月 日	事 項
昭和 62 年 4 月 23 日	産業廃棄物処理業(最終処分)許可
平成 9 年 2 月 24 日	産業廃棄物処分業廃止届出書受理 (事業停止命令未発令) 原状回復のため第 1 回措置命令を発令
12 月 25 日	産業廃棄物処理施設変更許可 埋立容量 約 67 万 m ³ 安全な形状に改善するため第 2 回措置命令を発令
平成 10 年 6 月 29 日	産業廃棄物処分業(最終処分)許可 (容量 21,000 m ³ に限る)
平成 11 年 6 月 24 日	産業廃棄物処理施設変更届書受理 埋立容量 約 74 万 m ³
平成 12 年 12 月 15 日	事業停止命令 (24 日間)
12 月 27 日	改善命令 (悪臭防止)
平成 13 年 3 月 23 日	事業停止命令 (3 月 24 日以後業取消しまで 3 回命令) 第 3 回措置命令 (廃棄物の飛散防止、法面の崩落防止、地下水汚染の防止、浸出液による公共水域の汚染防止)
平成 14 年 1 月 16 日	産業廃棄物処分業など全ての処理業の許可取消
平成 17 年 6 月 3 日	処分場浸出液が漏洩していることを確認
7 月 22 日	三興企業及び元社長を廃棄物処理法違反容疑で刑事告発
7 月 26 日	元役員 4 名あて措置命令 (三興企業あて第 3 回命令と同内容)

3 事案の特徴

本事案の特徴は、首都圏に位置する人口360万人の大都市「横浜」で発生したことである。市内にある希少な最終処分場であり、幹線道路沿いという立地の良さから廃棄物が集まりやすい環境であるとともに、市街地に近接しており、行政及び周辺住民は処分場の状況を容易に確認できた。

また、最終処分場の事業者に対し、市の担当部局による指導などが度々行われたことも特徴である。本事案では職員が頻繁に立ち入り、口頭または文書による行政指導を再三行っており、措置命令発令などの行政処分も行われた。

4 市民からの苦情などの状況

処分場への過剰な埋め立てが行われ始めた I 期から産業廃棄物処分業など三興企業の全ての処理業の許可を取り消した後の IV 期まで、検証の対象としたほぼ全期間にわたって悪臭や景観についての苦情が市民から寄せられた。最も苦情が多かった時期は III 期であり、修景作業に伴い廃棄物の急激な移動を行った際の悪臭の苦情が 65 件、健康につい

て心配する声が 23 件寄せられた。

これらの市民からの苦情を受けて、市は三興企業に対し悪臭対策を万全に取りながら作業を行うよう文書指導したり、改善命令を発令するなどの対応をした。

第3章 市の対応状況などの調査結果

1 平成7年頃から平成9年2月まで（I期）

（1）平成7年頃から平成9年の廃棄物高さ下げなどの指導（D）

ア 指導経過

三興企業への埋立廃棄物の高さ下げに関する口頭指導を平成6年頃から行っていたが、平成7年3月に市が簡易な容量調査を行い、許可容量を超えている状況を確認したため、平成7年5月12日に埋立容量超過に関する顛末書の提出などを初めて文書指示した。これを受けて9月に「届出している埋立容量を超えているが廃棄物の減容を考慮せずに測量したためであり、減容化作業を実施する。」などの顛末書が提出された。

さらにその後、市は受入制限計画書、仮埋立廃棄物の減容化実施計画書の提出、速やかな高さ調整及び法面修景を行うことなどを文書指示した。しかし、高さ下げ工事がおおむね完了した後も廃棄物の総容量が処分場の許可容量を超過している恐れがあったため、平成9年1月10日の指示書で測量の実施を指示した。

イ 論点

この間の市の指導状況をまとめると平成6年度から平成8年度までの3年間に立入指導を計168回、また、廃棄物の高さ下げなどを指示した指示書交付は計8回行っている。

市はこのように長期にわたり、再三、立入指導、文書指導を行っていたが、結果として、三興企業は許可容量を超えた埋立状態となった。もっと早い段階で強制力のある法に基づく行政処分を実施すべきではなかったか。

ウ 当時の市の方針

廃棄物処理法では処分場の処理能力について、埋立面積と埋立容量が定められており、高さに関しては許可申請時の添付資料に計画上の高さが記載されるだけである。そのため高さの是正は行政指導としては可能であるが、強制力のある改善命令などの行政処分の対象とすることはできない。また、本事案のように大きく複雑な形状の処分場の場合には、埋立容量の把握は目視では困難であった。さらに、当時の廃棄物処理法には埋立容量の確認に必要な測量を事業者に義務づける規程はなかったが、市は事業者責任の考え方などの理由から、測量は事業者が行うものであると考えていた。

市内から排出される多量の産業廃棄物の適正処理を推進するためには、市内に処分場を確保することは重要であり、受け入れ制限を指導しつつも、処分場の存続は必要であると考えていた。当時の市の行政指導方針は、立入時に不適正な点が確認

されれば口頭で指示し、それが改善されなければ文書（指示書）指導に切り替え、必要な是正を図るという方法を行っていた。当時指導を行っていた他の処分場では、こうした指導方法で不適正処理事案の解決が図られていた。本事案の処分場についても、当初の口頭指示に対して、三興企業は報告書などの提出期限を延ばすことなどはあったが、基本的に市の指導に従っていた。

（２）平成９年２月の処理業廃止届及び第１回措置命令（E及びF）

ア 指導経過

平成９年１月に、三興企業及び市の測量によって埋立廃棄物量が約 67 万 3 千³m³と計測され、許可容量 51 万 5 千³m³（覆土を除いた廃棄物のみの埋立容量 44 万 5 千³m³）を大幅に超過していることが判明した。また埋立法面が最も急な箇所において勾配 60 度以上にもなり、特に地震や多量降水時において法面崩壊の起きる可能性が危惧されたため、許可容量の超過を根拠に産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業（いずれも最終処分に限る）の 55 日間の事業停止命令の不利益処分を行う手続きを進めていた。しかし、事業停止命令発令の直前の平成 9 年 2 月 24 日に三興企業から、埋立終了に伴う産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）の廃止届出書が提出された。

また、埋立法面の崩壊の危険など生活環境保全上支障が生ずるおそれがある事態を踏まえ、平成 9 年 2 月 24 日に、①産業廃棄物を過大に処分し積み上げている状態の原状回復措置をとること、②措置の履行にあたっては、事前に計画書を作成し、市の指示の下で行うことの 2 点を命令事項とする措置命令を発令した。

この措置命令に対して、三興企業は、平成 9 年 4 月 18 日に施設の変更許可による拡大及び減容作業によって修景を行う旨の改善計画書を提出し、修景作業などを行い、一定程度は措置命令を履行していた。

イ 論点

事業停止命令は発令することができなくなったが、廃止届が提出される前に、行政処分として事業停止命令がかけられなかったのか。

ウ 当時の市の方針

事業停止命令と措置命令はセットとして同日に両方発令することを予定していた。すなわち、三興企業には産業廃棄物処分業の事業停止により新規廃棄物受入れを止めさせ、その間に措置命令に盛り込まれた原状回復措置を履行させることを意図していた。しかし三興企業から法令の規定に従い処分業の廃止届出書が提出されたため、これを受理せざるをえなかった。

なお、措置命令の命令事項における原状回復とは、施設の設置届出の図面の状態

に戻すという意味であった。

2 平成9年12月から平成10年6月まで（Ⅱ期）

（1）平成9年12月25日の施設容量変更許可及び同日の第2回措置命令（G及びH）

ア 指導経過

横浜新道拡幅事業の関連街路である市道整備事業について、この道路の事業用地内に三興企業の産業廃棄物処分場の一部がかかる予定となり、平成8年7月から三興企業と道路事業者（日本道路公団及び横浜市）の間で用地補償交渉が行われていた。しかし、用地補償交渉が難航したため、道路事業者は土地収用法に基づき収用委員会に道路事業の認定を申請し、平成9年3月に認定を受けた。これにより、処分場の一部が道路になることに正式に決まり、第1回措置命令の内容である原状回復が困難となった。

こうした中で、三興企業は、補償交渉に影響のある廃棄物の移動はせずに破砕機や溶融機による減容作業を行ってきた。しかし計画どおり進まず、第1回措置命令の履行期限である平成9年4月を過ぎても措置命令の履行は完了しなかった。三興企業は許可容量超過の状態を改善するため、埋立区域と埋立形状の変更、埋立容量の拡大が必要であるとして、産業廃棄物処理施設の変更許可申請を行った。

平成9年12月25日、市は三興企業からの許可申請を受けて処理施設変更許可を出すとともに、改めて、同日に、廃棄物を安全な形状に改善することを命じる第2回措置命令を発令した。

イ 論点

三興企業は、平成9年2月以降第1回措置命令の内容を十分に履行せず、また、同年2月に処分場の廃止届出書を提出した。こうした中で、市は三興企業から埋立容量を拡大する施設変更許可申請を受けて、許可を行ったのは妥当であるのか。また、施設の変更許可に際して措置命令が未完了の状態でも許可基準を満たしていると判断できるのか。

さらに、施設の変更許可と第2回措置命令の発令が同時に行われていることは問題ないのか。

ウ 当時の市の方針

第1回措置命令に盛り込まれた廃棄物の過剰積み上げに対する原状回復については、埋立廃棄物の法面勾配が最大で60度以上になるなど、生活環境保全の面から緊急の対策が求められる状況であった。しかし、市では、既に搬入された産業廃棄物を埋め立てが終了していない処分場から場外に搬出することは、廃棄物処理法上、埋立処分の再委託に該当し、多数の排出事業者からの承諾を得る必要があるため、

実施は事実上困難であると受け止めていた。加えて、三興企業は道路事業に伴う土地収用により埋立区域及び埋立形状の変更が求められており、市においても公共性の高い道路事業を促進する観点から、土地収用の円滑な推進が必要と考えていた。

そのため、市は総合的に考慮し、過剰積み上げの産業廃棄物の改善により安全な形状を早急に確保しつつ、併せて土地収用に伴う埋立区域などの変更をスムーズに実現するには、処分場の拡大が最も現実的であると判断した。そこで、処理施設の埋立区域及び埋立形状の変更、埋立容量の拡大を内容とする変更許可を行った。

また、第2回措置命令は、土地収用の事態が発生し、第1回措置命令の原状回復を履行することが不可能となったものの、現場の状況からは依然として埋立廃棄物の崩落が危惧されたことから、措置内容を安全な形状にすることに變更して改めて命令を発令したものである。この措置命令における安全な形状とは、最終処分場設置者に対する指導根拠である「横浜市産業廃棄物の処理用地の設定等に関する指導要綱」で定めている最終処分場の法面の勾配角度や植栽などを意図している。

措置命令の履行期限が平成11年6月30日までと長期間になった理由は、最終的には側道工事の擁壁設置などが終わらないと履行が完了できないことなどを考慮して設定したものである。

(2) 平成10年6月29日の処理業再許可（I）

ア 指導経過

三興企業は、平成9年12月の施設変更許可によって増設された拡大部分に側道予定地上の廃棄物及び過剰埋立廃棄物を移動してもなお埋立容量が確保できることが見込まれるため、平成9年2月の廃止届により停止していた最終処分業を再開することとし、平成10年4月に産業廃棄物処分業（最終処分）の新規許可の申請、平成10年5月に特別管理産業廃棄物処分業の變更（廃石綿等の埋立処分の追加）許可の申請を市に提出した。

市は、これらの申請内容について法令の許可基準上の適合性を審査したうえで、施設の拡大部分（約15万9千 m^3 ）のうち受入容量を2万1千 m^3 に限る許可条件を付して、平成10年6月に産業廃棄物処分業などの許可を行った。

イ 論点

平成9年2月の事業停止処分（実際には産業廃棄物処分業廃止届により発令されず）に至る経緯、その後の二度に及ぶ措置命令の発令、あるいはこの間の再三にわたる口頭・文書指導などを総合的に考慮すると、仮に許可を与えても適正処理が期待できないと考えられ、許可に係る欠格要件の一つであるおそれ条項に照らし、不許可処分をすることが妥当ではなかったか。また、許可申請書に添付された決算書が債務超過であり、経理的基礎がないと判断して不許可にすべきではなかったか。

さらに、措置命令履行中の施設であっても、法令に定める許可基準の施設の具備といえるのか。つまり、第2回措置命令の完了を待たず、許可としたことは妥当であったのか。

※ 「おそれ条項」 廃棄物処理法第7条第4項に規定される一般廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の一つで、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定されている。産業廃棄物処理業許可についても読替規定により適用されるほか、平成12年の改正により産業廃棄物処理施設許可についても読替規定により適用されている。

ウ 当時の市の方針

市の廃棄物行政における許認可業務においては、産業廃棄物処理業の許可は法定の要件を満たせば許可するという羈束裁量と考えていた。このため、処理施設変更許可で拡大した埋立容量のうち、第2回措置命令の履行に要する分などを除いても2万1千 m^3 の埋立容量が確保されると見込まれ、許可申請の内容が許可基準を満たしていたことから許可を行った。

当時、三興企業は地元からの要望があった幼稚園・調理師学校前の修景作業などを措置命令の一環として進めており、市はおそれ条項の適用に関する国の通知（産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領）に照らして、「その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」にはあたらないと判断した。

また、三興企業は措置命令を履行中であるが、施設変更許可による拡大部は遮水シートなど施設の大部分が完成しており廃棄物の受入れが実質上可能であったことなどから、施設の具備という許可基準は満たされていると判断した。

経理的基礎に関しては、法人税の納付を行っていることや、新設処分場を市外に設置する計画があることなど、一定の収入の見込みがあることから経理的基礎があると判断した。

3 平成11年9月から平成12年12月まで（Ⅲ期）

（1）平成11年9月から平成12年12月の廃棄物高さ下げなどの指導（K）

ア 指導経過

平成11年6月以降の廃棄物受入量の報告を考慮すると、平成11年9月末時点で許可容量を超えるおそれがあることや、高さ下げ作業が不十分であったことから、市は高さ下げや埋立区域外での廃棄物の積み下ろしにかかわる指導（平成11年9月から平成12年12月までに立入指導を78回、文書指導を12回）及び廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を4回実施した。

これらの行政指導などに対し、三興企業は報告書の提出や一部の修景作業を行っていたが、「廃棄物の減容化作業中であり、容量超過は一時的なものである。道路

用地収用のための廃棄物移動作業中のための仮置きである。」などの主張を繰り返していた。

この間の道路用地収用関係の状況として、平成10年7月から平成11年8月まで収用委員会が開催され、平成12年3月に和解し、明渡し期限が平成12年9月末とされた。

明渡し後の平成12年10月に三興企業が測量した結果、埋立容量が約85万 m^3 となっていた。

イ 論点

平成11年9月以降、立入指導、指示書交付などが繰り返し行われており、以前の指導経過（特にI期D）を総合的に考慮すれば、より早期の時点で事業停止などの行政処分を行い、新規受入廃棄物量を大幅に削減するなど、事態の改善に努めるべきではなかったか。また、このことが廃棄物量の拡大を招き、事態をより深刻化させることになったのではないか。

ウ 当時の市の方針

平成11年秋頃までは措置命令の履行（高さ下げと減容化）を行わせることが指導の中心であり、口頭あるいは文書により指示していた。これに関して事業停止などの行政処分を発令するためには、廃棄物埋立容量を正確に把握し、許可容量を超えているか否かの判定が必要であった。同年、秋以降急激に処分場への廃棄物搬入量が増え、廃棄物の埋立高さは高くなっていったが、日常的に簡便な手段で確認できるのは搬入廃棄物の重量のみであり、埋立後の容量を把握することはできなかった。正確な埋立容量を把握するためには測量が必要であるが、市は事業者の責任で測量を行うべきであると考えていた。しかし、三興企業の処分場は埋立地形が複雑であり、測量を行うには埋立作業を1～2週間中断させなければならない一方、道路用地の明渡し期限である平成12年9月までに廃棄物の移動を完了させなければならないことなどから、市は当初、三興企業に測量を行わせることを強く指導することは行わなかった。

なお、市は、明渡し終了後に三興企業に測量を行わせ、許可容量超過が明らかになれば事業停止を行うという方針を平成12年8月頃には固めていた。平成12年11月以降、修景作業に伴う臭気の発生が著しくなったため、市は周辺への生活環境への影響から作業を急がせる指導が難しくなった。

4 平成14年1月から平成17年7月まで（Ⅳ期）

（1）平成14年1月から平成15年10月までのG社による措置命令代行（S）

ア 指導経過

三興企業は平成13年1月に2回目の不渡りを出し、事実上倒産した。市は平成13年3月に発令した第3回措置命令が履行期限までに行われなかったため、平成14年1月に三興企業の全ての処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業）の許可を取り消した。

三興企業が措置命令を履行せずに放置した最終処分場の管理業務を可能な範囲で行うことなどを目的として、平成13年4月にG社が設立された。G社は、平成14年1月に民法上の管理者の管理義務などの規定により措置命令の代行を市に申し出た後、排水処理施設の運転管理や急傾斜の改善・植栽などの修景作業などを続けた。その後、平成14年12月にG社は産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を取得した。

しかし、平成15年10月には最終処分場の維持管理費が捻出できず事業計画書の履行が不可能であるとして、G社の修景作業は中断された。

（G社概要）

設立年月日 平成13年4月6日

設立趣旨 三興企業は平成13年1月4日に2回目の不渡りを出し事実上倒産。同年1月20日の債権者集会において、債権者全員から再建に向けて支援・協力する旨の賛同を得て有志10名の出資により設立

事業概要 地球環境保全の観点から、三興企業がなすべき放置した最終処分場の管理業務をできうる範囲で行い、健全なる産業廃棄物処理業を目標とする。

イ 論点

市は、G社からの三興企業に対する措置命令の代行の申し出にかかわらず、生活環境の保全を図るために、より早い段階で代執行を決定するべきではなかったか。

ウ 当時の市の方針

市は、三興企業に対して措置命令履行を指導していたが、事実上の倒産状態となり措置命令の履行が困難となった状況で、G社からボランティアのような形で措置命令を履行するとの申し出があり、それを受け入れた。しかし、処分場に関する廃棄物処理法に基づく指導や行政処分の対象は三興企業であり、G社ではないとの認識はあった。

代執行についても検討はしていたが、ボランティアとしてG社が代行している状況を見守ることとした。

第4章 評価

1 評価の方法

事案の対象期間が10年という長期間であるため、この間を経緯に従って4期に区分し、市の対応状況に関して調査分析を進めた。対象期間のⅠ期からⅣ期までの行政対応は互いに密接な関連があることから、各期ごとに論点の抽出及び当時の市の対応について整理し評価を行うとともに、その結果を踏まえて全体を通じた総合的な評価を行うこととした。

2 各期ごとの整理及び評価

(1) 平成7年頃から平成9年2月まで（Ⅰ期）

ア 平成7年から平成9年までの廃棄物高さ下げなどの指導（D）

当時の法令では処分場設置者に埋立容量測定義務はなかったが、平成17年4月の法改正で処分場残余容量の測定の義務が課せられた。

当時の国の指針（「産業廃棄物処理業者に対する業の許可の取消等の指針」平成6年10月通知）では、具体的な処分の基準についての記述はなく、平成13年5月の「行政処分の指針について」において、行政処分の具体的な基準が初めて示された。また、廃棄物処理法に基づき実際に発令された行政処分は全国的にみても年間100件程度にとどまっていた。このため市は事業者の不利益処分を発令することに関しては慎重になり、平成6年から8年までの3年間で168回の立入調査や文書指導などを行っていたにもかかわらず、結果として行政処分（措置命令及び事業停止命令）の発令が遅れてしまった。

行政処分の発令が事態の推移に迅速に対処できなかった点については、①市の指導（口頭及び文書）に対し、事業者は指導事項について不十分であったが対応していたこと、②行政指導から行政処分に切り換える判断基準が組織として明確になっていなかったこと、③行政処分に関する国の指針がなく、市の行政処分実績がない状況で、処分の実施に慎重になったこと、④測量について事業者に法的な義務がなく、強力な指導が難しかったことなどが考えられる。

市は、頻繁な立入りや継続的な行政指導を行っていたが、次の段階へ切り換えるタイミングに結果として遅れが見られ、より強力な指導や行政処分の実施が遅れたことは反省すべき点と考える。

イ 平成9年2月の処理業廃止届及び第1回措置命令（E及びF）

許可容量の超過に対して、市が準備していた事業停止命令が発令できなかったのは、三興企業が産業廃棄物処分業廃止届出書を提出したことによる。これは行政手続法上、市は裁量の余地なく廃止届出書を受理するものであり、当該廃止届出書に

より事業停止する対象がなくなってしまったためである。

こうしたことから市が廃止届出書を受理したことは是認できるものとする。

(2) 平成9年12月から平成11年6月まで(Ⅱ期)

ア 平成9年12月25日の施設変更許可及び同日の第2回措置命令(G及びH)

市は第1回措置命令が完全に履行されない状況下で、産業廃棄物処理施設変更許可を行ったが、生活環境の保全という観点を重視すると許可すべきではなかったという考えもある。しかし、当時の処理施設の許可基準にはおそれ条項などの欠格要件や経理的基礎に係る規定がなく、市は申請書の内容が技術上の基準を満たし、災害防止のための計画が整っていれば許可しなければならない羈束裁量と考えていた。このことは、国の通知にも示されているほか、当時の判例でも確認されており、市の判断は妥当であったといえる。

第1回措置命令は、廃棄物の過剰積み上げに対する原状回復という具体的かつ限定的な状態を求めているものであるが、発令後、市道整備事業の認定が行われたことにより、命令事項が履行できなくなってしまった。また、その履行期限は平成9年4月20日までとしていたが、この期限までに措置を完了することは事実上困難であり、第1回措置命令は履行不能な状況になった。

そこで、処分場における産業廃棄物の過剰積み上げの改善など生活環境の保全を図るため、市は改めて第2回措置命令を発令した。第2回措置命令は、第1回措置命令の問題点を踏まえ、内容の整合を図りながら措置命令を出し直したという一面がある。第2回措置命令は「処分場を安全な形状に改善する措置を講じること」という一般的な表現とし、履行期限も市道整備事業を考慮した期日としていた。

このように措置命令を出し直すような状況となった要因は、全国的にみても当時産業廃棄物処分場に対する措置命令の事例が少なく、第1回措置命令が実質的に、市が行った産業廃棄物処分業者に対する初めての行政処分であり、行政命令及びその運用に関する知識や経験が十分なものではなかったためと考えられる。市は、この措置命令の内容や発令の時期などについて、状況に即した適切な対応が十分にできなかったことについて反省すべきである。

また、施設の変更許可と第2回措置命令が同時に出されていることについては、生活環境の保全や公共性の高い市道整備事業への配慮という観点から、市は許可容量の拡大などに係る処理施設の変更許可を行い、さらに、崩落などの危険防止を事業者確実に実行させるために、措置命令を出し直したという状況を踏まえると、妥当であるといえる。

イ 平成10年6月29日の処理業再許可(I)

当時の許可事務に係る国の指針(平成10年5月厚生省通知。以下「平成10年指

針」という。)では、産業廃棄物処理業許可の性質について、「申請に係る事業の内容に応じ、申請者の有する施設及び能力が規則に定める基準に適合するかどうか審査し、これに適合する場合、当該申請者が欠格要件に該当すると認めるときを除き、許可を行うものであること。」と規定されており、都道府県知事などには許可を与えるか否かの裁量権は与えられてなかった。

また、おそれ条項を適用して不許可にする場合については、平成10年指針では、「繰り返し許可の取消処分を受けていること、法令違反を繰り返しており行政庁の指導等が累積している場合などで、かつ資質や社会的信用の面から許可しても適正処理が期待できないことが明らかな場合に、この条項を適用し不許可とすることができる。」とされていた。なお、おそれ条項を適用するに当たっては、全国的な統一性及び公平性を確保する必要があることから、国と協議することが求められていた。

三興企業は、この時点では許可取消しは受けておらず、措置命令についても履行している状況であり、市はおそれ条項を適用して不許可とすることは困難であった。

次に、許可基準の一つである経理的基礎の有無について、現在の国の指針では債務超過状態などの具体的な判断基準に加え、中小企業診断士の診断書などを必要に応じて提出させることなどが示されているが、平成10年指針では示されていなかった。本委員会では、当時の三興企業の経理的基礎の状況について、当時の資料をもとに中小企業診断士に依頼して診断を求めた。その結果、「業が再開されれば売り上げは期待できるが、借入金が増えてしまったため事業継続は当分苦しい状況が続くと思われる」との判断が示され、当時の三興企業の財務状況は、直ちに経理的基礎がないとまではいえないとのことであった。

また、環境省に措置命令の履行が完了していない施設であっても、施設が具備しているとして処理業の許可基準を満たすと考えられるかについて確認した。その結果、「措置命令の履行状況は、産業廃棄物処理業許可の基準である施設の具備の有無の判断材料とはならない。」とのことであった。

以上のことから総合的に考慮すると、廃棄物処理法の許可の基準を満たしていたと判断でき、市が許可したことは妥当であった。

しかし、この許可により産業廃棄物の搬入が再開され、結果として許可容量を超過してしまった状況を踏まえると、おそれ条項の積極的な活用について国と協議するなどの対応をしなかったことは、反省すべき点である。

(3) 平成11年9月から平成13年11月まで(Ⅲ期)

ア 平成11年9月から平成12年12月までの廃棄物高さ下げなどの指導(K)

平成11年9月以降においても、以前と同様に立入指導、指示書交付などが繰り返し行われており、市は、より早期の時点で事業停止などの行政処分を行うべきで

あった。

この間の市の対応を点検すると、①Dで行われた指導などの問題点が十分に改善されないまま、その後も同様な対応をしていること、②口頭指導から文書指導、指導から行政処分にスムーズに移行するための判断基準を組織として持っていなかったこと、③当該処分場は複雑な形状であり、埋立容量を正確に把握する方法は測量しかなかった。しかし、測量を実施するには一定期間廃棄物の受入れや道路事業用地の明渡しのための廃棄物の移動作業を制限することが必要であり、公共性の高い道路事業用地の明渡しを最優先に考えたため、事業者に測量実施を強く指導できなかったこと、④測量は、本来事業者が行うものと市は考えており、迅速に測量する体制がとれなかったことなどが挙げられる。

正確な測量が難しいとしても、市は埋め立てられた廃棄物の比重の測定など、埋立容量を数値的に把握する方法を検討するべきであった。

これらの結果として、Dにおいて速やかな行政処分ができなかったという経験が活かされず、ここでも行政処分を積極的に運用できずに、廃棄物の過大な積み上げが生じたことを市は真摯に受け止め、大いに反省すべきである。

(4) 平成14年1月から平成17年度まで（IV期）

ア 平成14年1月から平成15年10月までのG社による措置命令代行（S）

この期間では、平成14年1月に三興企業の産業廃棄物処分業をはじめとする全ての産業廃棄物処理業許可を取り消してから、行政代執行手続きを進めることを明確にした平成17年10月までに、3年9か月を要している。

行政代執行に踏み込む判断が遅れた理由としては、①G社は、平成14年1月から15年10月までの1年10か月にわたり、三興企業に発令した措置命令の履行のための作業を続けていたこと、②三興企業は既に倒産状態であることから、行政代執行した場合に費用を回収できる見込みがなく、市の財政状況の厳しい中では経費の確保は難しい状況であったこと、③産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行については市に実績はなく、体制が整っていなかったことなどが挙げられる。

これらは、当時の市を取り巻く状況などを考えると一概に否定されるべきものではないが、生活環境保全の観点から、G社のボランティアによる措置命令の履行を待つのではなく、他の自治体での行政代執行の事例を調査するなど市の執行体制を整え、もっと早い段階で行政代執行を選択することは可能であったと考える。

3 総合評価

(1) 産業廃棄物処理の原則と廃棄物行政

産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境を保全するためには、行政が廃棄物処理業者を指導監督し、廃棄物処理業者が法を遵守して処理することだけでは十分ではな

い。

そもそも産業廃棄物は事業活動に伴って発生しており、廃棄物発生の原因者である排出者を抜きに考えることはできない。廃棄物処理法第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めている。これは「排出者責任」と言われ、産業廃棄物処理の原則である。その根本には、環境汚染に責任を持つ者がその保全にかかる費用を負担すべきとするいわゆる「汚染者負担の原則」がある。排出者も環境への負荷を与えていることから汚染者の一人であり、これらの原則の下、排出者は分別を行ったり、自らあるいは廃棄物処理業者に委託したりして廃棄物の適正な処理をすることが求められているのである。

廃棄物行政において、市は廃棄物処理業者に対して市民の生活環境の保全の面から規律ある指導と法令に基づく行政処分を行う必要がある一方、市内において廃棄物処理施設の立地を促進し、健全な廃棄物処理業を育成することにより、市域での廃棄物適正処理を推進することも求められている。したがって、これらの行政行為を均衡させつつ適切に運用することにより、行政目的を達成しなければならない。

(2) 総括

本事案では、対象時期ごとに市の対応について当時の法令などの規制内容や許可の基準などを基に検証を行ったが、廃棄物の過剰埋め立てという不適正処理と、特定の行政行為の間に直接的な因果関係は確認できなかった。しかし、I期からIV期までの期間を通じて行政の各行為が互いに密接に関わっていたことを考慮すると、この間の市の対応については、過去に生じた課題が速やかに改善できていなかった点や、法令の条文や国の通知にとらわれて事態の進行を踏まえた積極的な対応ができなかった点が指摘できる。また、三興企業が措置命令を部分的には履行していたことをもって事業者の対応能力に期待を寄せた結果、行政代執行や告発に踏み切るタイミングに遅れが生じた点も指摘できる。

本事案においてはこうしたことが要因となり、健全な廃棄物処理業の育成と廃棄物の適正処理の推進という2つの目的の均衡が崩れ、廃棄物の過大な積上げという結果が生じてしまったということができる。

全期間を通じて、許認可に係る個々の行政行為は法令に沿って行われていたが、許可後の事業者への行政指導や行政処分に関し、迅速かつ効果的な対応が図られるべきであった。換言すれば、市は前例がなくても、積極的に行動することなどにより、生活環境の保全を推進すべきであった。

市はこうした点を真摯に受け止め、今後このような事案が二度と生じないよう再発防止につなげていく必要がある。

生活環境の保全は廃棄物処理法の目的であり、その実現には行政、排出者、処理業

者、市民などあらゆる主体がかかわらなければならない。関係する各主体が適切にその役割を担い、行動することで産業廃棄物の適正処理が行われるのである。その中で市は自らの責任と役割を深く自覚し、行政権限を適切に執行して市民の生活環境の確保に全力を尽くす必要がある。

第5章 再発防止のために

本委員会は、本事案に関する市の対応を検証した経験を踏まえて、今後の産業廃棄物行政を適切に遂行していくために、再発防止策として検討すべき基本的事項を整理し、提言する。

1 処分場における効果的な指導

埋立処分に対しては、埋立容量の的確な把握が重要であり、許可容量超過のおそれがある場合には、初期段階で是正を図るなどの対応が必要である。

現行法令では、処分場設置者に対し処分場の残容量の測量は義務化されているが、処分場の残容量がわずかと思われる処分場については、報告徴収や立入指導を効果的に行うことや、必要に応じて市による測量を実施するなど、埋立終了の時期を早期かつ的確に予測し、処分場設置者を指導することが求められる。

2 行政指導などの基準の作成

口頭指導から文書指導への切り替え、文書指導の的確な運用方法、測量の実施、行政指導から行政処分への適切な切り替えなど、事業者の状況に応じた的確に対応するシステムが必要である。

定期立入などによる不適正処理の発見から行政指導、報告徴収による事実認定を含む行政処分適用についての基準を、国の行政処分の指針に基づき策定することが求められる。職員の裁量範囲をできるかぎり削減するとともに、客観性や透明性が高い行政指導及び行政処分を迅速に執行できる体制とすることが必要である。なお、違反の状況によっては指導を経ずに速やかに行政処分を行うことも必要である。

3 廃棄物処理業者指導の充実

廃棄物処理業者指導には、市民の生活環境の保全のための厳格な行政処分を行う必要がある一方、市内において健全な廃棄物処理業者を育成することにより、廃棄物適正処理を推進することも求められる。具体的には、次のような対策が考えられる。

(1) 立入検査の充実

不適正事案への指導に限らず、事案の拡大を未然に防ぐため、処理業者に計画的な立入検査を実施する。実施にあたっては、検査事項の明確化、過去の指導経過などの引継ぎの徹底による継続的指導の確保、違反のおそれがある事業者への重点的立入検査の実施などにより、検査の充実を図る。

(2) 処理業者情報の公表

排出事業者が廃棄物の収集運搬・処分委託業者の選定に際し、参考となるよう処理業者の行政処分情報を公開する。また、一定の基準を定めて処理業者を評価し（例えば優良業者認定制度）、その結果を公表することで、処理業者の意識向上を図る。

(3) 監視・指導体制の充実

不適正処理の防止のためには早期対応が不可欠であるため、市民から寄せられる産業廃棄物の不適正処理に関する苦情などに対して、迅速かつ継続的な現場確認・指導を行うことができるよう、監視・指導体制の充実を図る。

(4) 排出事業者と連携した処理業者指導

廃棄物の処理責任は排出事業者にあることを踏まえ、処理業者の不適正事案については、排出事業者への確認調査・立入指導などを行い、産業廃棄物管理票や帳簿などを基に排出業者に関する情報を早期に収集するなど、排出事業者指導と連携した処理業者指導を実施する。

4 組織内の情報共有と専門技術の向上

廃棄物処分場については長期間にわたり事業が継続されるケースが多いため、行政として客観的かつ透明性の高い対応を図っていく必要がある。

(1) 許可審査の平準化と継続性の確保

担当職員が変わっても一貫した許可審査水準を確保していくため、許可審査時におけるチェックシートの活用などにより審査水準の平準化と継続性確保を図る。また、産業廃棄物処理業の更新許可にあっては、立入検査や指導の結果が反映できるよう指導記録の充実を図る。

特に、問題行為が連続した案件においては、有識者への諮問などによりおそれ条項の積極的な適用を図ることも考慮すべきである。

(2) 実施体制の強化

施設審査、処理業許可、苦情対応など、組織内の各部門が有機的に連携し、効率的・効果的な指導体制を確保する必要がある。

(3) 研究発表などの職員研修の実施

廃棄物問題に関する研究発表や研修会への積極的参加、組織内での事例研究などに

より、職員間における情報の共有化及び専門技術の向上を図る。

5 関係各機関との連携

庁内関連部門や警察などと適正な連携を図る。

そのためには、環境関連、用地規制部門など庁内の関連部署や国、県、警察など関係機関と日頃から情報交換などに努め、相互に連携した効果的な指導の実施を図る必要がある。

発 行 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

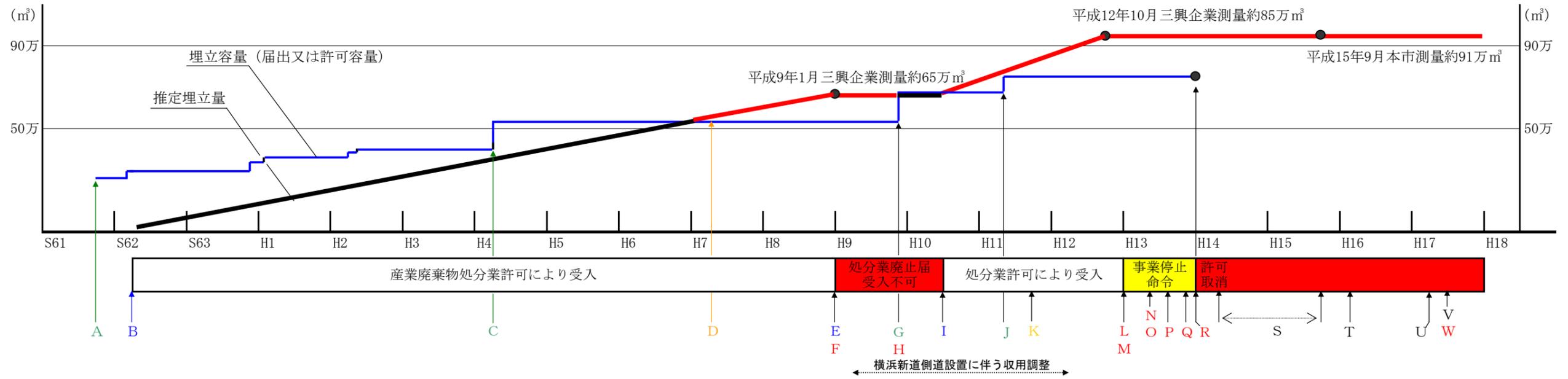
事務局 横浜市資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課

横浜市中区住吉町 1 - 1 3 松村ビル 8 F

TEL:045-671-2511 FAX:045-651-6805

戸塚区品濃町最終処分場の埋立状況と経緯

資料



- A 昭和61年9月5日 施設設置届出 (埋立容量27万m³) 本件場所に管理型最終処分場を設置する旨の届出書を提出⇒埋立容量 271,520m³ (埋立面積 18,767m²)
- B 昭和62年4月23日 埋立処理業許可 取得済の産業廃棄物収集運搬業や処分業 (選別) に加えて、最終処分業 (埋立) の許可を取得。
- C 平成4年5月25日 施設変更届出 (埋立容量52万m³) 既設最終処分場の埋立容量等の拡大に伴う施設変更届出を提出⇒埋立容量 515,139m³ (埋立面積 21,386m²)に変更。
- D 平成7年5月12日 指示書交付 平成7年4月以降、埋立廃棄物の高さを計画高さまで下げるよう現場立入時に指導してきたが改善が見られないため、文書による指示を実施した。(計5回)
から平成9年まで
- E 平成9年2月24日 産業廃棄物処分業廃止届 最終処分場埋立終了のため、産業廃棄物処分業 (最終処分) の廃止届出書を提出。
- F 平成9年2月24日 第1回措置命令 事業者が埋立容量を測量した結果、許可容量を超過していることが判明 (平成9年1月)。産業廃棄物を過大に処分し積み上げている状態の原状回復措置を命令。
- G 平成9年12月25日 施設変更許可 (埋立容量67万m³) 横浜新道側道設置に伴う埋立区域の変更等により施設の変更許可申請が出され、これを許可⇒埋立容量 674,252m³ (埋立面積 23,899m²)
- H 平成9年12月25日 第2回措置命令 第1回措置命令に対し、横浜新道側道設置計画との調整等に時間を要したものの命令事項が履行されていなかったため、再度履行期限を定めて安全な形状に改善する措置を命令。
- I 平成10年6月29日 産業廃棄物処分業許可 施設の変更許可により廃棄物の受け入れが可能となったとのことで産業廃棄物処分業 (最終処分) の許可申請が出され、これを許可⇒受入容量を限定。
- J 平成11年6月24日 軽微変更届出 (埋立容量74万m³) 軽微変更届出が提出され、埋立容量が738,502m³まで拡大された。(埋立面積 25,914m²)
- K 平成11年9月から 指示書交付 修景作業及び搬入抑制について文書指導 (12回)
平成12年12月まで
- L 平成12年12月15日 第1回事業停止命令 許可容量を超えて埋立を行ったため、24日間若しくは埋立容量が施設容量以下となったことを市が確認した日まで事業停止を命じた。
- M 平成12年12月27日 第1回改善命令 高さ下げ作業による悪臭が処分場外に発散しないような措置を講じることを命じた。
- N 平成13年3月23日 第3回措置命令 廃棄物の飛散、過剰埋立による法面崩落・流出防止、浸出液による地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じることを命じた。
- O 平成13年3月23日 第2回事業停止命令 第1回事業停止命令の停止期間経過後の測量で容量超過が解消されていないことが判明したため、180日間の事業停止を命じた。
- P 平成13年9月21日 第3回事業停止命令 第2回事業停止命令で命令理由 (埋立廃棄物量が許可容量を超過) が解消されていないため、60日間の事業停止を命じた。
- Q 平成13年11月20日 第4回事業停止命令 第3回事業停止命令で命令理由 (埋立廃棄物量が許可容量を超過) が解消されていないため、90日間の事業停止を命じた。
- R 平成14年1月16日 許可取消 第3回措置命令事項が履行期限までに完遂されておらず、措置命令に違反したことからすべての処理業の許可を取り消した。
- S 平成14年4月23日 G社が第3回措置命令を代行 平成15年10月30日 G社が措置命令の履行等を目的として設立され、第3回措置命令の内容の一部を代行。(水処理については、現在も代行)
- T 平成16年2月12日 水質検査 処分場下流の公共水路の水質検査 (2回目を4月14日) を実施。BOD等有機性汚濁とホウ素が環境基準を超過
- U 平成17年3月18日 下水道仮接続工事 公共水路で水質汚濁が確認されたため、上流部の排水を下水道に仮接続する工事を実施。
- V 平成17年7月22日 刑事告発 法人及び元役員1名を廃棄物処理法 (第15条の2の4: 変更の許可等) 違反で刑事告発した。
- W 平成17年7月26日 第4回措置命令 元役員4名に対して第3回措置命令と同じ内容で必要な措置を講じることを命じた。

戸塚区品濃町最終処分場
に係る検証結果報告書
～資料編～

(案)

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

資料編目次

1 関係法規等

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・産業廃棄物処理業許可関係の変遷 …………… A
 - ・産業廃棄物処理業許可に係る欠格要件の変遷 …………… B
 - ・産業廃棄物処理施設許可関係の変遷 …………… C
- (2) 旧厚生省、環境省通知及び横浜市指針等
 - ・産業廃棄物処理業等許可事務に関する国通知の変遷 …………… D
 - ・行政処分の指針等の変遷 …………… E
- (3) その他
 - ・産業廃棄物処理業許可、
処理施設許可に関連する訴訟及び判例 …………… F

2 検証資料（時系列資料）

- (1) 検証シート …………… G 1～G14
- (2) 確認調査結果
 - ・I期、II期 …………… H
 - ・III期、IV期 …………… I
- (3) 施設変更許可の許可基準との適合状況 …………… J
- (4) 処理業許可の許可基準との適合状況 …………… K
- (5) 処理業許可時の経理状況について …………… L
- (6) その他
 - ・行政処分の状況（旧厚生省・環境省統計） …………… M

3 検証委員会に関する要綱等

- (1) 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会
設置要綱 …………… N
- (2) 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の
会議の公開・傍聴規程 …………… O
- (3) 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会
委員名簿 …………… P
- (4) 委員会の開催状況 …………… Q
- (5) 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会
会議録（第1回～第8回） …………… R 1～R 8

4 その他

- (1) 横浜市会での議論の状況 …………… S
- (2) 戸塚区品濃町最終処分場に関する
苦情等の状況 …………… T
- (3) 苦情の状況（統計） …………… U

※資料中の法は廃棄物処理法、令は廃棄物処理法施行令、規則は廃棄物処理法施行規則を指す

廃棄物処理法における産業廃棄物処理業許可関係の変遷(許可基準、取消基準)

		平成6年10月1日	平成12年10月1日	平成13年1月6日	平成15年12月1日
許可	法第14条	4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。～略～ 6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。 7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。	4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。～略～ 6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が第二項第二号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。 7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。	4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。～略～ 6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が第三項第二号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。 7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。	6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。～略～ 10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が第五項第二号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。 11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
	規則第10条の5	法第十四条第六項第一号（～略～）の規定による厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 （1）埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 （1）次に掲げる者が厚生大臣が認定する産業廃棄物の処分に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。 （イ）申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 （ロ）申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 （2）産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。	法第十四条第六項第一号（～略～）の規定による厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 （1）埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 （1）次に掲げる者が厚生大臣が認定する産業廃棄物の処分に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。 （イ）申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 （ロ）申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 （2）産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。	法第十四条第六項第一号（～略～）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 （1）埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 （1）産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。（平成13年2月1日改正） （イ）申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 （ロ）申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 （2）産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。	法第十四条第十項第一号（～略～）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 （1）埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 （1）産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （イ）申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 （ロ）申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 （2）産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
許可基準	法第14条の3	第七條の二第三項（変更届出、条文略）及び第七條の三の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第七條の二第三項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、第七條の三中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。	法第7条の3(準用) 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者がこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第七條第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	法第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	法第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
	法第14条の3	第七條の二第三項（変更届出、条文略）及び第七條の三の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第七條の二第三項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、第七條の三中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。	法第7条の3(準用) 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者がこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第七條第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	法第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	法第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
事業停止・許可取消	法第14条の3	一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第三項第一号又は第六項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 三 第十四条第三項第二号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。 四 第十四条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第三項第一号又は第六項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 三 第十四条第三項第二号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。 四 第十四条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第三項第一号又は第六項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 三 第十四条第三項第二号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。 四 第十四条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 * 欠格要件該当は許可取消 三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。
	法第14条の3の2	都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 一 第十四条第五項第二号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。 二 前条第一号に該当し情状が特に重いととき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。	都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 一 第十四条第五項第二号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。 二 前条第一号に該当し情状が特に重いととき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。	都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。	都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

廃棄物処理法における産業廃棄物処理施設許可関係の変遷

	変更許可	許可基準	条件付与・使用前検査	許可関連手続	軽微変更要件	許可取消し等	維持管理関連
平成4年7月4日	法第15条の2 第1項 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	法第15条 第2項 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 一 厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。 二 産業廃棄物の最終処分場である場合においては、厚生省令で定めるところにより、災害防止のための計画が定められているものであること。	法第15条 第3項 第一項の許可には、生活環境の保全上の条件を付することができる。	法第15条 第4項 第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。	規則 第12条の8 第五条の二の規定は、法第十五条の二第一項の規定による許可を要しない産業廃棄物処理施設の構造又は規模の軽微な変更について準用する。 規則 第5条の2 法第9条第1項の規定による厚生省令で定める軽微な変更は、主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10%以上の変更を伴わない変更とする。	法第15条の3 第1項 都道府県知事は、第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第二項第一号又は同条第二項第二号の二に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき、産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき、又は第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を受けた者が第十五条の二の三において準用する第八条の五第一項の規定による積立てをしななければならない場合においてその積み立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る同条第一項第十五条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。	法第15条 第5項 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。
平成10年6月16日	法第15条の2の4 第1項 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	法第15条の2 第1項 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 一 その設置に関する計画が厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。 二 その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全に適切に配慮がなされたものであること。	法第15条の2 第3項 前条第一項の許可には、生活環境の保全上の条件を付することができる。	法第15条第3項 (ミニアクセス) 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。 法第15条の2 第4項 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。 法第15条第4項 (告示縦覧) 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る)について、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び設置場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。 法第15条第6項 (意見書) 第四項の規定による告示があったときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。 法第15条の2 第2項 (有難書) 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、前項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関する事項を有する者の意見を聴かなければならない。	規則 第12条の8 法第十五条の二の四第一項の規定による厚生省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。 一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力(当該能力について法第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)以下にの号において同じ。)に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が十パーセント以上変更されるに至るもの。 二 第十一号第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る変更。 三 第十一号第二項第三号に掲げる事項に係る変更であって、次のイからカまでに掲げる産業廃棄物処理施設の種類のうち、当該イからカまでに掲げる設備に係るもの(当該イからカまでに掲げる設備の増設又は削減による当該設備の種類の増減は、当該イからカまでに掲げる設備の増設又は削減による当該設備の種類の増減を指す。)を除く。 イ 令第七条第十四号ハに掲げる施設 ロ 令第七条第十四号ニに掲げる施設 ハ イーは管理型処分場以外に関する規定であるため省略。 四 第十一号第二項第四号に掲げる事項に係る変更(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。) 五 第十一号第三項各号に掲げる事項に係る変更(第十一号第三項第一号に掲げる数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が軽減されることとなるもののみを行う場合を除く。)	法第15条の3 第1項 都道府県知事は、第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第二項第一号又は同条第二項第二号の二に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき、産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第二項第三号に規定する厚生省令で定める基準に適合していないと認めるとき、産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要請し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき、 四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第三項第二号イからハまでのいずれかに該当するに至ったとき。 五 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	法第15条の2の2 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の四第一項第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。 法第8条の4 第1項 (記録の閲覧) 第十五条第一項の許可(同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、当該許可に係る産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の三による読替え)を当該許可に係る産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関する計画の閲覧を希望する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。 法第8条の5 第1項 (維持管理積立金) [法第15条の2の3による読替え] 特定産業廃棄物最終処分場(産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であって、厚生省令で定めるものをいう。以下同じ。)について第八条第一項の許可を受けた者(以下「特定産業廃棄物最終処分場の設置者」という。)は、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の積立金を維持管理積立金として積み立てなければならない。 平成9年法律第85号 附則 第5条 第6項 新法第十五条の二の二において準用する新法第八条の五の規定は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であって、附則第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。
平成9年法律第85号	法第15条の2の4 第2項 前条第二項及び第三項第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第三項までの規定は、前項の許可について、同条第四項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。						
平成10年厚生省令第31号							
平成12年9月30日							
平成12年10月1日	法第15条の2の4 第1項 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	法第15条の2 第1項 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全に適切に配慮がなされたものであること。 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして、厚生省令で定める基準に適合するものであること。 四 申請者が第十四条第三項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。	法第15条の2 第4項 前条第一項の許可には、生活環境の保全上の条件を付することができる。 法第15条の2 第5項 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。	変更なし	変更なし	法第15条の3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。 一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の二に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。 二 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第二項第三号に規定する厚生省令で定める基準に適合していないと認めるとき。 三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要請し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第三項第二号イからハまでのいずれかに該当するに至ったとき。 五 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	変更なし
平成12年法律第105号	法第15条の2の4 第2項 第十五条第二項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第三項までの規定は、前項の許可について、同条第四項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。						
平成15年11月30日							
平成15年12月1日	法第15条の2の5 第1項 [15条の2の4が条ずれ、本文省略] 法第15条の2の5 第2項 [15条の2の4が条ずれ、本文省略]	法第15条の2 第1項 [未改正部分は省略] 四 申請者が第十四条第三項第二号イから第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。	変更なし	変更なし			
平成15年法律第93号							
平成18年3月31日							
							平成9年法律第85号 附則 第5条 第6項 新法第十五条の二の三において準用する新法第八条の五の規定は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であって、附則第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、平成十八年三月三十一日までは、適用しない。

産業廃棄物処理業等許可事務に関する国通知の変遷（許可事務取扱要領関係）		平成5年2月25日厚生省通知(平成6年8月、平成10年5月改正、平成12年12月28日廃止) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領について	平成12年9月29日厚生省通知 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の 取扱いについて
国の通知の概要（処理業許可事務の取扱いについて）	許可の性質	申請に係る事業の内容に応じ、申請者の有する施設及び能力が規則(条項略)に定める基準に適合するかどうかを審査し、これに適合する場合に、当該申請者が欠格要件に該当すると認めるときを除き、許可を行うものであること。	法第14条第3項及び第6項並びに第14条の4第3項及び第6項は、申請者が技術上の基準に適合する施設及び能力を有し、かつ欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えられているものではないこと。
	施設に係る基準	1 申請に係る施設について、その構造が取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処分ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ維持管理が適正に行えるものであること等について(*必ず実地に)確認すること。～以下略～ (*は平成10年5月改正で追加 2 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権原を有していることを確認すること。	1 申請に係る施設について、その構造が取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処分ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ維持管理が適正に行えるものであること等について必ず実地に確認すること。～以下略～ 2 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権原を有していることを確認すること。
経理的基礎	1 事業計画が廃掃法(以下「法」という。)の諸規定に従って処理業を行う上で適正なものであり、また、当該計画に従って行われる事業に必要な設備、機材等の整備に要する資金額が類似の他事業と比較して妥当かどうかを確認すること。	1 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。	1 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。
	2 事業の開始に要する資金の調達方法はできる限り具体的に記述させ、必要に応じて金融機関等と連絡調整を図ることにより、金融機関等からの融資や借入の確実性を確認すること	2 申請者が個人である場合には、～以下略～	2 申請者が個人である場合には、～以下略～
	3 資金の借入を行う場合には、資金の調達方法と事業計画に基づき、長期的な事業収支計画が実行可能な借入金の返済を見込んだものかどうかにより、事業の継続性を判断すること。	3 事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要とされる一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれるものであること。	3 事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要とされる一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれるものであること。
	4 貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は個人資産の状況を記載した調書及び所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の内容を十分審査し、会社又は個人として事業の継続性や資金の借入をした場合の返済の可能性について判断すること。	4 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益をもって資金に充てるものについてはその見込額を記載させること。	4 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益をもって資金に充てるものについてはその見込額を記載させること。
	5 新たに法人を設立して処理業を行おうとする場合には、過去の貸借対照表等が無いことから、資本金の額及び株主構成等を提出させ、事業計画等への適合性を審査することにより経理的基礎の有無を判断すること。	5 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。 6 事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が3割を超えていることが望ましいものと考えられる財政状態に関しては、少なくとも債務超過の状態でないことが相当であるが、なお、以下に留意して判断されたいこと。～以下略～	5 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。 6 事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が3割を超えていることが望ましいものと考えられる財政状態に関しては、少なくとも債務超過の状態でないことが相当であるが、なお、以下に留意して判断されたいこと。～以下略～
おそれ条項	「おそれ条項」は、法第7条第3項第4号イからニまでのいずれにも該当しないが、許可を行うにつき支障がある場合に弾力的に対応するための規程であり、これにより個々の実態に即して適切に業の許可を行うことができるものであること。したがって、申請者が、以下の事例に該当する場合であって、かつ、その資質及び社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかである場合には、おそれ条項に該当するものとして不許可処分とすることができる。なお、おそれ条項の適用に当たっては、全国的な統一性及び公平性を確保する必要があることから、当省と協議すること	「おそれ条項」は、法第7条第3項第4号イからニまで及び第14条第3項第2号ロからヘまでのいずれにも該当しないが、許可を行うにつき支障がある場合に弾力的に対応するための規程であり、申請者の資質及び社会的信用の面から業務の適切な運営を期待できないことが明らかである場合には、許可をしないことができること。具体的には、次の場合がこれに該当するものとして考えられること。	「おそれ条項」は、法第7条第3項第4号イからニまで及び第14条第3項第2号ロからヘまでのいずれにも該当しないが、許可を行うにつき支障がある場合に弾力的に対応するための規程であり、申請者の資質及び社会的信用の面から業務の適切な運営を期待できないことが明らかである場合には、許可をしないことができること。具体的には、次の場合がこれに該当するものとして考えられること。
	1 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けており、許可を与えても、再度取消処分を受けることが予想される場合	1 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている場合	1 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている場合
	2 法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令(生活環境の保全を目的とする法令)若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴が提起されている場合	2 法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令(生活環境の保全を目的とする法令)若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合	2 法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令(生活環境の保全を目的とする法令)若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
	3 2に掲げる法令に係る違反を繰り返し、又は2に掲げる罪を繰り返し犯しており、行政庁の指導等が累積している場合	3 2に掲げる法令に係る違反を繰り返し、又は2に掲げる罪を繰り返し犯しており、行政庁の指導等が累積している場合	3 2に掲げる法令に係る違反を繰り返し、又は2に掲げる罪を繰り返し犯しており、行政庁の指導等が累積している場合
4 その他1から3までに掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合	4 その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合	4 その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合	

	国の通知		横浜市の基準・指針			
	産業廃棄物処理業者に対する業の許可の取消し等(許可取消・事業停止)の指針について	行政処分の指針について	産業廃棄物に係る不利益処分の基準(神奈川県及び県内政令市の統一基準)	産業廃棄物に係る不利益処分の基準の運用指針		
平成6年 平成7年	<p>平成6年10月1日</p> <p>①</p> <p>・対象は処理業許可のみ ・指針の中に具体的な処分の基準についての記載なし</p>	<p>行政処分の指針について</p> <p>・行政手続き法の規定に基づき制定 ・処理施設許可等も対象 ・違反行為に対する処分の基準が示される</p>				
平成8年						
平成9年				平成8年11月5日	平成9年2月5日	
平成10年					⑤	
平成11年					平成11年7月7日	⑧
平成12年					⑥	
平成13年			平成12年12月28日	平成13年5月15日		
平成14年			<p>・処理施設許可等も対象 ・違反行為に対する処分の基準が示される</p>	②	平成13年10月1日	平成13年10月1日
平成15年					平成14年5月21日	
平成16年					③	
平成17年				⑦	⑨	
平成18年		平成17年8月12日				
		④				

産業廃棄物処理業許可、処理施設許可に関連する訴訟及び判例

(最高裁判所判例検索システム調査結果) 平成18年6月22日

番号	判決年月日	裁判所名	件名	原審	概要
1	平成14年5月21日	福島地裁	産業廃棄物最終処分場設置許可処分取消請求事件		要綱に定められた周辺住民の同意がないこと等を理由として、許可取消を求めたが、要綱は法や条例の定めた要件ではないことから棄却。
2	平成14年2月20日	東京高裁	産業廃棄物処理施設設置許可申請不受理取消請求控訴事件	H13.6.29前橋地裁 (No.4)	施設設置許可申請書の返却は却下処分であり、法の要件を満足しているにもかかわらず、規定を根拠として却下するのは違法とした。
3	平成13年11月16日	静岡地裁	産業廃棄物処理業等の許可取消処分取消請求事件		法違反を理由として、処理業許可を取消したことについて、処分の違法性と取消による損害について国家賠償法に基づく賠償を求めた事件。(いずれも理由がないとして棄却)
4	平成13年6月29日	前橋地裁	産業廃棄物処理施設設置許可申請不受理取消請求事件		事前協議が不承認であることを理由に施設設置許可申請書を返却したことを違法とし、その取消しを求めた。(審査拒否は事実行為であり、処分にあたらないとし、却下)
5	平成12年12月19日	和歌山地裁	産業廃棄物処理業等の不許可処分取消請求事件		事業場への搬入道路が狭隘であることを法に適合しないと認定して不許可処分をすることが違法とされた。
6	平成12年5月17日	東京高裁	産業廃棄物処分業許可処分取消請求控訴事件	H11.1.24横浜地裁 (No.7)	許可を受けた事業者が廃止届を提出したことにより訴えの利益がなくなったため、却下
7	平成11年11月24日	横浜地裁	産業廃棄物処分業許可処分取消請求事件		処分業の許可について、施設近隣の茶畑の所有者が違法な許可処分により茶畑に甚大な被害を受け法律上の利益を侵害されていることを理由として、当該許可処分の取消を求め、認められた。
8	平成10年11月27日	新潟地裁	県外産業廃棄物処理禁止等請求事件		施設設置にあたり、締結された公害防止協定及び県外廃棄物の処理をしない旨の確約書の履行を請求し、認められた。
9	平成10年4月27日	大分地裁	産業廃棄物処理施設の適合認定取消請求事件		処分場の施設基準適合認定の取消しを求めたが、原告適格がないこと、訴えの利益がないことから却下
10	平成10年1月27日	仙台地裁	産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可拒否処分取消請求事件		要綱に従わない事業者の許可関係書類を返戻し、受理を拒否したことが、不作為にあたり、違法とされた。
11	平成9年10月7日	札幌高裁	産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求控訴事件	H9.2.13札幌地裁 (No.12)	施設の設置許可について、知事の裁量権はないとして棄却
12	平成9年2月13日	札幌地裁	産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求事件		要綱(住民の同意等)に従わないことを理由とする不許可処分が裁量権の逸脱・濫用として違法とされた。
13	平成7年12月19日	高松高裁	産業廃棄物処理業不許可処分取消請求控訴事件	H6.9.9松山地裁 (No.14)	原審を支持
14	平成6年9月9日	松山地裁	産業廃棄物処理業不許可処分取消請求事件		収集運搬業の不許可処分(理由:運搬能力無し、恐れ条項の適用)の違法性を争ったが、不許可処分は適法認められた。
15	平成6年3月18日	福岡地裁	焼却炉設置計画廃止勧告処分無効確認請求事件		廃棄物処理法の規制対象とならない小規模産業廃棄物処理施設を規制する条例が、法の目的と効果を阻害するため、無効とされた
16	平成3年2月28日	宇都宮地裁	産業廃棄物処理施設設置届受理拒否処分取消並びに損害賠償請求事件		要綱に従わない事業者の施設設置届の受理を拒否したことが、違法とされた。
17	平成2年1月18日	前橋地裁	産業廃棄物処理業許可処分取消請求事件		施設周辺環境悪化を理由に許可処分の取消しを請求したが、法(14条2項)が個人的利益を保護するものではなく、原告適格が認められないとした。

D	平成7年5月～9年1月	廃棄物の高さ下げを指示した計8回の指示書交付状況	D
年月日	本市から事業者への指示	事業者の対応	本市の立入状況
平成6年4月27日	-	改善計画書の提出 料理学校前の整地（最終計画高FH74.00）を平成6年5月中、正面の整地（最終計画高FH79.00）を平成6年12月までに完了する。	<平成6年4月～7年3月の立入状況> ・計56回の立入を実施
平成6年8月3日	-	改善計画変更届出書の提出 悪臭発生防止措置及び作業時間限定による工事遅延を理由に、平成6年4月27日付け改善計画書の内容変更：秋以降に着手する。また、工期を平成7年3月末までに延伸。	
平成6年12月1日	-	改善計画変更届出書の提出 平成6年8月3日付け改善計画変更届出書の内容変更：工期を平成7年3月末までに延伸	
平成7年4月3日	-	改善計画変更届出書の提出 平成6年12月1日付け改善計画変更届出書の内容変更：工期を平成7年4月末までに延伸	<平成7年4月～8年3月の立入状況> ・計57回の立入を実施
平成7年5月12日	指示書交付 埋立廃棄物の高さを計画高さまで下げるよう指示した件について、当初は完了期限を平成7年3月末までとしていたところを4月末まで延長したが、なお期日を経過しても完了していないことから、5月末までに必ず完了させること。併せて、顛末書・今後の計画書を提出すること。	平成7年5月17日 顛末書の提出 作業時間を延長し2基の破砕機で破砕しながら廃棄物の移動を行っており、平成7年5月末までに完了させる。	
平成7年9月6日	指示書交付 埋立容量を把握し、容量超過の場合は、その理由、改善方法・改善時期・対応策等を9月20日までに報告すること。 また、埋立面積が届出面積を超過している場合は、経過説明・今後の対応策も報告すること。	平成7年9月20日 報告書の提出 I 測量結果 市への届出埋立容量515,139m ³ に対して測量結果は587,908.2m ³ II 測量結果が届出埋立容量を超過していた理由 ①市提出図面と現況地盤と相違したが現況に合わせて掘削工事を行った ②仮埋立している廃棄物の減容を考慮せずに測量した III 改善方法及びその時期 ①現況に合わせた図面を早急に作成し、提出する ②横浜市が立会いのもと、減容化作業を実施し、ここで算定された減容率をもとに工程表を作成する ③横浜新道側道の新設において擁壁を築造する計画があり、これによって埋立容量増が図られる。平成9年3月着工の予定。	
平成7年11月22日	指示書交付 最終処分場受入制限計画書（新規契約及び既契約者に対する受入制限の方法・期間）を作成し、平成7年11月30日までに提出すること。	平成7年11月30日 最終処分場受入制限計画書の提出 平成7年12月1日から新規契約は行わない。また、既契約者からの受入は選別作業の徹底により現行の2割減とする。	・平成8年3月21日～4月25日に計6回、減容化率算定の実地調査に立会った
	平成7年9月20日付け報告書のⅢ②について、減容率算定の調査計画書・減容化実施計画書を平成8年1月30日までに提出すること。 平成7年9月20日付け報告のⅢ①、③について、至急、変更許可申請書を提出すること。	平成8年3月7日 減容率算定の調査計画書・減容化実施計画書の提出 ・調査計画書：減容化した廃棄物の埋立場所を設定しておき、減容前の容量と比較する。 ・減容化実施計画書：150日間で約64,000m ³ を20,160m ³ に減容する。	
平成8年5月17日	-	高さ下げ工事工程表の提出 平成8年7月13日までに約12mの嵩下げ。	<平成8年4月～9年3月の立入状況> ・計55回の立入を実施
平成8年6月24日	指示書交付 5月17日付け高さ下げ工事工程表のとおり、速やかな高さ調整及び法面修景を行い、作業にあたっては周辺環境や安全性に十分配慮すること。	平成8年6月25日 高さ下げ工事進捗状況報告書の提出 5月17日付け高さ下げ工事工程表における途中経過報告。	
平成8年10月2日	指示書交付 6月24日付け指示書の指示事項履行が遅れているため、その理由、対応策、工程表を提出すること。	平成7年10月18日 報告書の提出 ・工事遅延理由の報告：大型重機の故障・悪臭対策の実施・台風 ・高さ下げ工事工程表及び工事計画図面添付	
平成8年12月24日	指示書交付 高さを下げる計画の完了期限経過後においても計画高さに下がっていないため、平成9年3月までに下げる。	-	
平成8年12月27日	指示書交付 12月26日の現場確認では上部廃棄物の落とし込み作業の進捗が思わしくない。年度末までに高さを下げることができない場合は通常業務を停止して高さを下げる作業等の措置を講じること。	-	
平成9年1月10日	指示書交付 1月17日までに本市立会いのもとに測量を開始し、1月22日までに測量結果と埋立廃棄物の体積を報告すること。 また、本市も測量を実施するので立ち合うこと。 なお、許可容量を超過しての廃棄物埋立は処理施設の無許可変更となり、事業停止となる。	-	

E	平成9年2月24日	処理業廃止届出	E																								
処理業廃止届出の内容	最終埋立処分場埋立量終了のため、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の最終処分業を廃止する旨の届出書を平成9年2月24日に提出。		関係法令 ・法第14条の3で準用する 法第7条の2第3項 ・法第14条の5第3項で準用する 法第7条の2第3項																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>届出書提出後の許可状況</th> <th>届出書提出前の許可状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集運搬（積替保管を除く）</td> <td>収集運搬（積替保管を除く）</td> </tr> <tr> <td>収集運搬（積替保管を含む）</td> <td>収集運搬（積替保管を含む）</td> </tr> <tr> <td>中間処理（焼却） →平成9年2月26日休止届出書提出 —</td> <td>中間処理（焼却） 最終処分（埋立管理型）</td> </tr> </tbody> </table>	届出書提出後の許可状況		届出書提出前の許可状況	収集運搬（積替保管を除く）	収集運搬（積替保管を除く）	収集運搬（積替保管を含む）	収集運搬（積替保管を含む）	中間処理（焼却） →平成9年2月26日休止届出書提出 —	中間処理（焼却） 最終処分（埋立管理型）																	
届出書提出後の許可状況	届出書提出前の許可状況																										
収集運搬（積替保管を除く）	収集運搬（積替保管を除く）																										
収集運搬（積替保管を含む）	収集運搬（積替保管を含む）																										
中間処理（焼却） →平成9年2月26日休止届出書提出 —	中間処理（焼却） 最終処分（埋立管理型）																										
処理業廃止届出提出直前の状況	測量指示とその結果	平成9年1月10日 指示書交付 測量及び結果報告の指示 測量結果と容積超過率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年月日</th> <th>埋立面積㎡</th> <th>埋立容量m³</th> <th>容量超過量m³</th> <th>容量超過率%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近の施設変更届出</td> <td>平成4年5月25日</td> <td>21,386</td> <td>445,617 A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>本市測量値</td> <td>平成9年1月17日</td> <td>21,386</td> <td>673,412 B</td> <td>227,795 B-A</td> <td>51.1(B-A)/A</td> </tr> <tr> <td>三興測量値</td> <td>平成9年1月17日</td> <td>21,386</td> <td>651,505 C</td> <td>205,888 C-A</td> <td>46.2(C-A)/A</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年月日	埋立面積㎡	埋立容量m ³	容量超過量m ³	容量超過率%	直近の施設変更届出	平成4年5月25日	21,386	445,617 A	—	—	本市測量値	平成9年1月17日	21,386	673,412 B	227,795 B-A	51.1(B-A)/A	三興測量値	平成9年1月17日	21,386	651,505 C	205,888 C-A	46.2(C-A)/A	本市及び三興企業が行った測量結果では、共に施設の軽微変更に対応する容量増加(10%未満)を大幅に超過していた。
		区分	年月日	埋立面積㎡	埋立容量m ³	容量超過量m ³	容量超過率%																				
直近の施設変更届出	平成4年5月25日	21,386	445,617 A	—	—																						
本市測量値	平成9年1月17日	21,386	673,412 B	227,795 B-A	51.1(B-A)/A																						
三興測量値	平成9年1月17日	21,386	651,505 C	205,888 C-A	46.2(C-A)/A																						
平成9年2月13日 弁明の機会の付与 1 予定される不利益処分の内容等 産業廃棄物処分業（最終処分に限る。）及び特別管理産業廃棄物処分業（最終処分に限る。）の事業停止55日（平成9年2月25日～4月20日） 2 根拠法令 法第15条の2第1項違反による法第14条の3で準用する法第7条の3及び法第14条の6の適用 3 不利益処分の原因となる事実 本市が平成9年1月17日に測量を実施したところ、埋立廃棄物量が673,412m ³ であり、当該処分場の施設許可容量445,617m ³ を227,795m ³ (51.1%)超過していた。 平成9年2月21日 弁明書を受理 ・不利益処分の原因となる事実、不利益処分内容及び根拠となる法令の条項については、特に弁明すべきことはない。 平成9年2月24日 最終処分業の廃止届出書を提出 ・産業廃棄物処分業（最終処分）及び特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）に関する業の廃止届出書を提出 ↓ 事業停止命令は発令せず																											

F	平成9年2月24日	第1回措置命令	F																									
第1回措置命令の内容	<p>1 措置命令の原因となる事実 (1) 産業廃棄物処理基準違反 (廃棄物の飛散・流出) 測量結果と容積超過率</p> <table border="1" data-bbox="400 321 1498 569"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年月日</th> <th>埋立面積^{m²}</th> <th>埋立容量^{m³}</th> <th>容量超過量^{m³}</th> <th>容量超過率%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近の施設変更届出</td> <td>平成4年5月25日</td> <td>21,386</td> <td>445,617 A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本市測量値</td> <td>平成9年1月17日</td> <td>21,386</td> <td>673,412 B</td> <td>227,795 B-A</td> <td>51.1(B-A)/A</td> </tr> <tr> <td>三興測量値</td> <td>平成9年1月17日</td> <td>21,386</td> <td>651,505 C</td> <td>205,888 C-A</td> <td>46.2(C-A)/A</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 生活環境の保全上支障が生ずるおそれ 埋立廃棄物の法面が最も急な個所において勾配60°以上にもなり、特に地震や多量降水時において法面崩壊が起こる危険がある。 また、法面が処分場敷地境界に接近しているため、廃棄物法面が崩れた場合、処分場敷地境界沿いの横浜新道(国道1号)及び付近住民や専門学校生等が通行する道路に廃棄物が流出するおそれがあり、非常に危険であると認められる。 また、多量降水時に廃棄物表面汚水が場外に流出するなどのおそれがある。</p> <p>2 命令事項 産業廃棄物を過大に処分し積み上げている状態の原状回復措置をとること。 この措置を履行するにあたっては、事前に計画書を作成し、本市の指示の下で行うこと。</p> <p>3 期限 平成9年4月20日まで</p>		区分	年月日	埋立面積 ^{m²}	埋立容量 ^{m³}	容量超過量 ^{m³}	容量超過率%	直近の施設変更届出	平成4年5月25日	21,386	445,617 A			本市測量値	平成9年1月17日	21,386	673,412 B	227,795 B-A	51.1(B-A)/A	三興測量値	平成9年1月17日	21,386	651,505 C	205,888 C-A	46.2(C-A)/A	<p>1 法第19条の4(措置命令) 2 法第12条第1項 (産業廃棄物処理基準) 法第12条第1項で規定する法施行令第6条第1項第3号で準用する法施行令第3条第1号イ(1)</p> <p>関係法令・国との協議</p>	
	区分	年月日	埋立面積 ^{m²}	埋立容量 ^{m³}	容量超過量 ^{m³}	容量超過率%																						
直近の施設変更届出	平成4年5月25日	21,386	445,617 A																									
本市測量値	平成9年1月17日	21,386	673,412 B	227,795 B-A	51.1(B-A)/A																							
三興測量値	平成9年1月17日	21,386	651,505 C	205,888 C-A	46.2(C-A)/A																							
事業者対応	<p>4 事業者が措置命令による計画書を提出 平成9年4月18日提出⇒構造変更及び減量作業により修形可能 (1) 許可容量の増変更計画：高さ79m、事務所前掘削、擁壁設置による増 (2) 現廃棄物の減量計画：廃棄物の再破碎及び再転圧、減容機使用</p>																											
措置命令前後の状況	<p>平成8年12月24日 指示書交付 埋立廃棄物の高さの下げ指示 平成8年12月27日</p> <p>平成9年1月10日 指示書交付 測量及び結果報告の指示</p> <p>平成9年2月24日 処分業廃止届出(検証項目E) 最終埋立処分場埋立量終了のため、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の最終処分業を廃止する旨の届出書を提出。</p> <p>平成9年5月12日 指示書交付 浸出液処理水の分析結果で「化学的酸素要求量(COD)」と「鉛及びその化合物」が神奈川県公害防止条例で定める基準を超過していたため、その原因究明と改善策の報告を指示。</p> <p>平成9年10月16日 要綱による埋め立て処分事業計画書の提出 ↓ 平成9年12月25日 施設変更許可(検証項目G)</p> <p>第1回措置命令事項の履行に先立ち処理施設の変更許可が必要となるため、この手続きを進めた。</p> <table border="1" data-bbox="875 1690 1961 1892"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>拡大分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終処分場面積^{m²}</td> <td>35,201.00</td> <td>38,853.44</td> <td>3,652.44</td> </tr> <tr> <td>埋立地面積^{m²}</td> <td>21,386.00</td> <td>23,898.91</td> <td>2,512.91</td> </tr> <tr> <td>埋立容量^{m³}</td> <td>515,139.00</td> <td>604,460.32</td> <td>89,321.32</td> </tr> <tr> <td>廃棄物容量^{m³}</td> <td>445,617.00</td> <td>564,568.74</td> <td>118,951.74</td> </tr> <tr> <td>覆土容量^{m³}</td> <td>69,522.00</td> <td>39,891.58</td> <td>△ 29,630.42</td> </tr> </tbody> </table>		項目	変更前	変更後	拡大分	最終処分場面積 ^{m²}	35,201.00	38,853.44	3,652.44	埋立地面積 ^{m²}	21,386.00	23,898.91	2,512.91	埋立容量 ^{m³}	515,139.00	604,460.32	89,321.32	廃棄物容量 ^{m³}	445,617.00	564,568.74	118,951.74	覆土容量 ^{m³}	69,522.00	39,891.58	△ 29,630.42		
項目	変更前	変更後	拡大分																									
最終処分場面積 ^{m²}	35,201.00	38,853.44	3,652.44																									
埋立地面積 ^{m²}	21,386.00	23,898.91	2,512.91																									
埋立容量 ^{m³}	515,139.00	604,460.32	89,321.32																									
廃棄物容量 ^{m³}	445,617.00	564,568.74	118,951.74																									
覆土容量 ^{m³}	69,522.00	39,891.58	△ 29,630.42																									

G	平成9年12月25日	施設変更許可	G																									
施設変更許可申請	<p>1 産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可を受けるため平成9年12月18日に申請書提出</p> <p>2 変更内容</p> <table border="1" data-bbox="379 310 1433 506"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>拡大分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終処分場面積㎡</td> <td>35,201.00</td> <td>38,853.44</td> <td>3,652.44</td> </tr> <tr> <td>埋立地面積㎡</td> <td>21,386.00</td> <td>23,898.91</td> <td>2,512.91</td> </tr> <tr> <td>埋立容量m³</td> <td>515,139.00</td> <td>674,252.07</td> <td>159,113.07</td> </tr> <tr> <td>廃棄物容量m³</td> <td>445,617.00</td> <td>636,203.55</td> <td>190,586.55</td> </tr> <tr> <td>覆土容量m³</td> <td>69,522.00</td> <td>38,048.52</td> <td>△ 31,473.48</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、埋立区域の変更、擁壁及び練石積擁壁の設置並びに埋立形状の変更</p> <p>3 変更の理由 横浜新道側道設置に伴い、道路起業地が埋立区域に架かるために埋立区域の変更及び廃棄物飛散流失防止柵の設置を行う。 埋立廃棄物の修形作業に伴い、埋立量の拡大を図り埋立処分場の成形仕上げを行う。</p>		項目	変更前	変更後	拡大分	最終処分場面積㎡	35,201.00	38,853.44	3,652.44	埋立地面積㎡	21,386.00	23,898.91	2,512.91	埋立容量m ³	515,139.00	674,252.07	159,113.07	廃棄物容量m ³	445,617.00	636,203.55	190,586.55	覆土容量m ³	69,522.00	38,048.52	△ 31,473.48	<p>・法第15条の2</p>	
項目	変更前	変更後	拡大分																									
最終処分場面積㎡	35,201.00	38,853.44	3,652.44																									
埋立地面積㎡	21,386.00	23,898.91	2,512.91																									
埋立容量m ³	515,139.00	674,252.07	159,113.07																									
廃棄物容量m ³	445,617.00	636,203.55	190,586.55																									
覆土容量m ³	69,522.00	38,048.52	△ 31,473.48																									
審査内容	<p>1 総理府厚生省令第1号 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」第2条（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）</p> <p>2 法施行規則第12条の3（産業廃棄物の最終処分場の災害防止計画）</p> <p>3 本市独自の審査 (1) 横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要領運用基準 第3章最終処分場に関する基準 1 立地等に関する基準：搬入道路、排水設備、土地の利用権原等 2 構造に関する基準 (1) 共通基準：囲い、表示、地すべり防止工、雨水等集排水設備、地下水検査孔、消火設備等 (4) 管理型処分場に関する個別基準：盛土、切土、遮水工、浸出液集排水施設、浸出液処理設備等 (2) 第55回横浜市産業廃棄物処理用地等調整会議 事業に係る法令の確認と指示→擁壁の建築確認、残地森林、緑化計画、遊水池 (3) 第107回処理用地等設定課内審査会 取扱廃棄物、埋立容量、承諾書類等の確認</p>		関係法令等	<p>・法第15条第2項 ・総理府厚生省令第1号（技術上の基準） ・法施行規則第12条の3</p>																								
施設許可	<p>許可内容 処理能力： 最終処分場面積 38,853.44㎡ 埋立容量 674,252.07m³</p> <p>許可年月日 平成9年12月25日</p>																											
施設許可前後の状況	<p>〔文書指導状況〕</p> <p>平成9年5月12日 指示書交付 浸出液処理水の分析結果で「化学的酸素要求量（COD）」と「鉛及びその化合物」が神奈川県公害防止条例で定める基準を超過していたため、その原因究明と改善策の報告を指示。</p> <p>平成9年12月25日 第2回措置命令（検証項目H） 最終処分場の過大処分の積み上げ状態を安全な形状に改善する措置</p> <p>平成10年3月3日 指示書交付 浸出液処理水のCODが県公害防止条例で定める基準を超過していたため、その原因究明と改善策の報告を求めた。</p> <p>平成10年4月23日 指示書交付 横浜新道側埋立境界の一部で提出済の事業計画と異なる土えん堤の設置工事が行われていたことから、事業計画の変更について必要な手続きを行うよう指示した。</p>		<p>〔現場立入の状況等〕</p> <p>平成9年4月～12月までの間、41回の立ち入りを行った。 ・処理業廃止したため新たな廃棄物の搬入がないか等を確認した。 ・埋立区域外の廃棄物を区域内に戻すよう指示。 ・水処理施設の改善や臭気対策等を指示</p>																									

H	平成9年12月25日	第2回措置命令		H																									
第2回措置命令	<p>平成9年2月24日付けの第1回措置命令に対して4月18日に履行計画書を提出したが、隣接する横浜新道の側道設置工事計画との調整等に長期間を要した。 この間、破砕機や溶融機による減容作業を行ってきたが、履行期限を大幅に経過しているにもかかわらず命令事項が履行されていない。</p> <p>1 措置命令の原因となる事実（第1回目と同） (1) 産業廃棄物処理基準違反（廃棄物の飛散・流出）</p> <table border="1" data-bbox="388 436 1463 680"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年月日</th> <th>埋立面積㎡</th> <th>埋立容量³</th> <th>容量超過量³</th> <th>容量超過率%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近の施設変更届出</td> <td>平成4年5月25日</td> <td>21,386</td> <td>445,617 A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>本市測量値</td> <td>平成9年1月17日</td> <td>21,386</td> <td>673,412 B</td> <td>227,795 B-A</td> <td>51.1(B-A)/A</td> </tr> <tr> <td>三興測量値</td> <td>平成9年1月17日</td> <td>21,386</td> <td>651,505 C</td> <td>205,888 C-A</td> <td>46.2(C-A)/A</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 生活環境の保全上支障が生ずるおそれ 埋立廃棄物の法面が最も急な個所において勾配60°以上にもなり、特に地震や多量降水時において法面崩壊が起こる危険がある。 また、法面が処分場敷地境界に接近しているため、廃棄物法面が崩れた場合、処分場敷地境界沿いの横浜新道（国道1号）及び付近住民や専門学校生等が通行する道路に廃棄物が流出するおそれがあり、非常に危険であると認められる。 また、多量降水時に廃棄物表面汚水が場外に流出するなどのおそれがある。</p> <p>2 命令事項 産業廃棄物を過大に処分し、積み上げている形状を安全な形状に改善する措置を講じること。 この措置を履行するにあたっては、事前に計画書を作成し、本市の指示の下で行うこと。</p> <p>3 期限 平成11年6月30日</p> <p>4 命令日 平成9年12月25日</p>			区分	年月日	埋立面積㎡	埋立容量 ³	容量超過量 ³	容量超過率%	直近の施設変更届出	平成4年5月25日	21,386	445,617 A	—	—	本市測量値	平成9年1月17日	21,386	673,412 B	227,795 B-A	51.1(B-A)/A	三興測量値	平成9年1月17日	21,386	651,505 C	205,888 C-A	46.2(C-A)/A	関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第19条の4（措置命令） ・法第12条第1項 （産業廃棄物処理基準） 法第12条第1項で規定する法施行令第6条第1項第3号で準用する法施行令第3条第1号イ（1）
	区分	年月日	埋立面積㎡	埋立容量 ³	容量超過量 ³	容量超過率%																							
直近の施設変更届出	平成4年5月25日	21,386	445,617 A	—	—																								
本市測量値	平成9年1月17日	21,386	673,412 B	227,795 B-A	51.1(B-A)/A																								
三興測量値	平成9年1月17日	21,386	651,505 C	205,888 C-A	46.2(C-A)/A																								
事業者対応																													

I	平成10年6月29日	産業廃棄物処分業（最終処分）の新規及び特別管理産業廃棄物事業範囲変更の許可		I														
申請内容	<p>1 平成9年2月の廃止届出により停止していた最終処分を再開するために産業廃棄物処分業の新規許可及び特別管理産業廃棄物事業範囲の変更許可に関する申請書を提出 → (産廃処分業の新規の申請：法第14条第4項、特管産廃処分業の変更の申請法第14条の5第1項)</p> <p>2 申請年月日 (1) 産業廃棄物処分業（最終処分）新規許可申請 平成10年4月28日 (2) 特別管理産業廃棄物事業範囲変更（廃石綿等の埋立処分の追加）許可申請 平成10年5月8日</p> <p>3 申請内容</p> <table border="1" data-bbox="400 499 2119 751"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>産業廃棄物処分業（最終処分）</td> <td>特別管理産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、鉍さい、ばいじん</td> <td>感染性廃棄物の焼却 廃石綿等の埋立（追加）</td> </tr> <tr> <td>処分方法</td> <td>埋立</td> <td>中間処分と埋立</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋立地の面積及び埋立容量等</td> <td>開発区域面積： 38,853.44m²</td> <td>埋立区域面積： 23,898.91m²</td> </tr> <tr> <td>埋立容量： 674,252.07m³</td> <td>覆土量： 38,048.52m³ 廃棄物容量： 636,203.55m³</td> </tr> </table>				事業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分）	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、鉍さい、ばいじん	感染性廃棄物の焼却 廃石綿等の埋立（追加）	処分方法	埋立	中間処分と埋立	埋立地の面積及び埋立容量等	開発区域面積： 38,853.44m ²	埋立区域面積： 23,898.91m ²	埋立容量： 674,252.07m ³	覆土量： 38,048.52m ³ 廃棄物容量： 636,203.55m ³
事業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分）	特別管理産業廃棄物																
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、鉍さい、ばいじん	感染性廃棄物の焼却 廃石綿等の埋立（追加）																
処分方法	埋立	中間処分と埋立																
埋立地の面積及び埋立容量等	開発区域面積： 38,853.44m ²	埋立区域面積： 23,898.91m ²																
	埋立容量： 674,252.07m ³	覆土量： 38,048.52m ³ 廃棄物容量： 636,203.55m ³																
審査内容	<p>1 申請内容について法令の許可基準上の適合性を審査</p> <p>2 審査内容</p> <table border="1" data-bbox="400 898 1605 1056"> <tr> <td>区 分</td> <td>産業廃棄物処分業新規許可</td> <td>特別管理産業廃棄物変更許可</td> </tr> <tr> <td>(1) 施設及び申請者の能力が厚生省令で定める基準に適合するか。</td> <td>法第14条6項第1号 施行規則第10条の5第2号</td> <td>法第14条の4第6項第1号 施行規則第10条の17第2号</td> </tr> <tr> <td>(2) 申請者がいわゆる欠格事項に該当しないか。</td> <td>法第14条6項第2号</td> <td>法第14条の4第6項第2号</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">法第7条第3項第4号イからチ</td> </tr> </table>				区 分	産業廃棄物処分業新規許可	特別管理産業廃棄物変更許可	(1) 施設及び申請者の能力が厚生省令で定める基準に適合するか。	法第14条6項第1号 施行規則第10条の5第2号	法第14条の4第6項第1号 施行規則第10条の17第2号	(2) 申請者がいわゆる欠格事項に該当しないか。	法第14条6項第2号	法第14条の4第6項第2号		法第7条第3項第4号イからチ			
区 分	産業廃棄物処分業新規許可	特別管理産業廃棄物変更許可																
(1) 施設及び申請者の能力が厚生省令で定める基準に適合するか。	法第14条6項第1号 施行規則第10条の5第2号	法第14条の4第6項第1号 施行規則第10条の17第2号																
(2) 申請者がいわゆる欠格事項に該当しないか。	法第14条6項第2号	法第14条の4第6項第2号																
	法第7条第3項第4号イからチ																	
許可内容	<p>1 許可年月日 (1) 産業廃棄物処分業（最終処分）新規許可 平成10年6月29日 (2) 特別管理産業廃棄物事業範囲変更（廃石綿等の埋立処分の追加）許可 平成10年6月29日</p> <p>2 許可内容及び許可条件</p> <table border="1" data-bbox="400 1289 2119 1415"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>産業廃棄物処分業（最終処分）</td> <td>特別管理産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>申請内容と同じ</td> <td>申請内容と同じ</td> </tr> <tr> <td>許可条件</td> <td>受入容量は、21,000m³に限る。（特別管理産業廃棄物を含む。）</td> <td>受入容量は、21,000m³に限る。（産業廃棄物を含む。）</td> </tr> </table> <p>※ 21,000m³について 事務所前埋立可能容量 68,100m³ 47,100m³ ← 学校前廃棄物移動量8,600m³ 残 21,000m³ 79m及び法分廃棄物移動量26,725m³ 影響範囲内廃棄物移動量11,775m³</p>				事業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分）	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物の種類	申請内容と同じ	申請内容と同じ	許可条件	受入容量は、21,000m ³ に限る。（特別管理産業廃棄物を含む。）	受入容量は、21,000m ³ に限る。（産業廃棄物を含む。）					
事業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分）	特別管理産業廃棄物																
産業廃棄物の種類	申請内容と同じ	申請内容と同じ																
許可条件	受入容量は、21,000m ³ に限る。（特別管理産業廃棄物を含む。）	受入容量は、21,000m ³ に限る。（産業廃棄物を含む。）																
処理業許可前後の状況	<p>[文書指導状況]</p> <p>平成10年3月3日 指示書交付 浸出液処理水の化学的酸素要求量（COD）が県公害防止条例で定める基準を超過していたため、その原因究明と改善策の報告を求めた。</p> <p>平成10年4月23日 指示書交付 横浜新道側埋立境界の一部で提出済の事業計画と異なる土えん堤の設置工事が行われていたことから、事業計画の変更について必要な手続きを行うよう指示した。</p> <p>平成10年12月2日 指示書交付 浸出液処理水が廃棄物処理法上の最終処分場維持管理基準及び県公害防止条例での排水基準不適合に対する指示。</p>		<p>[現場立入の状況等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成10年4月～6月の間に延べ19回の立入 処分場拡張工事に伴う遮水シート融着部検査や補修等を指導。 平成10年7月～9日の間に延べ14回の立入 遮水シートの検査の他、廃棄物の積上げに対する指導。 															

J	平成11年6月24日	施設軽微変更届出	J																																					
施設軽微変更届出内容	<p>1 届出理由 日本道路公団が施工する市道今井第332号線の新設工事に影響する区域の廃棄物を移動させるための処分先の確保</p> <p>2 変更内容</p> <table border="1" data-bbox="394 411 1644 604"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成9年12月25日許可 A</th> <th>平成10年6月5日届出 B</th> <th>今回届出 C</th> <th>D=C-A</th> <th>D/A (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終処分場面積 m²</td> <td>38,853.44</td> <td>38,853.44</td> <td>42,217.44</td> <td>3,364.00</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>埋立地面積 m²</td> <td>23,898.91</td> <td>23,898.91</td> <td>25,914.30</td> <td>2,015.39</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>埋立容量 m³</td> <td>674,252.07</td> <td>686,607.37</td> <td>738,501.57</td> <td>64,249.50</td> <td>9.5%</td> </tr> <tr> <td>廃棄物容量 m³</td> <td>636,203.55</td> <td>648,558.85</td> <td>687,462.05</td> <td>51,258.50</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>覆土容量 m³</td> <td>38,048.52</td> <td>38,048.52</td> <td>51,039.52</td> <td>12,991.00</td> <td>34.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 (1)軽微変更届出に関する確約書の提出（平成11年6月24日） (2)軽微変更の理由書の提出（平成11年6月24日） (3)念書の提出(平成11年6月30日)</p>		区 分	平成9年12月25日許可 A	平成10年6月5日届出 B	今回届出 C	D=C-A	D/A (%)	最終処分場面積 m ²	38,853.44	38,853.44	42,217.44	3,364.00	8.7%	埋立地面積 m ²	23,898.91	23,898.91	25,914.30	2,015.39	8.4%	埋立容量 m ³	674,252.07	686,607.37	738,501.57	64,249.50	9.5%	廃棄物容量 m ³	636,203.55	648,558.85	687,462.05	51,258.50	8.1%	覆土容量 m ³	38,048.52	38,048.52	51,039.52	12,991.00	34.1%	<p>関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第15条の2の4 	
	区 分	平成9年12月25日許可 A	平成10年6月5日届出 B	今回届出 C	D=C-A	D/A (%)																																		
最終処分場面積 m ²	38,853.44	38,853.44	42,217.44	3,364.00	8.7%																																			
埋立地面積 m ²	23,898.91	23,898.91	25,914.30	2,015.39	8.4%																																			
埋立容量 m ³	674,252.07	686,607.37	738,501.57	64,249.50	9.5%																																			
廃棄物容量 m ³	636,203.55	648,558.85	687,462.05	51,258.50	8.1%																																			
覆土容量 m ³	38,048.52	38,048.52	51,039.52	12,991.00	34.1%																																			
側道設置関連	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜新道側道（市道332号線）新設事業の用地買収のため、平成10年1月15日以降、神奈川県収用委員会で審理中であった。 ・収用委員会裁決に長時間を要したため、現処分場の残存処理能力では、既存廃棄物の撤去及び移設工事に係る移設場所の確保ができないとの問題に直面した。 <p style="text-align: right;">（三興企業提出の理由書より）</p>																																							
変更届出前後の状況	<p>〔文書指導等〕</p> <p>平成11年6月17日 指示書交付 廃棄物の移動計画・搬入制限等の計画及び埋立量調査結果の提出</p> <p>平成11年8月25日 指示書交付 火災事故関連の指示</p> <p>平成11年9月9日 これ以降は次の検証事項「K」に含む。</p>		<p>〔現場立入〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年4月～8月までに24回の現場立入し、10回の指導を実施 <p>〔主な指導内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の飛散防止 ② 高さの下げ ③ 水処理施設の改善 ④ 火災の再発防止 																																					

K	平成11年9月～12年12月	処分場の高さ下げや修景作業等の指示書の交付		K																															
1 平成11年9月から平成12年12月までの状況概要																																			
<table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:25%">指示書発行</td> <td style="width:25%">12回</td> <td style="width:25%">18条報告徴収</td> <td style="width:25%">4回</td> </tr> </table>					指示書発行	12回	18条報告徴収	4回																											
指示書発行	12回	18条報告徴収	4回																																
<table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:25%"> <table border="1" style="width:100%"> <tr><td>内容</td><td>廃棄物の高さ下げに係わる指示</td><td>9回</td></tr> <tr><td></td><td>区域外での廃棄物積み下ろしに係わる指示</td><td>4回</td></tr> <tr><td></td><td>施行計画に係わる指示</td><td>4回</td></tr> <tr><td></td><td>廃棄物搬入量の報告に係わる指示</td><td>3回</td></tr> <tr><td></td><td>廃棄物搬入停止に係わる指示</td><td>3回</td></tr> </table> </td> <td style="width:25%"> <table border="1" style="width:100%"> <tr><td>内容</td><td>廃棄物搬入量に関する報告徴収</td><td>2回</td></tr> <tr><td></td><td>施行計画に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> <tr><td></td><td>減容化に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> <tr><td></td><td>火災に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> </table> </td> <td style="width:25%"> 道路用地収用状況 平成10年7月～11年8月 収用委員会 平成12年3月 和解 (廃棄物を移動し、明け渡し期限平成12年9月末) </td> <td style="width:25%"></td> </tr> </table>					<table border="1" style="width:100%"> <tr><td>内容</td><td>廃棄物の高さ下げに係わる指示</td><td>9回</td></tr> <tr><td></td><td>区域外での廃棄物積み下ろしに係わる指示</td><td>4回</td></tr> <tr><td></td><td>施行計画に係わる指示</td><td>4回</td></tr> <tr><td></td><td>廃棄物搬入量の報告に係わる指示</td><td>3回</td></tr> <tr><td></td><td>廃棄物搬入停止に係わる指示</td><td>3回</td></tr> </table>	内容	廃棄物の高さ下げに係わる指示	9回		区域外での廃棄物積み下ろしに係わる指示	4回		施行計画に係わる指示	4回		廃棄物搬入量の報告に係わる指示	3回		廃棄物搬入停止に係わる指示	3回	<table border="1" style="width:100%"> <tr><td>内容</td><td>廃棄物搬入量に関する報告徴収</td><td>2回</td></tr> <tr><td></td><td>施行計画に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> <tr><td></td><td>減容化に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> <tr><td></td><td>火災に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> </table>	内容	廃棄物搬入量に関する報告徴収	2回		施行計画に関する報告徴収	1回		減容化に関する報告徴収	1回		火災に関する報告徴収	1回	道路用地収用状況 平成10年7月～11年8月 収用委員会 平成12年3月 和解 (廃棄物を移動し、明け渡し期限平成12年9月末)	
<table border="1" style="width:100%"> <tr><td>内容</td><td>廃棄物の高さ下げに係わる指示</td><td>9回</td></tr> <tr><td></td><td>区域外での廃棄物積み下ろしに係わる指示</td><td>4回</td></tr> <tr><td></td><td>施行計画に係わる指示</td><td>4回</td></tr> <tr><td></td><td>廃棄物搬入量の報告に係わる指示</td><td>3回</td></tr> <tr><td></td><td>廃棄物搬入停止に係わる指示</td><td>3回</td></tr> </table>	内容	廃棄物の高さ下げに係わる指示	9回		区域外での廃棄物積み下ろしに係わる指示	4回		施行計画に係わる指示	4回		廃棄物搬入量の報告に係わる指示	3回		廃棄物搬入停止に係わる指示	3回	<table border="1" style="width:100%"> <tr><td>内容</td><td>廃棄物搬入量に関する報告徴収</td><td>2回</td></tr> <tr><td></td><td>施行計画に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> <tr><td></td><td>減容化に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> <tr><td></td><td>火災に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> </table>	内容	廃棄物搬入量に関する報告徴収	2回		施行計画に関する報告徴収	1回		減容化に関する報告徴収	1回		火災に関する報告徴収	1回	道路用地収用状況 平成10年7月～11年8月 収用委員会 平成12年3月 和解 (廃棄物を移動し、明け渡し期限平成12年9月末)						
内容	廃棄物の高さ下げに係わる指示	9回																																	
	区域外での廃棄物積み下ろしに係わる指示	4回																																	
	施行計画に係わる指示	4回																																	
	廃棄物搬入量の報告に係わる指示	3回																																	
	廃棄物搬入停止に係わる指示	3回																																	
内容	廃棄物搬入量に関する報告徴収	2回																																	
	施行計画に関する報告徴収	1回																																	
	減容化に関する報告徴収	1回																																	
	火災に関する報告徴収	1回																																	
現場立入 平成11年9月から平成12年12月14日までの立入 78回 主に廃棄物移動および搬入状況監視、ガス・水採取など																																			
2 指示書交付や三興企業対応状況の経過																																			
年月日	区分	概要	三興企業対応など																																
平成11年9月9日	指示書	平成11年6月21日に実施した測量結果と測量日以降の受け入れ量報告を勘案すると、平成11年9月末時点で許可容量を超えるおそれがあることと、高さを下げる本市の指示に対し三興企業は対処しているものの、効果が得られていないため平成10年6月29日以降に受入れた廃棄物埋立量、減容化能力、埋立廃棄物の高さ下げ工程を提出すること。また既に許可条件量を超えている場合や、期限までに埋め立て量が把握できない場合は産業廃棄物の受け入れを停止すること等(報告期限10月10日)	10月13日報告 平成10年6月29日以降受入れ量 : 32,657.6m ³ 破砕等による減容後の埋立量 : 18,342.1m ³ 減容機能力 : 495m ³ /日 高さ下げおよび減容作業 : 10月末までに終了																																
平成11年10月6日	報告徴収	平成11年10月4日に発生した火災の状況と再発予防対策の報告	平成11年10月12日火災発生状況、予防対策等につき報告書提出・火災3回分の始末書提出																																
平成11年10月20日	三興企業報告	軽微変更(J)工事着工についての報告 軽微変更部への廃棄物搬入は、修景工事分及び収用部分の廃棄物移動先とし、新規受入れはしない。これらを遵守できない場合には、許可の取消等の処置を受けます。																																	
平成11年10月20日	指示書	修景作業等の工事工程表の提出と、毎月の進捗状況報告をすることなど	工程表提出																																
平成11年10月28日	変更届出	産業廃棄物処理事業計画書承認事項変更届(減容化作業の時間の延長 8時間/1日→17時間/1日)																																	
平成11年12月10日	報告徴収	再許可から平成11年12月末までの受入廃棄物の重量及び体積の報告、許可条件(21,000m ³)の遵守状況、平成9年12月25日第2回措置命令(H)事項に関する改善計画の報告	平成12年2月10日 faxにて 事務所前埋め立て可能容量の68,100m ³ から平成10年6月29日以降埋立廃棄物量の18,342.1m ³ を差し引いた49,757.9m ³ が埋立て可能容量である等報告。																																
平成12年4月1日	指示書	現在の施設許可による埋立計画を前提として、明け渡しから全体整形までの作業につき、移動を要する廃棄物の範囲と量・移動先の範囲と移動方法などを含む施行計画書を提出し、本市と協議すること。	平成12年5月31日の報告期限に対し、平成12年6月5日提出期限の延長願いを出し、平成12年7月17日に工事概要と施工計画書提出																																
平成12年5月10日	指示書	処分場区域外での積み上げ廃棄物の撤去、撤去ができない場合は搬入停止。廃石綿は処分違反のため受入の停止。	報告不要																																
平成12年5月17日	指示書	目測90mに至る埋立廃棄物の高さ下げ・修景作業の最優先と、高さ上げを行わないこと	報告不要																																
平成12年6月2日	指示書	廃棄物受入を停止し、処分場区域外での積み上げ廃棄物の撤去を行うこと	報告不要																																
平成12年6月7日	状況聴取	1 軽微変更拡大部分の進捗状況 : (三興) 第I期部分に上部の廃棄物3,000m ³ を降ろす。量、場所、方法、工程を提出する 2 廃棄物の移動の施工計画書 : (三興) 収容地明け渡し期限(9/30)までの分を除く全体移動量の30,000m ³ の工程表と環境・安全対策を提出する。 3 収用地明け渡し : (本市) 期限である9/30には間に合わせるよう指示 4 修景工事の確実な進捗 : (本市) 平成14年3月期限を早くするよう指示。三興了解 5 廃棄物の搬入と許可容量 : (本市) 許可条件は現在も21,000m ³ のままであり、既にこの条件を越えている可能性を指摘。																																	
平成12年6月23日	指示書	廃棄物受入を大幅に抑制し、再び積まれた処分場区域外の廃棄物の撤去すること	報告不要																																
平成12年8月1日	指示書	積上廃棄物の修景作業時の安全対策を講じること、廃棄物法面を安全な勾配にすること。	報告不要																																
平成12年8月1日	指示書	平成10年6月～平成12年1月までに埋立てた廃棄物の比重とその根拠を示すこと。埋立高さ超過部分の改善を収用部分明け渡しと平行して行うこと。許可容量に近いこと、受入制限計画書を提出すること。測量を実施すること等	報告無																																
平成12年10月6日	報告徴収	平成12年1月1日～平成12年9月30日までの受入産業廃棄物の重量及び平成12年9月30日現在における処分場の残容量の報告	H12.1.1～H12.9.30までの受入れ廃棄物重量 112,065.t H12.9.30現在の残容量はH12.10.24に測量を実施し、改めて報告する。 H12.11.13報告書提出 H12.10測量による埋立て容量 852,239.5m ³																																
平成12年10月10日	指示書	処分場の構造及び維持管理に関する措置の履行指示(5項目) 1 計画高さを超過し急勾配となっているため、改善作業を開始し、施工計画を提出すること。 2 囲いおよび廃棄物流出防止設備を設けること 3 埋立て区域外における廃棄物の積み上げと荷下ろし行為の禁止 4 廃棄物飛散の防止 5 軽微変更部分における高さ超過の是正	H12.10.16 最終処分場の修景に伴う減容作業計画書の提出 計画書提出時に本市指導あり(下枠) H12.10.23 始末書および廃棄物移動先平面図など提出(10.16の会合による計画書)																																
平成12年10月16日、指導記録 ・許可容量を満たしていると本市は認識しており、測量を実施し総量を確認するまで搬入を停止すること。→搬入制限を行っている ・受入れ制限計画書が提出されたが受け取れる内容ではない。 ・許可容量を超えていれば無許可変更違反となる。→許可容量を超えてまで続ける気はない。 ・変更許可を前提に廃棄物の受入れを続けることはできない。→修景作業を行いながら増量の変更許可協議したい ・搬入を停止し、場内修景に専念すべき、なぜ指示に従わないのか。→搬入をやめれば会社がつぶれる。																																			
平成12年11月8日	報告徴収	平成11年9月～平成12年9月の減容化廃棄物の処理実態等 減容処理後の廃棄物の処分方法・量と場外持ち出しの有無等	平成12年11月17日 報告 減容化処理量及び発生量 10,120t うち固形燃料として売却 845.8t																																
平成12年11月14日	指示書	三興企業による測量で埋立量超過が判明したことから、受入停止と修景の指示。また測量日(平成12年10月24日)以降の受入量報告を指示 平成12年11月21日報告期限	報告無(11月28日に処分場で状況聴取) (受入停止指示以降廃棄物の受入なし) (日報より)																																
平成12年11月29日	指示書	廃棄物掘削・移動に伴う異臭発生防止等の環境対策措置を指示	報告不要																																
平成12年12月8日	三興企業報告	平成12年11月28日処分場における廃棄物減量化・修景工程の聴取についての報告	超過量 : 150,567m ³ 終了日 : 平成12年12月19日 処理方法 : 転圧により1/3に圧縮する。また減容機で減容後、固形燃料として売却。																																

L, O, P, Q	平成12年12月～13年11月	事業停止命令	L, O, P, Q
-------------------	-----------------	--------	-------------------

第1回事業停止命令の内容

L 第1回事業停止命令 (平成12年12月15日)
(起案日 平成12年12月15日)

① 産業廃棄物処分業の全部および特別管理産業廃棄物処分業の一部(最終処分(埋立)に限る。)の事業停止

② 違反内容
産業廃棄物処理施設変更許可違反

② 違反の事実 (単位: m³)

施設許可容量 × 110% (軽微変更届けの増量を含む)	699,824
三興企業測量結果 (平成12年10月24日～25日測量)	852,239
本市測量	854,075

*軽微拡大変更部分を除く平成9年12月25日許可容量が基本で、その数値に10%を増したもの

最終処分場施設規模

埋め立て地面積	25914m ²
	軽微変更拡大部分除くと 23,899m ²
廃棄物容量	687462m ³
	軽微変更拡大部分除くと 636,204m ³

*本来基準として用いる数値は廃棄物容量ではなく埋立容量です。

③ 弁明の内容
平成12年12月7日に弁明の機会の付与 平成12年12月15日に三興企業より弁明書提出

(1) 今後転圧等を行って許可容量内に収める。
(2) 既に平成12年11月14日から30日以上にわたり本市の指示により廃棄物の受入停止をしている。
(3) 市道建設計画により擁壁新設が大幅に遅れ、やむなく上方に廃棄物を積み上げざるを得なかったもの。
無謀に積みあげたものではない。

④ 期間
期間は平成12年12月15日から24日間、若しくは埋立量が処分場施設容量以下となるまで。

⑤ 期間の根拠
三興の改善策に廃棄物の減容化があるが、測量結果や廃棄物の比重計算からして、事業を行うに足りる容量へ減容するには約46日を要する。更に測量実施などの期間を9日とすると55日となる。廃棄物の受入停止期間を差し引き停止期間を24日とする。

三興企業対応

平成12年12月15日 弁明書提出
道路収用に関連し、軽微変更(J)の事業の遅れ等により廃棄物の仮置きを上積みせざるを得なかった。

平成12年12月26日 事業停止命令に対する嘆願書提出
減容化分の受入れを再開したい。

念書提出
悪臭防止対策と許可容量内への減容化

埋立容量報告書提出

廃棄物容量：平成12年12月23日現在	852,239.5m ³
覆土用仮置き	▲ 19,097.5m ³
減容減量分	▲ 83,671.5m ³
相違による数量	▲ 36,207.8m ³
法面撤去土量	▲ 21,780.0m ³
土えん堤背面の埋立容量	▲ 20,210.0m ³
廃棄物容量：平成12年12月23日現在	671,272m³

減容量 : 3400m³/日

関係法令

法 第15条の2の4
第14条の3
第14条の6

行政手続法 第13条

産業廃棄物に係わる不利益処分の基準 第4条第2項第1号
第6条

第2～4回事業停止命令

平成12年12月15日から平成13年11月20日までの立入状況 59回

主に法面改善作業監視、臭気による苦情、廃棄物搬入監視などの立入

年月日	区分	概要	三興企業対応など
平成12年12月22日	指示書	悪臭発生のおそれのある埋立廃棄物の掘り起こしなどの一時中止	報告無(期日指定なし)
平成13年1月29日	18条報告徴収	・平成12年11月14日～平成13年1月28日までの受入れ実績報告 ・現在の埋立量報告	平成13年2月9日 報告書提出 受入れなし、測量を依頼中
O 平成13年3月23日	第2回事業停止命令	第1回事業停止命令の停止期間経過後の測量で容量超過が解消されていないことが判明したため、180日間の事業停止を命じた。	
P 平成13年9月21日	第3回事業停止命令	第2回事業停止命令で命令理由(埋め立て容量が許可容量を超過)が解消されていないため、60日間の事業停止を命じた。	
Q 平成13年11月20日	第4回事業停止命令	第3回事業停止命令で命令理由(埋め立て容量が許可容量を超過)が解消されていないため、90日間の事業停止を命じた。	

M	平成12年12月27日	改善命令		M																											
改善命令の内容	<p>1 命令事項 戸塚区品濃町最終処分場において行われている、廃棄物の高さ下げ作業に伴い、場外に悪臭が発散し周辺住民からの苦情が発生した。産業廃棄物処理施設の処理基準に違反しているため、最終処分場の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>2 対象者 株式会社 三興企業</p> <p>3 対象となる事実 臭気指数測定結果（平成12年12月1日測定）</p> <table border="1" data-bbox="388 541 1098 714"> <tr> <th>測定位置</th> <th>No.1 (南)</th> <th>No.2 (南)</th> <th>No.3 (北)</th> <th>No.4 (南)</th> </tr> <tr> <td>臭気指数</td> <td>15</td> <td>10未満</td> <td>11</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>廃棄物臭</td> <td>廃棄物臭</td> <td>廃棄物臭</td> <td>廃棄物臭</td> </tr> </table> <p>参考 「悪臭対策の暫定指導基準」に定める基準値（市街化調整区域）= 13</p> <p>当該区域は市街化調整区域であるため、悪臭防止法の規制対象外。</p> <p>No.4において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制」の基準値を超過</p> <table border="1" data-bbox="388 745 1050 940"> <tr> <th colspan="3">No. 4における測定値</th> </tr> <tr> <th>超過項目</th> <th>アセトアルデヒド</th> <th>イソブチルアセトアルデヒド</th> </tr> <tr> <td>測定値</td> <td>0.11ppm</td> <td>0.025ppm</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>0.05ppm以下</td> <td>0.02ppm以下</td> </tr> </table> <p>4 弁明の機会の付与 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、意見陳述のための手続きを取ることができない時に該当すると判断し、弁明の機会は付与せず。</p> <p>5 期限 平成12年12月29日</p>		測定位置	No.1 (南)	No.2 (南)	No.3 (北)	No.4 (南)	臭気指数	15	10未満	11	16	備考	廃棄物臭	廃棄物臭	廃棄物臭	廃棄物臭	No. 4における測定値			超過項目	アセトアルデヒド	イソブチルアセトアルデヒド	測定値	0.11ppm	0.025ppm	基準値	0.05ppm以下	0.02ppm以下	関係法令	<p>法 第15条の2の2で定める 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係わる技術上の基準を定める命令」</p> <p>第1条第2項第2号 第2条第2項</p> <p>行政手続法 第13条第1項 第13条第2項</p>
	測定位置	No.1 (南)	No.2 (南)	No.3 (北)	No.4 (南)																										
臭気指数	15	10未満	11	16																											
備考	廃棄物臭	廃棄物臭	廃棄物臭	廃棄物臭																											
No. 4における測定値																															
超過項目	アセトアルデヒド	イソブチルアセトアルデヒド																													
測定値	0.11ppm	0.025ppm																													
基準値	0.05ppm以下	0.02ppm以下																													
改善命令前後の立入状況		<p>悪臭に関する苦情件数</p> <table border="1" data-bbox="1973 871 2404 1039"> <tr> <td>平成12年12月</td> <td>57件</td> </tr> <tr> <td>平成13年1月</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>平成13年2月</td> <td>1件</td> </tr> </table>			平成12年12月	57件	平成13年1月	6件	平成13年2月	1件																					
平成12年12月	57件																														
平成13年1月	6件																														
平成13年2月	1件																														
<p>平成12年12月19日 臭気の苦情有り、対策を講じるよう電話で指示。</p> <p>平成12年12月21日 臭気対策のため作業時間を22時以降にするよう指示。</p> <p>平成12年12月22日 臭気対策再検討結果でるまで作業待つよう指示していたが夜間作業実施との回答あり。</p> <p>平成12年12月27日 悪臭測定立ち会い</p> <p>平成13年1月16日 消臭剤散布を指示</p> <p>平成13年2月28日 廃棄物の飛散防止及びクラックからの悪臭対策を指示</p> <p>平成13年5月28日 悪臭の苦情により立入。対策を指示。</p> <p>平成13年7月2日 廃棄物切り崩しに際し悪臭が発散しないよう指示</p> <p>平成13年7月17日 臭気対策、廃棄物飛散防止指示</p>																															

N	平成13年3月23日	第3回措置命令	N								
第2回措置命令	<p>廃棄物の飛散、廃棄物の過剰埋立による法面崩落・流出、遮水槽の一部不備及び浸出液処理水が県条例で定める排水基準に適合しないことにより、生活環境の保全上の支障の恐れがあるため、その防止のために必要な措置を講じることを命令した。</p>		<p>関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条の4（措置命令） ・法第12条第1項（産業廃棄物処理基準） 法第12条第1項で規定する法施行令第6条第1項第3号で準用する法施行令第3条第1号イ（1） 								
	<p>1 措置命令の原因となる事実</p> <table border="1" data-bbox="379 422 1466 926"> <thead> <tr> <th>処理基準違反の事実</th> <th>生活環境保全上の支障</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の飛散防止のための覆土が施されていない【令第6条第1項第3号ル】</td> <td>廃棄物の飛散により処分場周囲の園児、住民、通行人の生活環境保全上支障が生ずるおそれがある</td> </tr> <tr> <td>許可容量超過は廃棄物が飛散・流出している状態【令第6条第1項第3号でその例によることとされた令第3条第1号イ】</td> <td>廃棄物の法面が急角度かつ高さが高いため、廃棄物が崩落する危険があり、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある</td> </tr> <tr> <td>軽微拡大Ⅱ期工事部分は遮水シート敷設が未完成の時期に廃棄物が崩落し、そのまま嵩下げ廃棄物を埋め立てた状態にある【令第6条第1項第3号ホ】</td> <td>浸出水により地下水が汚染され、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある</td> </tr> <tr> <td>処理水のCODが高く、県条例の放流基準を満たせないで放流できないことは、公共の水域を汚染するおそれがないように必要な措置を講じていない【令第6条第1項第3号ホ】</td> <td>多量降雨時等に浸出水が循環しきれず、汚水が溢れ、公共の水域が汚染されて生活環境保全上支障が生ずるおそれがある</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 命令事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の飛散を防止するために必要な措置を講ずること (2) 廃棄物法面について、廃棄物の崩落等の危険がない状態にするために必要な措置を講ずること (3) 遮水層が不備な部分からの浸出液による地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずること (4) 浸出液による公共の水域の汚染を防止するために必要な措置を講ずること <p>3 履行期限</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3)は平成13年6月30日 (4)は平成13年8月31日 <p>4 対象者</p> <p>株式会社 三興企業</p> <p>5 履行の催促</p> <p>平成13年4月25日、平成13年5月31日、平成15年9月22日、平成17年7月26日 にわたり措置命令事項の履行を催告</p> <p>平成15年9月22日分に対し、代理人弁護士より回答 ： 措置命令の履行に最大限の努力を払うが、会社は倒産状態であり、経済的に能力なし。</p>	処理基準違反の事実		生活環境保全上の支障	廃棄物の飛散防止のための覆土が施されていない【令第6条第1項第3号ル】	廃棄物の飛散により処分場周囲の園児、住民、通行人の生活環境保全上支障が生ずるおそれがある	許可容量超過は廃棄物が飛散・流出している状態【令第6条第1項第3号でその例によることとされた令第3条第1号イ】	廃棄物の法面が急角度かつ高さが高いため、廃棄物が崩落する危険があり、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある	軽微拡大Ⅱ期工事部分は遮水シート敷設が未完成の時期に廃棄物が崩落し、そのまま嵩下げ廃棄物を埋め立てた状態にある【令第6条第1項第3号ホ】	浸出水により地下水が汚染され、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある	処理水のCODが高く、県条例の放流基準を満たせないで放流できないことは、公共の水域を汚染するおそれがないように必要な措置を講じていない【令第6条第1項第3号ホ】
処理基準違反の事実	生活環境保全上の支障										
廃棄物の飛散防止のための覆土が施されていない【令第6条第1項第3号ル】	廃棄物の飛散により処分場周囲の園児、住民、通行人の生活環境保全上支障が生ずるおそれがある										
許可容量超過は廃棄物が飛散・流出している状態【令第6条第1項第3号でその例によることとされた令第3条第1号イ】	廃棄物の法面が急角度かつ高さが高いため、廃棄物が崩落する危険があり、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある										
軽微拡大Ⅱ期工事部分は遮水シート敷設が未完成の時期に廃棄物が崩落し、そのまま嵩下げ廃棄物を埋め立てた状態にある【令第6条第1項第3号ホ】	浸出水により地下水が汚染され、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある										
処理水のCODが高く、県条例の放流基準を満たせないで放流できないことは、公共の水域を汚染するおそれがないように必要な措置を講じていない【令第6条第1項第3号ホ】	多量降雨時等に浸出水が循環しきれず、汚水が溢れ、公共の水域が汚染されて生活環境保全上支障が生ずるおそれがある										
事業者対応	<p>提出期限までに(株)三興企業から弁明書の提出なし。</p>										

R	平成14年1月16日	処理業許可取消	R																				
処理業許可取消	<p>1 要旨 措置命令（N）が履行期限までに行われなかったため、全ての処理業の許可を取り消し。</p> <p>取り消した産業廃棄物処理業</p> <p>(1) 産業廃棄物収集運搬業</p> <table border="1" data-bbox="513 373 1884 491"> <tr> <td>積み替え・保管を除く</td> <td>燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん</td> </tr> <tr> <td>積み替え又は保管を含む</td> <td>燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類</td> </tr> </table> <p>(2) 産業廃棄物処分業</p> <table border="1" data-bbox="513 541 1884 604"> <tr> <td>埋め立て処分</td> <td>燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん</td> </tr> </table> <p>(3) 特別産業廃棄物収集運搬業</p> <table border="1" data-bbox="513 655 1884 709"> <tr> <td>積み替え・保管を除く</td> <td>廃石綿等</td> </tr> </table> <p>(4) 特別産業廃棄物処分業</p> <table border="1" data-bbox="513 760 1884 852"> <tr> <td>焼却処分</td> <td>感染性産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>埋め立て処分</td> <td>廃石綿等</td> </tr> </table> <p>2 対象者 株式会社 三興企業</p> <p>3 聴聞会 平成13年12月10日午後2時より実施したが当事者・参加人の出頭なし。当事者からの陳述書、証拠書類などの提出なし。</p> <p>4 理由 措置命令が履行期限までの行われなかったことは、法第19条の5の措置命令違反となり、法第14条の3第1号及び法第14条の6で規定する「違反行為」に該当する。</p> <p>5 その他 聴聞通知書及び許可取消処分通知書は内容証明・配達証明郵便にて三興企業代表者宛に送達。</p> <p style="text-align: center;">処理業の取り消し通知書 平成14年1月16日送達</p>	積み替え・保管を除く	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん	積み替え又は保管を含む	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類	埋め立て処分	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん	積み替え・保管を除く	廃石綿等	焼却処分	感染性産業廃棄物	埋め立て処分	廃石綿等	法 第14条の3 第1号及び法第14条の6 関係法令									
	積み替え・保管を除く	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん																					
積み替え又は保管を含む	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類																						
埋め立て処分	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん																						
積み替え・保管を除く	廃石綿等																						
焼却処分	感染性産業廃棄物																						
埋め立て処分	廃石綿等																						
<p>事業者対応</p> <table border="0"> <tr> <td>平成13年6月28日</td> <td>措置命令の履行期限延伸願い提出</td> </tr> <tr> <td>平成13年7月27日</td> <td>措置命令履行進捗状況報告提出</td> </tr> <tr> <td>平成13年8月27日</td> <td>措置命令履行進捗状況報告提出</td> </tr> <tr> <td>平成13年9月13日</td> <td>措置命令履行進捗状況報告提出</td> </tr> <tr> <td>平成13年10月1日</td> <td>措置命令履行進捗状況報告提出</td> </tr> <tr> <td>平成13年10月10日</td> <td>本市より措置命令履行の意思確認 (10月17日までに履行する意思表示ない場合は許可を取り消す。)</td> </tr> <tr> <td>平成13年10月31日</td> <td>三興企業代理人より連絡：履行期限の再延伸願いを出す立場にない。</td> </tr> <tr> <td>(G社)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成13年11月5日</td> <td>措置命令履行進捗状況報告提出</td> </tr> <tr> <td>平成13年12月10日</td> <td>措置命令履行進捗状況報告提出</td> </tr> <tr> <td>平成14年1月15日</td> <td>措置命令履行進捗状況報告提出</td> </tr> </table>	平成13年6月28日	措置命令の履行期限延伸願い提出	平成13年7月27日	措置命令履行進捗状況報告提出	平成13年8月27日	措置命令履行進捗状況報告提出	平成13年9月13日	措置命令履行進捗状況報告提出	平成13年10月1日	措置命令履行進捗状況報告提出	平成13年10月10日	本市より措置命令履行の意思確認 (10月17日までに履行する意思表示ない場合は許可を取り消す。)	平成13年10月31日	三興企業代理人より連絡：履行期限の再延伸願いを出す立場にない。	(G社)		平成13年11月5日	措置命令履行進捗状況報告提出	平成13年12月10日	措置命令履行進捗状況報告提出	平成14年1月15日	措置命令履行進捗状況報告提出	
平成13年6月28日	措置命令の履行期限延伸願い提出																						
平成13年7月27日	措置命令履行進捗状況報告提出																						
平成13年8月27日	措置命令履行進捗状況報告提出																						
平成13年9月13日	措置命令履行進捗状況報告提出																						
平成13年10月1日	措置命令履行進捗状況報告提出																						
平成13年10月10日	本市より措置命令履行の意思確認 (10月17日までに履行する意思表示ない場合は許可を取り消す。)																						
平成13年10月31日	三興企業代理人より連絡：履行期限の再延伸願いを出す立場にない。																						
(G社)																							
平成13年11月5日	措置命令履行進捗状況報告提出																						
平成13年12月10日	措置命令履行進捗状況報告提出																						
平成14年1月15日	措置命令履行進捗状況報告提出																						

S		平成14年1月16日～	処理業許可取消以降の経過（G社関係）	S
年月日	区分	概 要		備考
平成13年11月5日	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 74%		
平成13年12月10日	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 77%		
平成14年1月15日	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 79%		
平成14年1月30日	G社許可願提出	元三興企業積替保管施設での産業廃棄物中間処理業の許可取得へのお願い		G社は民法697条（管理者の管理義務）および720条（緊急避難）により、収益を得ず、一種のボランティア活動として三興企業の肩代わりの業務をしてきました。今後も処分場の修景作業を行って完成させる予定です。との内容。
平成14年2月21日	G社植林について	覆土完成箇所土地管理者として植林を行う旨の届出		
平成14年4月11日	G社報告	「最終処分場等の作業開始」の文書提出 ・処分場の修景作業を平成14年5月7日より再開します。		
平成14年4月23日	G社へ依頼	「処分場の整備スケジュール等」の文書の提出を指示		平成14年4月30日「最終処分場の整備計画等」の文書提出 遮水シートの修理を行い、上部廃棄物を下げて修景する。 期間は約1年
平成14年6月12日	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 79%		
平成14年7月12日	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 79%		
平成14年9月9日	G社計画書提出	「事業計画書提出」 ・修景作業は平成15年5月終了予定		
平成14年10月17日	G社報告	「措置命令等履行申し入れ」の文書提出		G社は旧三興企業に代わり措置命令に関する履行に努力する。作業は平成15年5月に終了予定であるが、その後の施設整備、排水処理の維持管理費捻出のため、旧三興企業中間処理場での処理業の許可を得たい。
平成14年12月1日	G社許可	中間処理業許可取得（三興企業元積替保管場所）		
平成15年3月17日	18条報告徴収	三興企業に対し、平成10年6月29日～平成14年1月16日までの産業廃棄物最終処分について、各々の排出事業者名、搬入者名、廃棄物種類、廃棄物量及び受入れ期日の報告。		平成15年3月31日報告期限に対し報告無 報告徴収内容を確認するため現地立ち入り調査。マニフェストなど書類は場内に保管あり
平成15年4月21日	G社へ依頼	処分場整備に関する指示をG社に送付 ・進捗状況や残作業についての報告を求める。		平成15年5月13日G社報告「最終処分場等の経過と現状報告及び要望」 排水処理を継続し、場外放流なしで場内での散水処理や修景・補修作業などを行ってきたが、本来三興企業が施設の管理と措置命令の履行を行うべきであり、G社では限界がある。
平成15年9月22日	三興企業へ催告	平成13年3月23日発出の第3回措置命令（N）の履行再々催告		平成15年10月20日 三興企業代理弁護士より回答書提出 三興企業は措置命令の履行に最大限の努力を払うが、企業として事実上倒産状態のため、履行能力なし。
平成15年10月20日	G社要望	「品濃町最終処分場の管理について」要望書を提出		中間処分業の許可を得たが収益が上がらないため、最終処分場維持管理費が捻出できず、事業計画書の履行が不可能であり、根本的な処理策をいただきたいとの内容。
G社概要				
設立年月日	平成13年4月6日			
設立趣旨	三興企業は、平成13年1月4日、2回目の不渡りを出し事実上の倒産。同年1月20日債権者集会において、債権者全員から再建に向けて支援・協力する旨、賛同を得て有志10名の出資により設立。			
事業概要	地域環境保全の観点から、三興企業がなすべき放置した最終処分場の管理業務をできうる範囲で行い、健全なる産業廃棄物処理業を目標とする。			
備考	平成13年1月22日に当時の代表取締役が解任され、新代表取締役は従業員の給与、処分場運営費などの支払いをせず、聴聞会にも欠席し、(株)三興企業は許可取り消しとなった。このような旨を踏まえ原因者たる旧代表が処分場の原状復帰に向け関係者と協議を重ね緊急避難的措置として同社を設立。			

T以降		平成14年1月16日～	処理業許可取消以降の経過（G社関係以外）	T以降
1 許可取消以降の事業者の動向と本市の対応の概要				
	年月日	区分	概要	備考
	平成15年9月22日	三興企業へ催告	平成13年3月23日発出の第3回措置命令（N）の履行再々催告	平成15年10月20日 三興企業代理弁護士より回答書提出 三興企業は措置命令の履行に最大限の努力を払うが、企業として事実上倒産状態のため、履行能力なし。
T	平成16年2月12日	水質検査	処分場下流水路（公共用水域）の水質を検査（4月14日に2回目を実施）したところ、ホウ素とBODが環境基準を超過。	
U	平成17年3月18日	汚濁水を下水道へ仮接続	周辺公共用水域の水質保全のため、下水道への仮排水接続した。	
	平成17年5月11日	水質検査	処分場周辺水域で本市が水質検査を実施した。（5月19日に2回目を実施）	
	平成17年6月3日	処分場浸出液の漏洩を確認	水質検査の結果、処分場浸出液が周辺に漏洩していることを確認。	
	平成17年7月12日	水質検査	処分場周辺井戸水を本市が水質検査、井戸水に影響は見られない。	
V	平成17年7月22日	告発	三興企業および元代表者を廃棄物処理法違反（施設の無許可変更）で刑事告発	平成17年11月8日、不起訴処分
W	平成17年7月26日	第4回措置命令	三興企業元代表者等個人4名に対して第3回措置命令（N）と同内容の措置命令を発出	弁明書が提出されたが、本弁明が措置命令を行わない理由とはならないとの本市判断あり。
	平成17年7月26日	三興企業へ催告	平成13年3月23日発出の第3回措置命令（N）の履行催告	
	平成17年10月12日	代執行方針決定	市民の生活環境保全のため、本市は代執行による改善を決定。	
第4回措置命令	1 趣旨			
	法人である(株)三興企業に対し、処分場に係わる生活環境保全上の支障の除去などの措置を講じるよう命じたが、必要な措置が講じられず、環境汚染の事態の重大性が増した。このため違反に対し重大な責任を有する(株)三興企業の代表者にまで対象範囲を広げ必要な措置を講じることを命じた。なお命令予定者からあらかじめ提出された弁明書は、内容を検討した結果命令を行わない理由にはならないと判断した。			
	2 対象者 元代表取締役 元取締役副社長 2名 代表取締役			
	3 措置命令の原因となる事実			
	処理基準違反の事実		生活環境保全上の支障	
廃棄物の飛散防止のための覆土が施されていない 【令第6条第1項第3号ル】		廃プラスチック類、燃え殻、ばいじんが飛散している		
許可容量超過は廃棄物が飛散・流出している状態 【令第6条第1項第3号でその例によることとされた令第3条第1号イ】		容量超過により、所定の埋め立て計画によらず、廃棄物法面が急角度かつ高さが高いため廃棄物が崩落する危険がある。		
軽微拡大Ⅱ期工事部分は遮水シート敷設が未完成の時期に廃棄物が崩落し、そのまま嵩上げ廃棄物を埋め立てた状態にある 【令第6条第1項第3号ホ】		浸出水により地下水が汚染されている。		
処理水のCODが高く、県条例の放流基準を満たせないため放流できない。即ち公共の水域を汚染するおそれがないように必要な措置を講じていない 【令第6条第1項第3号ホ】		浸出水を循環しきれず、汚水が溢れて地下水及び公共の水域が汚染されている。		
4 命令事項				
(1) 廃棄物の飛散を防止するために必要な措置を講ずること				
(2) 急勾配となっている廃棄物法面について、廃棄物の崩落等の危険がない状態にするために必要な措置を講ずること				
(3) 遮水層が不備な部分からの浸出液による地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずること				
(4) 浸出液による公共の水域の汚染を防止するために必要な措置を講ずること				

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会 確認調査結果(Ⅰ期、Ⅱ期)

期	行政対応	内容	重要な検証ポイント	調査結果
Ⅰ	・指示書発行(D) (平成7年5月～9年1月)	許可容量超過に対する指導 ・平成7,8年度立入112回 指示書8回	何れも指示書による指導を行っているが、もっと早く措置命令が出せなかったのか。	<p>1 当初の対応状況 平成6年当時、市内には数カ所の処分場があり、立入時に改善点があれば基本的に口答で指示を行っており、事業者はそれだけで十分な対応をしていた。三興企業品濃町処分場についても同様に口頭で指示しており、文書提出の締め切りを延ばすなどはあったが、一定の対応があった。</p> <p>2 文書指導への移行 平成7年3月ごろに本市が簡易の測量を行い、許可容量を超えている状況を確認し、平成7年5月12日にはじめて文書指導を実施した。</p> <p>3 事業者からの測量結果の報告とその後の対応 平成7年9月に三興企業から報告書が提出され、事業者の測量でも埋立容量を超えていることがわかった。しかし、事業者は「仮埋立であり、今後、圧密や減容が見込まれる」ことなどを主張していた。当時、許可容量は埋立終了時点で確認するもので、一時的に超過しても圧密化により減容するため、ただちに違法性は問えないと考えていた。事業者は、具体的な施設拡大を準備しており、また廃棄物の受け入れ制限を実施するなど、改善の意思がみられたことから、容量超過については事業者に減容させて基準を満たすことが重要であり、行政処分を行い搬入を止めることは考えていなかった。 また、当時、他都市での搬入規制の動きがあり、市内から排出される多量の産業廃棄物の適正処理を推進するためには、市内に処分場を確保することは重要であり、新規処分場を市内に確保することは困難な状況下において、受け入れ制限を施しつつも、処分場を続けることは重要な課題であると考えていた。</p> <p>4 行政処分の実施について 平成7年当時は、本市でも、全国的にみても、行政処分(措置命令、改善命令等)の事例は少なく、事業を継続しながら改善させるというのが一般的な指導方法であり、新規受け入れ制限を指示した上で、減容を指導するという方針であった。事業者は、本市立会のもとに何度か減容化実験を実施しており、その後、頂上に破砕機や重機を設置して減容化に努めたり植栽するなど、本市の指示等を受けて対応をしていた。</p>
	・第1回措置命令(F) 平成9年2月24日	容量超過の原状回復		措置命令で求めている原状回復の意味は、直近の産業廃棄物処理施設設置届出書に添付されている図面の最終形に戻せという意味を考えていた。
Ⅱ	・施設容量変更許可(G) 平成9年12月25日	変更理由: 道路に伴う埋立区域変更 容量拡大による成型仕上(修景)を行う	・第1回措置命令が未履行なのに許可してよいか。 ・許可要件は満たしていたのか。	<p>1 背景 横浜新道の側道の用地確保のために、廃棄物の移動先の確保が必要であった。また、埋立が終了していない処分場から産業廃棄物を場外搬出することは、埋立処分の再委託に該当し、排出事業者の了解が得られなければ違法という認識であった。従って、措置命令を履行する現実的な方法は、処分場を拡大する方法が最も効果的であると考えており、施設変更許可と第2回措置命令はセットで考えていた。</p> <p>2 変更許可について 当時の判例等から、処理施設の許可事務は、「申請書の内容が許可要件を満たせば許可しなければならない羁束裁量」と考えていた。また、当時の施設許可の基準にはおそれ条項はなく、技術上の基準を満たし災害防止のための計画があれば許可するものであった。</p>
	・第2回措置命令(H) 平成9年12月25日	容量超過を安全な形状に改善 理由:第1回措置命令が未履行		<p>同時に行った処理施設変更許可により、横浜新道側道による面積の変更、事務所前の処分場拡大等を認めたことから、第1回措置命令の原状回復を行うことが現実的には不可能となった。そのため、内容を安全な形状に変更して第2回措置命令を出した。 この措置命令における安全な形状とは、最終処分場設置者に対する事前協議等を行う指導根拠である「横浜市産業廃棄物の処理用地の設定等に関する指導要綱」で定めている最終処分場の法面の勾配角度や植栽などを意図している。 また、履行期限が平成11年までと長期間になった理由は、措置命令の履行が最終的には、側道工事の擁壁設置等が終わらないとできないことなどを踏まえた現実的な設定と考えている。</p>
	・産業廃棄物処分業再許可(I) 平成10年6月29日	「G」により、新たな受入が可能となったため、産業廃棄物処分業の再許可	・これまでの経緯から不許可にできなかったのか。 ・許可要件を満たしていたのか。	<p>1 許可について 産業廃棄物処分業の許可は法定の要件を満たせば許可するという羁束裁量と考えており、処理施設変更許可で拡大した処分場容量のうち、措置命令履行に要する分を除く分(21,000㎡)の余裕があり、許可申請の内容が許可要件を満たしていたので許可した。</p> <p>2 恐れ条項の適用について 産業廃棄物処分業許可については、当時の法令においても、欠格要件におそれ条項が規定されていた。このおそれ条項の適用は、「繰り返して行政処分を受けている」こと、「全く指導に従わない状態」などが前提であり、許可しても適正処理が期待できないことが明らかな場合でなければ、この条項を適用して不許可とすることが難しいと考えていた。 当時事業者は、措置命令履行の一環としての指導に応じて地元からの要望があった幼稚園・調理師学校前の修景作業などを進めており、おそれ条項を適用することは考えていなかった。</p> <p>3 施設の具備について 事業者が措置命令を履行中(期限は約1年先)であること、施設変更許可による増設部は遮水シート等施設の大部分が完成(使用前検査済み)しており廃棄物の受け入れが可能であったことなどの理由から、施設は具備していると判断した。</p>

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会 確認調査結果(Ⅲ期、Ⅳ期)

期	行政対応	内容	重要な検証ポイント	調査結果
Ⅲ	・指示書発行(K) (平成11年9月-12年12月)	許可容量超過に対する指導 ・文書指導(高さは正)12回 ・法に基づく報告徴収2回	何度も指示書による指導を行っているが、もっと早く措置命令が出せなかったのか。 ①Dの状況を踏まえてもっと早く行政処分をすることはできなかったのか。	1 当初の対応状況 (1) 当初(平成11年秋ころまで) 措置命令の履行(修景作業)を事業者に行わせることが指導の中心であった。この間、新規の受入れについては、法的な命令が出せないため、指導で制限するよう指示していた。 (2) 平成11年秋以降 平成11年の後半から急激に処分場への搬入量が増え、平成12年になると処分場の山はさらに高くなった。しかし、埋め立てた廃棄物の重量は確認できるが、容量は直接把握できないので、いつ許可容量を超えたのか正確な把握は難しかった。 平成12年3月に収用問題で道路公団と和解しており、9月までに収用部分を明け渡すため、廃棄物の移動作業を優先的に行っていた。 平成12年8月には、測量をさせて容量超過が明らかになれば、事業停止命令を行うという方針を固めていた。 2 事業者への測量指導と側道工事との関係 測量は、基本的には事業者が行うべきことで、市の負担で行うものではないという考え方があった。 当初、夏前には測量させる方針だったが、収用部分の明け渡しのための廃棄物の移動作業などを勘案すると、工事を中断させて測量を行わせるのは困難だった。 そのため、測量は明け渡し後の10月に実施し、測量結果は11月に判明した。(市もポイントを絞ってクロスチェックをした。) 3 行政処分の実施状況について 行政処分を実施するためには測量結果が必要と考えており、測量結果が出てからの対応は迅速に行われた。
Ⅳ	G社の措置命令代行(S) 平成14年4月-15年10月	G社が措置命令代行を申し入れた。	・検証対象とすべきか。 ・G社は途中で修景作業等やめてしまった。G社に措置命令の履行代行を頼まないで、もっと早い段階で、市自身が行政代執行に取り組むことを考えるべきではなかったか。	1 G社の申入れ内容・本市の対応・結果 当初は事業者による措置命令履行を前提に指導していたが、事業者が不渡りを出して履行が困難となった中で、G社からボランティアのような形で修景するという申入れがあり、それを受け入れた。品濃町最終処分場に関しての法に基づく指導や行政処分の対象は、三興企業でありG社ではないとの認識はあった。 その後、G社は中間処理の許可を取得した。この許可に関しては、施設等の許可要件がそろっていたので許可したものである。 しかし、G社は予測どおりの収益があがらず、途中で措置命令の履行をやめたい旨を申し出てきた。 2 行政代執行の検討状況について 当時、処分場については周辺地域の問題として捉えられていたようで、苦情としては修景作業に伴う周辺住民からの臭気についてのものが多かった。 第3回措置命令を発令した頃には代執行について課内で検討していた。

G 施設変更許可（平成9年12月25日）

1 変更計画の概要

①埋立区域の修正、②埋立区域の拡大、③擁壁の設置により、埋立面積を 23,898.91 m²（変更前 21,386.00 m²）、埋立容量を 674,252.07 m³（変更前 515,139.00 m³）に拡大する。（概要図あり）

2 施設変更が完了するまでの手続

I 横浜市要綱(※1)の規定（事前協議）		本件での実施日
i)	事業者が「産業廃棄物処理(埋立処分)事業計画書」(変更)を提出	平成9年10月16日
ii)	i)の当該計画書の「横浜市産業廃棄物処理用地等調整会議」への付議 [本市関係局との調整]	平成9年10月16日
iii)	ii)での指摘事項を受け、事業者が「産業廃棄物処理(埋立処分)事業計画書」(変更)の修正を指示	
iv)	事業者が「産業廃棄物処理(埋立処分)事業計画書」(変更)を修正	
v)	要綱基準適合を確認した上で計画承認を事業者へ通知	平成9年12月18日
II 廃掃法(※2)の規定（変更許可）		本件での実施日
i)	I v)で承認した内容の「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」を受理	平成9年12月18日
ii)	申請書の内容が許可基準に適合しているか審査	
iii)	審査で法基準適合を確認した上で「産業廃棄物処理施設変更許可証」を交付	平成9年12月25日

★ この時点で、事業者は変更工事に着手することとなる

III 廃掃法(※2)及び横浜市規則(※3)の規定（使用前検査）		本件での実施日	根拠
i)	変更工事の竣工後、「産業廃棄物処理施設使用前検査申請書」を受理	平成10年6月3日	法第15条の2第2項(法第15条第4項)
ii)	現地調査等による使用前検査		
iii)	使用前検査で法基準適合を確認した上で「処理施設検査済通知書」を交付	平成10年6月4日	市条例規則第34条

★ この時点で、変更が完了したこととなる

- (※1) 横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱
* 要綱の基準は、法基準に横浜市独自の条件を上乗せしたもの
- (※2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (※3) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

関連条文

許可制度	法第15条の2第1項	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
許可基準	法第15条第2項	都道府県知事は、前項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 第1号 厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。 第2号 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、厚生省令で定めるところにより、災害防止のための計画が定められているものであること。
	法第15条第4項 規則第12条の4第1項	第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。
使用前検査	規則第12条の4第1項	法第十五条第四項(法第十五条の二第二項において準用する場合も含む。)の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
使用前検査確認	横浜市規則第34条	市長は、省令第4条の4第1項又は第12条の4第1項に規定する申請書により処理施設の使用前の検査の申請があった場合において、法第8条第2項第1号又は第15条第2項第1号の技術上の基準に適合すると認めるときは、処理施設検査済通知書(第37号様式)により申請者に通知するものとする。

3 変更許可申請書等と許可基準との適合状況等（使用前検査も含む）

	許可基準		変更許可
	条文の概要	条文抜粋	申請書類等との照合結果
技術上の基準（総理府令、厚生省令）	(1) 周囲の囲い	埋立処分場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。	既設置
	(2) 地滑り・沈下防止	地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。	申請書に添付の断面図に「N=13得られない場合は、地盤改良を行う。」との記載あり
	(3) 看板	入口の見やすい箇所に、様式第二により産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。	既設置
	(4) 擁壁の強度	埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であつて、次の要件を備えたもの（以下「擁壁等」という。）が設けられていること。	
		① 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。	申請書に建築確認通知書写し(構造計算書付き)の添付あり
		② 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	申請書に添付の擁壁の標準断面図には遮水シート敷設あり
	(5) 浸出液流出防止	埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。	
① 遮水工		埋立地には、一般廃棄物の投入のための開口部及び口に規定する集水設備の部分を除き、一般廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を設けること。ただし、埋立地については、埋立地と公共の水域及び地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層その他本文に規定する遮水工と同等以上の効力を有するものがある部分については、この限りではない。	平成10年6月5日付け「処理施設設置(変更)許可申請事項変更届出書」には、遮水シート工事の施工証明書・シートの技術資料の添付あり
② 集水設備		埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集水設備を設けること。	平成10年6月5日付け「処理施設設置(変更)許可申請事項変更届出書」には、排水計画図(拡大区域の集水配管図)の添付あり
	③ 浸出液処理設備	集水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を排水基準を定める総理府令第一条に規定する排水基準に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。	既存設備を使用するため、変更なし
(6) 敷地外雨水の流入防止	埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。	申請書に排水計画図の添付あり	
災害防止計画	(7) 災害防止計画	次に掲げる災害防止のための計画が定められているものであること。	申請書に災害防止計画書の添付あり
	①	産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	②	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	③	火災の発生の防止に関する事項	
	④	その他最終処分場に係る災害防止に関する事項	

確認調査結果	
確認事項	第1回措置命令が未履行なのに施設変更を許可してよいか。許可基準は満たしていたのか。
調査結果	<p><背景> 側道の用地確保のために、廃棄物の移動先の確保が必要であった。また、埋立が終了していない処分場から産業廃棄物を場外搬出することは、埋立処分の再委託に該当し、排出事業者の了解を得なければならないという認識であった。したがって、措置命令を履行する現実的な方法は、処分場を拡大する方法しかないと考えており、施設変更許可と第2回措置命令はセットで考えていた。</p> <p><変更許可について> 当時の判例等から、処理施設の許可事務は、「申請書の内容が許可要件を満たせば許可しなければならない(羈束裁量)」と考えていた。また、当時の施設許可の基準には「おそれ条項」はなく、技術基準と維持管理基準を満たしていたので許可した。</p>
備考	
<p>★ 当時、処理施設許可基準に欠格要件は含まれておらず、「おそれ条項」も規定がなかった</p> <p>★ 当時は処理施設許可業務に関する厚生省通知はなかった</p> <p>★ 平成9年10月に札幌高裁で「施設許可について知事に裁量権はない」との判例あり</p>	

使用前検査	
申請書類等との照合結果	
技術上の基準（総理府令、厚生省令）	(1) 既設置
	(2) 掘削工事中の立入検査にて次の事項を確認(写真あり) ・掘削部のほとんどが軟岩であった ・一部はH鋼横木矢板による土留め及び改良土による法面整形施工
	(3) 既設置
	(4)
	① 起案書類の備考欄には「本使用前検査は、全体の変更のうち、竣工した一部分について行ったものですので、変更許可内容の全体が竣工した段階で、再度使用前検査を行う必要があります。」との記載あり
	(5)
①	書類には、遮水シートの二重敷設・シート上面の保護層・シート接合部の融着状態を確認したのと記載あり(ただし、一部は検査済通知書交付後の7月に確認)
②	(4)と同様
③	既設置
(6)	(4)と同様

処理業許可の許可基準との適合状況 (I 処分業許可 (平成10年6月29日))

1 許可の概要

- (1) 産業廃棄物処分業新規許可 (最終処分: 燃え殻、汚泥、廃プラ、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、鉱さい、ばいじん)
 - (2) 特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可 (廃石綿等の埋立の追加)
- ※許可条件: 受入容量は21,000m³に限る

2 手続き



3 処分業許可における許可基準と申請書類等との適合状況

許可基準の概要	許可基準条文抜粋	申請の内容	厚生省通知(処理業の許可事務取扱要領について)抜粋	確認調査結果抜粋
	都道府県知事は、許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。		申請に係る事業の内容に応じ、申請者の有する施設及び能力が規則(条項略)に定める基準に適合するかどうかを審査し、これに適合する場合に、当該申請者が欠格要件に該当すると認めるときを除き、許可を行うものであること。	
(1) 施設(処分場・重機)の具備	埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、埋立処分に適する最終処分場であつて、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。 特別管理最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること	・土地所有者の「産業廃棄物最終処分場設定事項の変更承諾書(写)」及び自社所有地の登記簿の添付あり ・申請書の添付資料に「保有機材: パワーショベル7台・ブルドーザー3台・ペイローダー2台・コンパクター1台・破砕機4台・減容機1台・バキューム車1台」との記載あり。 ・最終処分場の許可変更について平成10年6月5日付けで処理施設検査済通知書の交付を受けている。	1 申請に係る施設について、その構造が取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処分ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ維持管理が適正に行えるものであること等について必ず実地に確認すること。 2 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権原を有していることを確認すること。	
(2) 講習会修了者	法人の代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が、厚生大臣が認定する[特別管理]産業廃棄物の処分に関する講習を終了した者又は厚生大臣がこれと同等以上の知識及び技能を有すると認める者であること。	取締役副社長の講習会修了証写しの添付あり		
(3) 経理的基礎	産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。	・事業開始資金及び調達方法の添付あり。資金総額60,678千円(設計費・工事費・シート代等)、資金調達は手許資金及び借入(借入金金融機関5行明示)による旨記載あり。 ・申請書の添付書類に、直前3年分の貸借対照表・損益計算書・納税証明書、今後3年間の収支計画書あり。 ・経常利益 平成6年11月1日～平成7年10月31日 (30,250千円) 平成7年11月1日～平成8年10月31日 (4,217千円) 平成8年11月1日～平成9年10月31日 (Δ1,380,958千円) ・収支計画書では、平成11年10月31日計画で17.8億円損失、平成12年10月31日計画で17.4億円損失。計画書では、新たな事業開始等により経営状況の改善が見込まれる旨記載あり。	1 事業計画が廃掃法(以下「法」という。)の諸規定に従って処理業を行う上で適正なものであり、また、当該計画に従って行われる事業に必要な設備、機材等の整備に要する資金額が類似の他事業と比較して妥当かどうかを確認すること。 2 事業の開始に要する資金の調達方法はできる限り具体的に記述させ、必要に応じて金融機関等と連絡調整を図ることにより、金融機関等からの融資や借入の確実性を確認すること 3 資金の借入を行う場合には、資金の調達方法と事業計画に基づき、長期的な事業収支計画が実行可能な借入金の返済を見込んだものかどうかにより、事業の継続性を判断すること。 4 貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は個人資産の状況を記載した調書及び所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の内容を十分審査し、会社又は個人として事業の継続性や資金の借入をした場合の返済の可能性について判断すること。	産業廃棄物処理業の許可は法定の要件を満たせば許可するという観点から考えており、処理施設変更許可で拡大した処分場容量のうち、措置命令履行に要する分を除く(21,000m ³)の余裕があり、許可申請の内容が許可要件を満たしていたので許可した。
(4) <欠格要件> 破産者等	禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(5) <欠格要件> 禁錮刑	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(6) <欠格要件> 廃掃法等の違反による罰金刑	この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第二百四十四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の二(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(7) <欠格要件> 業許可取消し	第七条の三(第十四条の三において準用する場合を含む。)若しくは第十四条の六又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(8) <欠格要件> おそれ条項	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。	「おそれ条項」は、法第7条第3項第4号イからニまでのいずれにも該当しないが、許可を行うにつき支障がある場合に弾力的に対応するための規程であり、これにより個々の実態に即して適切に業の許可を行うことができるものであること。したがって、申請者が、以下の事例に該当する場合であつて、かつ、その資質及び社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかである場合には、おそれ条項に該当するものとして不許可処分とすることができること。 なお、おそれ条項の適用に当たっては、全国的な統一性及び公平性を確保する必要があることから、当省と協議すること 1 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けており、許可を与えても、再度取消処分を受けることが予想される場合 2 法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令(生活環境の保全を目的とする法令)若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴が提起されている場合 3 2に掲げる法令に係る違反を繰り返し、又は2に掲げる罪を繰り返し犯しており、行政庁の指導等が累積している場合 4 その他1から3までに掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合	産業廃棄物処理業許可については、当時の法令においても、欠格要件におそれ条項が規定されていた。このおそれ条項の適用は、「繰り返し行政処分を受けている」こと、「全く指導に従わない状態」などが前提であり、許可しても適正処理が期待できないことが明らかでなければ、この条項を適用して「不許可」とすることが難しいと考えていた。
(9) <欠格要件> 未成年者の法定代理人	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(4)から(8)までの一に該当するもの	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(10) <欠格要件> 役員・使用人(支店長等)	法人でその役員又は政令で定める使用人のうち(4)から(8)までの一に該当するもの	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		

★当までの主な産業廃棄物処理業許可に関連する判例(参考)

裁判所	判決年月日	件名	概要
前橋地裁	平成2年1月18日	産業廃棄物処理業許可処分取消請求事件	施設周辺の環境悪化を理由に許可処分の取消しを請求したが、法(14条2項)が個人的利益を保護するものではなく、原告適格が認められなかった。
松山地裁	平成6年9月9日	産業廃棄物処理業不許可処分取消請求事件	収集運搬業の不許可処分(理由: 運搬能力無し、おそれ条項の適用)の違法性を争ったが、不許可処分は適法と認められた。
高松高裁	平成7年12月19日	産業廃棄物処理業不許可処分取消請求控訴事件(原審H6. 9. 9松山地裁)	原審を支持
仙台地裁	平成10年1月27日	産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可拒否処分取消請求事件	要綱に従わない事業者の許可関係書類を返戻し、受理を拒否したことが、不作為にあたり、違法とされた。

★許可取消・事業停止条文抜粋(参考)

産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者がこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が欠格要件のいずれかに該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

★行政処分の指針(平成6年10月1日厚生省産業廃棄物対策室長通知)抜粋(参考)

違反行為をした者に対する業の許可の取消し等
不利益処分については、行政庁は、「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」を定めるよう努めなければならないこととされている(行政手続法第一二条)。
これに関し、違反行為をした者に対する業の許可の取消し等については、処分の類型化が大きな意味を持っている。すなわち、「ある種の行為については、この程度の処分」という目安を示すことにより、恣意的な判断を排し、統一性のある処分が確保されることになる。
* 指針の中に具体的な処分の基準についての記載はなし

経理的基礎関連資料

I 処理業許可時の経理状況について

1 事業開始資金及び調達方法

資金総額60,678千円(設計費・工事費・シート代等)、資金調達は手許資金及び借入(借入金融機関5行明示)による旨記載あり。

2 直前3年分の決算書(単位:千円)

	平成6年11月1日～平成7年10月31日(22期)	平成7年11月1日～平成8年10月31日(23期)	平成8年11月1日～平成9年10月31日(24期)
売り上げ(A)	2,321,022	2,300,001	886,083
費用等(B)	1,973,442	1,963,224	1,968,239
営業利益(A-B)	347,580	336,777	△ 1,082,156
営業外収支(C)	△ 317,330	△ 332,560	△ 298,802
経常利益(A-B+C)	30,250	4,217	△ 1,380,958
次期繰越利益	65,449	67,172	△ 1,326,986

3 今後3年間の収支計画書(単位:千円)

	平成9年11月1日～平成10年10月31日計画	平成10年11月1日～平成11年10月31日計画	平成11年11月1日～平成12年10月31日計画
売り上げ(A)	1,272,361	2,600,000	3,080,000
費用等(B)	1,476,886	2,291,175	2,650,602
営業利益(A-B)	△ 204,525	308,825	429,398
営業外収支(C)	△ 253,200	△ 267,000	△ 273,200
経常利益(A-B+C)	△ 457,725	41,825	156,198
当期末処分利益	△ 1,784,711	△ 1,742,886	△ 1,586,688

4 中小企業診断士のコメント(当時の決算書等による今年度の診断)

22期、23期とも売上高対営業利益率や生産性は高いが、売上の3倍を超える短期借入金があるためその利払いが多く、収益を圧迫している。自己資本比率も1.6%と健全性は低い。

第24期は、4ヶ月後に廃止届けを出したため廃棄物処理収入の売上が4ヶ月間しか貢献できず、年間売上高は60%減となった。製造原価は外注費が増えたために前年比10%増になり、販管費は13%しか減らなかったため、当期純利益は14億近い大赤字となり債務超過となった。

当社は元来生産性や売上高対営業利益率が高いので、今後許可が再開されれば23期並みの売上は期待できる。再開されたとしても借入金が増えてしまったので事業継続は当分苦しい状況が続くものと思われる。

行政処分状況(旧厚生省・環境省統計)

(参考)

	条文	処分の内容	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
産業廃棄物 処理業の許 可	法第14条の3 の2	許可の取消し (※1)	15	5	12	8	7	24	49	71	239	312	607
	法第14条の3	停止命令 (全部・一部)	47	39	81	47	40	50	61	156	102	91	87
特別産業廃 棄物処理業 の許可	法第14条の6	許可の取消し	7	3	3	1	2	4	7	4	21	49	26
		停止命令 (全部・一部)	24	20	6	6	3	4	8	19	14	16	11
産業廃棄物 処理施設の 許可	法第15条の3	許可の取消し	0	0	0	0	0	2	0	6	24	37	33
	法第15条の2 の6	改善命令 (※2)	2	3	4	12	10	32	56	31	44	80	63
		停止命令 (※2)	1	1	7	4	5	6	11	13	23	47	54
	法第19条の3	改善命令	79	34	31	48	68	118	173	108	179	159	107
	法第19条の5 法第19条の6 (※3)	措置命令	12	3	9	13	15	43	29	45	115	120	82

※1 法改正により、平成15年12月1日から法第14条の3の2

※2 法改正により、平成15年12月1日から法第15条の2の6

※3 平成12年改正以前は、法第19条の5→法第19条の4。法第19条の6は平成12年改正により新設

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本委員会は、株式会社三興企業が横浜市戸塚区品濃町に設置した最終処分場（以下「処分場」という。）で行われた不適正処理に関して、これまでに本市が講じた措置等について検証を行い、再発防止策を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 処分場に関する行政対応の検証に関すること。
- (2) 不適正処理事案の再発防止に関すること
- (3) その他、(1) 及び (2) の検討に必要な事項に関すること。

(組織及び構成員)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織するものとする。

2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成18年10月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができるものとする。また、委員が欠けた場合において新たに委員を補充する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会には、委員長を1人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員長代理を指名することができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(招集)

第5条 委員会は、委員長の招集により開催する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があるときは関係職員等に対して意見の聴取、資料の提出等を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長は、委員会の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年1月10日から実施する。

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、戸塚区品濃町最終処分場検証委員会設置要綱（平成18年1月10日）に基づき開催する戸塚区品濃町最終処分場検証委員会（以下「委員会」という。）の会議における、公開・傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第31条及び横浜市審議会等の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達）、並びに横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成9年11月総務局通知）の規程に基づき、原則として公開とする。ただし、情報公開条例第31条第1項但し書第2号に規程する事項（以下「非開示情報」という。）に該当する場合は、委員長は一部または全部の非公開とする。この場合において、委員長が必要があると認めるときは、委員の意見を聴くことができる。

(資料の配布)

第3条 委員会を公開した場合は、傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、委員長が定める。また、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

(傍聴の手続き)

第4条 傍聴しようとする者があった場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ傍聴人名簿（様式1）に所定の事項を記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- (2) 会議の傍聴席数は、10席程度を設けるものとする。
- (3) 会議を傍聴しようとする者の人数が傍聴席数を超える場合においては、傍聴人は会議開催時に抽選により決定する。
- (4) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴席に入場するに当たり所持品の検査等に応じることが求められたときは、これに協力しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
- (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者
- (3) 酒気を帯びているもの
- (4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に係る事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと。
- (2) 会場内において、発言はしないこと。
- (3) 会場における言動に対して拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
- (4) 会場において写真等を撮影し、又は会議における発言等を録音しないこと。ただし、あらかじめ委員長が許可した場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(退場措置)

第7条 傍聴人が前項の規程に違反し、委員長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命じることができる。なお、委員長が退場を命じたときは、傍聴人は、直ちに退場しなければならない。

(委員長のとる臨機の処置)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員長は必要があると認めたときは、臨機に応じて必要な処置を執ることができる。

(会議録)

第9条 公開された会議の会議録は、委員長が確認した後確定し、確定後1年間、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課において市民の閲覧に供すると共に、必要な方法で公開することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は平成18年1月20日から実施する。

附則

(施行期日)

- 1 この規定は平成18年5月12日から実施する。

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属 等	専門分野
◎	おがのしょういち 小賀野 晶一	千葉大学大学院教授	法律
	さくもとなおゆき 作本 直行	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所	国際環境
	たかい かえこ 高井 佳江子	弁護士	法律
	たなか みつる 田中 充	法政大学教授	環境行政学
	とくえ よしのり 徳江 義典	横浜国立大学大学院教授 弁護士	法律

◎委員長

資料Q

資料編掲載用 委員会の開催状況

	開催月日	会場	主な議題・内容
第1回委員会	平成18年 1月20日(金)	横浜情報文化センター 7階 大会議室	・委員長の選出、検証委員会の会議の公開・傍聴規程」の承認 ・今後の予定について確認 (傍聴者：6人)
第2回委員会	3月24日(金)	新横浜フジビューホテル 本館3階 竹の間	・事案の検証(埋立状況と経緯) ・検証方法の検討 (傍聴者：4人)
現地視察	4月27日(木)	戸塚区品濃町最終処分場	・検証事案の現地視察
第3回委員会	5月12日(金)	松村ビル別館 2階 202会議室	・第I期及び第II期の検証 ・検証委員会の公開・傍聴規程の一部改正の承認 (傍聴者：6人)
第4回委員会	6月22日(木)	横浜情報文化センター 7階 大会議室	・第3回委員会の確認事項の調査結果報告 ・第III期及び第IV期の検証 (傍聴者：6人)
第5回委員会	7月21日(金)	横浜情報文化センター 7階 大会議室	・事案の検証(第4回検証委員会における確認事項の調査結果及び全検証期間) (傍聴者：4人)
第6回委員会	8月25日(金)	市庁舎 5階特別会議室	・事案の検証(第5回検証委員会における確認事項の調査結果) ・検証委員会報告書の骨子について (傍聴者：4人)
他県視察	9月8日(金) ～9日(土)	秋田県能代市	・秋田県の不適正処理事案の現地視察及び県との意見交換等
第7回委員会	10月26日(木)	横浜情報文化センター 7階 大会議室	・戸塚区品濃町最終処分場に係る検証結果報告書 (傍聴者：3人)
第8回委員会			

第1回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年1月20日(金)午後2時から午後3時20分まで

開催場所 横浜市情報文化センター7階大会議室

出席者 (委員)

小賀野委員、作本委員、高井委員、田中委員、徳江委員

(横浜市)

資源循環局長、副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、総務課長、産業廃棄物対策課長、適正処理監視指導担当課長、他事務局8名 計15名

開催形態 公開(傍聴者 6人)

- 決定事項
- 1 小賀野委員が委員長に選出された。
 - 2 「戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規程」が了承された。
 - 3 平成18年秋ごろを目途に6回程度開催し、検証結果と再発防止策をまとめることとした。

- 議事
- 1 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会設置要綱第4条第1項の規程に基づき、委員長の選出を行い、小賀野委員が委員長に選出された。
 - 2 「戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規程」が了承された。
会議録は、審議経過、決定事項等について、その要点をまとめることとし、発言した個人名は掲載しないこととした。
また、会議録は公開することとし、非公開会議とした場合も公開できる部分ではできるだけ公開することとした。
 - 3 事案の概要について
事務局から、戸塚区品濃町最終処分場事案概要資料により事案の概要を説明した。
 - 4 今後のスケジュールについて
事務局より今後のスケジュールについて説明し、平成18年秋ごろを目途に6回程度開催し、検証結果と再発防止策をまとめることで了承を得た。

(主な意見等)

- ・設置要綱上の用語について、「行政対応」は、命令・処分だけでなく、指導の他、排出事業者への対応などを含め再発防止策検討に必要な範囲とし、「検証」については、当時の法令を前提に、組織としての対応を検証することで了承された。
- ・質疑を踏まえて、委員長から事務局に対しこれまでの行政措置等の詳細資料の作成について要請があった。

- 資料
- 1 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会設置要綱
 - 2 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会名簿
 - 3 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規程(案)
 - 4 戸塚区品濃町最終処分場事案概要

第2回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年3月24日(金)午前9時から午前10時30分まで

開催場所 新横浜フジビューホテル 本館3階 竹の間

出席者 (委員)

小賀野委員長、作本委員、高井委員、田中委員、徳江委員
(横浜市)

資源循環局長、副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、総務課長、産業廃棄物対策課長、適正処理監視指導担当課長、他事務局8名 計15名

開催形態 公開(傍聴者 4人)

決定事項 検証を行うにあたって、検証範囲を会議資料1(戸塚区品濃町最終処分場の埋立状況と経緯)のD～Fの期間、F～Kの期間、K～Qの期間及びR～現在までの4つの期間に分けて進めていく。

議事 事案の検証(埋立状況と経緯)

- ・事務局から、資料1に基づき、埋立状況と経緯について説明した。
- ・検証範囲の整理、重点的に検証すべき点等が議論され、概ね4つの期間に分けて検証を進めていくこととした。

(主な意見等)

- ・見ただけで埋立容量を超えているのがわかっても行政処分はできないのか。
(事務局回答) 行政処分を行うには測量による正確な数値の把握が必要と考えられる。
- ・Fの第1回措置命令の「原状回復措置」とはどういうことか。また、Gの変更許可は現状追認ではないのか。
(事務局回答) 「原状回復措置」の中に許可容量以内にするということも含まれていると考える。
- ・Iで処理業許可をしているが、受入可能な埋立容量があったのか。
(事務局回答) Iの処理業許可時はGの施設変更により、新たに受入が可能となっていた。
- ・行政対応について、法律の運用や手順の妥当性、この企業に対してどのような方向性での対応を考えていたのか検証が必要。
- ・長期にわたり、これほど慎重な対応が必要だったのか。指導や事業停止を繰り返さずに、許可取消までの期間を短縮することも必要だったのではないか。
- ・埋立容量は徐々に増やしていくものなのか。
(事務局回答) 容量増加は、平成4年7月までは届出制、平成4年7月以降は許可制(10%以上の増量)だが、基準を満たしていれば許可することとなる。

報告事項 1 第1回検証委員会会議録について
2 第1回技術検討委員会の開催について

資料 1 戸塚区品濃町最終処分場の埋立状況と経緯
2 第1回戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録
3 「戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会」の開催について

第3回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年5月12日(金) 午前10時から午前12時まで

開催場所 松村ビル別館 2階 201号室

出席者 (委員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員
(横浜市)

副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、総務課長、産業廃棄物対策課長、
適正処理監視指導担当課長、他事務局 14名 計24名

開催形態 公開(傍聴者 6人 報道機関 2社)

- 決定事項**
- 以下の事項について、事務局が確認調査を行い、次回委員会で報告することとなった。
 - 指示書発行について(D)
 - 指示書発行以前の口頭指導の状況
 - 当時の指導の考え方
 - 措置命令(第1回、第2回)について(F、H)
 - 命令の具体的内容
 - 施設容量変更許可について(G)
 - 許可要件や恐れ条項の適用の有無など
 - 処理業の再許可について(I)
 - 許可要件、恐れ条項の適用や不許可処分の可能性の有無など
 - 「戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規定」第4条の改正が了承された。

議事 事案の検証(第I期及び第II期)

(主な意見等)

<第I期(D~F)>

- ・Dで、最初の指示書交付(文書指導)以前に事業者が改善計画書を提出しているが、これは、市の口頭の指示によるものか。口頭指導の内容は記録しないのか。
- ・「計画高さ」は許可の要件なのか?
(事務局回答) 当時は届出制で、その要件は、埋立容量及び面積である。「計画高さ」は付属書類の事業計画書の記載事項で、要件に含まれない。
- ・Dで、指示書交付までに時間がかかっている。また、指示書の履行がされないまま、行政処分までにさらに時間が経過している。仮埋立とはいえ、平成7年9月には容量超過も判明しており、この時点で何とかならなかったのか。
- ・当時の背景や法の一般的な運用状況をもっと知りたい。
- ・平成7年11月の指示書において、変更許可申請書の提出を求めているが、その理由は何か。

<第II期(F~K)>

- ・業の再許可にあたり、欠格要件に該当しないとのことだが、一方で法では施設や業の許可取消しについて定めている。法違反行為が取消し要件ならば、措置命令違反により許可は取り消されるの

か。

- ・法は改正が繰り返されているのでわかりやすくまとめてほしい。
- ・第2回の措置命令は第1回の命令が履行されないまま出されているが、第1回の命令を撤回したことになるのか。
- ・施設の変更許可と第2回措置命令が同日だが、命令を履行し、安全性を確認した上で許可するものではないのか。
- ・業の再許可について、長年にわたって指導が続いたのに欠格条項に該当しないのか。
- ・措置命令の内容は、第1回も第2回も具体的でなく何をすべきなのかわからない。第2回の命令で履行期限を猶予すべきではなかった。
- ・平成9年ごろは、判例でも学説でも業許可については講学上の警察許可（羈束裁量）という理解だった。

報告事項 1 第2回検証委員会会議録について

- 資料
- 1 検証シート
 - 2 検証委員会の公開・傍聴規定の一部改正案
 - 3 第2回検証委員会会議録

第4回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年6月22日(木) 午後2時から午後4時35分まで

開催場所 横浜情報文化センター 7階 大会議室

出席者 (委員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員
(横浜市)

局長、副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、総務課長、産業廃棄物対策課長、適正処理監視指導担当課長、他事務局11名 計18名

開催形態 公開(傍聴者 6人 報道機関 2社)

決定事項 1 次の事項について、事務局が確認調査を行い、次回委員会で報告する。

(1) Kの時期について

- ・指導の状況
- ・測量実施までに時間を要した理由

2 次の事項について、事務局が資料を整え、次回委員会で報告する。

(1) 平成8～13年の現場の航空写真

(2) 業の再許可(平成10年)当時の業許可の基準とそれに対する事案の状況

(3) 施設変更許可当時(平成9年)の施設許可の基準とそれに対する事案の状況

議事 事案の検証(第3回検証委員会確認調査結果、第Ⅲ期及び第Ⅳ期)

(主な意見等)

<第Ⅰ期及び第Ⅱ期の確認調査>

・当時、市内に処分場を確保することを重要視していたようだが、市の方針として明確に位置づけられていたのか。

(事務局回答)本市から排出される廃棄物量は多く、処分場の必要性が認識されており、当時の5か年計画(第3次横浜市産業廃棄物処理指導計画)では、「最終処分場等の施設整備の促進」を目標としていた。

・第1回措置命令が出されていたが、側道建設に伴い廃棄物を移動するために施設の拡大を許可したことは、現実的で合理的な判断だったかもしれないが、結局は次の問題の原因となったのではないか。

・第2回措置命令を分析すると、体系的に矛盾なく対処できていたのか疑問がある。

・措置命令違反で許可取消しにならないのか。

(事務局回答)法令と事案の状況を照合できる資料を用意する。

・Dの時期に何かできなかったのか、疑問が残る。

・行政処分は組織的に対応していたが、指示書はどうだったのか。

(事務局回答)指示書は課長決裁であり、組織的に状況は把握されていた。

<Ⅲ期(K～Q)の検証>

・事業停止(L、O～Q)と4回あるが、搬入状況はどうだったのか。

(事務局回答)第1回事業停止命令の期間終了後も受入れを停止させていた。その後のO～Qの命令期間は連続している。なお、停止指示は事業者からの測量結果報告を受け、翌日の平成12年11月14日に受入れ停止を指示した。これ以降受入れはない。

・事業者報告（平成 11 年 10 月 13 日）にある減容の内容は、減容率が大きく見えるが、実際にはどうだったのか。

（事務局回答）最終処分場で通常行われる転圧のほかに、事業者は破砕機を導入していた。しかし、実験どおりに減容が進まない状況だった。

<Ⅳ期（R～）の検証>

・G社の関与は、どこまで評価すればいいか、当委員会としての取扱いが課題である。

<報告書作成に向けた意見>

・行政指導（口頭・文書）や処分について組織的に対応をするためのガイドラインが必要。判断基準を明示することで段階に応じた指導や処分ができるようになり、再発防止になる。

・報告書に施設の土地形状が分かる図面や当時の指導方法や市の方針などの資料をつけたら分かりやすい。

報告事項 1 第3回検証委員会会議録について

資料 1 法令関係の調査結果
2 確認調査結果
3 検証シート（Ⅲ期、Ⅳ期）
4 第3回検証委員会会議録

第5回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年7月21日(金) 午前10時から午前11時50分まで

開催場所 横浜情報文化センター 7階 大会議室

出席者 (委員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員
(横浜市)

局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、総務課長、産業廃棄物対策課長、適正処理監視指導担当課長、他事務局11名 計17名

開催形態 公開 (傍聴者 4人)

- 決定事項
- 1 第Ⅳ期Sについては、検証対象とする。
 - 2 次の事項について、事務局が確認調査等を行い、次回委員会で報告する。
 - ・措置命令と業の再許可について
 - ・業の再許可申請時の経理状況及び「経理的基礎」の考え方について
 - 3 今後、報告書の骨子を作成するにあたり、検証ポイントごとに問題点と再発防止策について、委員の意見を集約する。(8月上旬締切)

議事 事案の検証 (第4回検証委員会確認調査結果、全検証期間)

(主な意見等)

<第Ⅳ期Sの取扱いについて>

- ・市の対応が適切だったかを判断するのが検証委員会の目的であるので、Sについても検証対象とすべき。
- ・どの時点で行政代執行に転換すべきだったのかという意味で検証対象とすべき。

<業の再許可について>

- ・現在は、事業者の経営状況について、中小企業診断士の診断を求めたりするとのことだが、申請当時の三興企業の状況を中小企業診断士に診断してもらいたい。
- ・業許可の際に、第2回措置命令は履行されたと考えたのか。
(事務局回答) 以上について、申請時に提出された経理関係資料、中小企業診断士による診断、措置命令と業の再許可に関する当時の職員への確認及び国の見解をまとめ、次回報告する。

<施設の変更許可について>

- ・措置命令の履行完了後に許可すべきではないのか。
- ・第1回命令の履行を確認した上で、2回目の命令を出したのか。

<第Ⅲ期、第Ⅳ期の確認調査結果について>

- ・測量が事業者負担では、事業者が自らに不利益になることを進んでやることは期待できず、事業者に時間稼ぎをされてしまうだけである。
- ・Kにおいて、Dと同じパターンを繰り返すのはおかしい。
(事務局回答) 測量には1～2週間かかるため、その間の事業停止や、収用和解の期限までに廃棄物を移動させなければならないことなどから、測量を速やかに実施させられなかった。また、比重換算は比重の設定が困難であり、容量については、10パーセント以内の超過なら

届出でよく、行政処分を実施するには、測量による容量の正確な把握が必要であった。

・第2回措置命令で法面の勾配を「安全な形状」にするよう命じているが、履行されなかった部分（調理師学校と反対側）は計画に違反した状態が継続していたのではないか。

<委員意見の集約について>

- ・今後のまとめに向け、報告書の骨子を作っていく。各委員から問題点や再発防止策について意見を募りたい。意見は既に会議で述べられたことも含め記入していただきたい。
- ・事務局で問題点と再発防止策を記入する用紙と委員会で出された意見をまとめたものを作成し、各委員に配布することとした。

報告事項 1 第4回検証委員会会議録について

- 資料
- 1 確認調査結果（第Ⅲ期、Ⅳ期）
 - 2 検証資料（G及びIの再整理結果）
 - 3 第4回検証委員会会議録

第6回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年8月25日(金) 午前10時から午前11時30分まで

開催場所 市庁舎 5階 特別会議室

出席者 (委員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員
(横浜市)

産業廃棄物対策担当部長、産業廃棄物対策課長、他事務局11名 計17名

開催形態 公開 (傍聴者 4人)

- 決定事項
- 1 報告書は、委員長の指示の下、事務局が素案を用意し、委員の意見交換を経てまとめる。
 - 2 報告書作成にあたり、市民の苦情の状況や市会での議論の状況について、委員に報告する。
 - 3 他都市の先行事例の視察を実施する。

- 議事
- 1 事案の検証 (第5回検証委員会確認調査結果等)
 - 2 報告書の骨子について

(主な意見等)

<経理的基礎について>

- ・決算書から債務超過であり、事業の収入裏づけがなく、経理的基礎はないと考えるべきでは。

<措置命令と業許可>

- ・「措置命令の有無をもって施設の具備の判断はしない。」という国の見解の理由は何か。
- ・措置命令と業許可は別個のものかもしれないが、生活環境の保全に支障があるから措置命令が出されているのであり、総合的に考えるべきではないか。
- ・措置命令履行中の施設であることに対し、「おそれ条項」が適用できるかは、「おそれ条項」の適用がきわめて限定的であり、履行中であるとみなされている状況では困難ではないか。

<報告書骨子について>

- ・検証に必要な基礎的な資料がそろったので、報告書の作成に着手するものとする。
- ・市民の苦情や市会での議論の状況を資料編に入れたい。
- ・再発防止策は、他都市の先行事例を情報収集して分析してほしい。
- ・構成案は、固まったものではなく、作業を進める中で弾力的に修正していくものとする。
- ・委員長の指示の下、事務局において素案を用意し、委員の意見交換を経て報告書としてまとめる。
- ・検証のポイントとして、生活環境の保全と健全な産業廃棄物処理業の育成という行政目的の両立について指摘したが、両者のバランスは非常に難しい。
- ・本事案は、隠れて不法投棄をしたような他都市の事案とは異なる特徴がある。その違いも客観的に報告書で述べたい。そのための資料も充実させたい。
- ・再発防止策について、許可の判断の適正さを客観的に審査する仕組みとして、外部委員を含めた審査会や、外部有識者の意見を得ることは、行政手続法で求められる処理期間で実施するのは難しい面もあるかもしれない。

- ・先行事例の視察は非常に有意義なので、事務局で候補地を選択し、実施したい。
- ・許可の判断を誤ったかどうかということより、不適正な処理状況に対応しないことの方が問題で、許可した事業者の監督システムがどうであったか見る必要がある。

報告事項 1 第5回検証委員会会議録について

- 資料
- 1 確認調査結果（I 関係追加調査結果）
 - 2 経理的基礎関連資料（I 関係）
 - 3 報告書作成に係る委員意見等の取りまとめ結果
 - 4 報告書構成案
 - 5 第5回検証委員会会議録
 - 6 第2回技術検討委員会について

第7回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年10月26日(木) 午前9時30分から午前11時00分まで

開催場所 横浜情報文化センター 7階 大会議室

出席者 (委員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員

(横浜市)

資源循環局長、副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、産業廃棄物対策課長、
適正処理監視指導担当課長 他事務局11名 計17名

開催形態 公開 (傍聴者 4人)

決定事項 検証結果報告書について、引き続き検討する。

議事 検証結果報告書について

(主な意見等)

<2章>

- ・現場の写真や地図があるが、図面もあったほうがよい。
- ・苦情の状況は、資料編に入れたほうがよい。

<3章>

- ・イからエの見出しを工夫すること。
- ・Ⅱ期(2)エ(市の方針・対応)に、中小企業診断士に依頼したことや施設の具備について国に照会したことが書かれているが、これは現時点での判断である。他の期の市の方針・対応では、当時の判断について書かれていることを考えると、4章の評価に入れる内容である。

<4章>

- ・排出者責任、原因者負担などの原則を記述すること。
- ・3(全期間を通じての評価)と4(総合的评价)の内容が重なっている。
- ・総合的评价では、時系列での評価だけではなく、全体を通じた問題点を明らかにするべきである。
- ・3(全期間を通じての評価)の最後で事業者の指導や厳正な処分の必要性を述べているが、行政は事業者を指導、是正するという役割があり、この点で取締りを目的とする警察とは違う。法令に基づく権限を硬軟取り混ぜて行使し、処分場の確保や健全な事業者育成へと誘導する一方、環境保全のために厳格な処分を行うということを述べる必要がある。

<5章>

- ・様々な提言が書かれているが、整理し、体系化すべきである。

<その他>

- ・報告書は市民など第三者が読んで分かりやすいものにすべき。
- ・資料編がなくても本編だけで概要が分かるようにしたい。
- ・委員会資料の法令の変遷は資料編に入れる。
- ・第2回検証委員会資料の「埋立状況と経緯」はとても分かりやすいので、本編に入れてほしい。
- ・市会での市の答弁と本委員会での調査内容との整合性を確認したい。

報告事項 1 第6回検証委員会会議録について

資料 1 戸塚区品濃町最終処分場に係る検証結果報告書（案）
2 市会での議論の状況
3 第6回検証委員会会議録
4 秋田県能代産業廃棄物処理センター視察報告

横浜市会での議論の状況

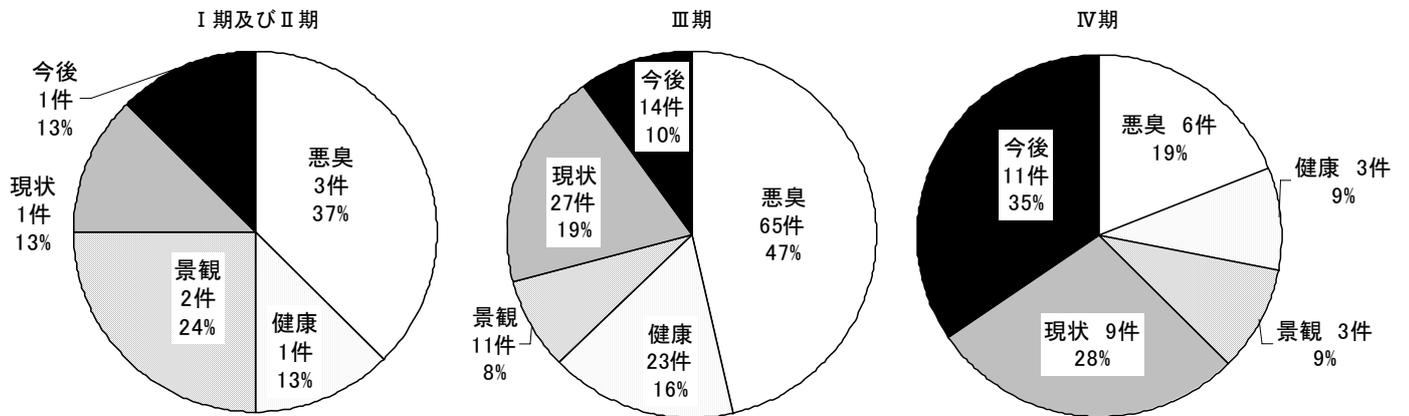
	年月日/会議名	質問者	主な質問・意見内容
1	平成10年10月18日 決算第1特別委員会	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止届けの提出と既埋立量および修景作業の期限などについて。 ・新規許可を行った理由について。 ・収用委員会の件での道路局との連携について。 ・火災発生について。
2	平成11年2月26日 予算第1特別委員会	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処分場の廃止と修景作業について ・平成10年の新規許可について
3	平成12年12月7日 福祉衛生環境保全委員会	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・三興企業最終処分場からの悪臭発生について。 ・側道建設工事に係わる廃棄物移動作業工程および進捗状況について。 ・廃棄物搬入が大量に行われており、高さも下がったように思われたい。 ・増設の申請と行政対応について。 ・周辺緑地帯に更に事業を拡大する恐れがあるが、安易に許可すると大変なことになる。
4	平成12年12月12日 福祉衛生環境保全委員会	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物積み上げによる、のり面勾配規制について。 ・水質測定について。 ・切り崩し作業に伴うダイオキシン等の飛散のおそれについて。 ・是正指導について
5	平成13年1月23日 福祉衛生環境保全委員会	4名	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年11月以前に相当量搬入していることに関する局の許可指導について ・10%の軽微拡大における住民対応について。 ・今後事業が立ちゆかなくなり行政で何とかしなければならないということにならないよう対策を講じて頂きたい。 ・前回提示された高さまで今の事業者が責任を持って下げるのか。
6	平成13年5月16日 福祉衛生環境保全委員会	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・今後事業者の継続性の問題をどのようにするか対処法を考えて頂きたい。
7	平成13年10月15日 決算特別委員会	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・三興企業の許可取り消し後の処分場の状況について ・横浜市と何ら関係のないG社が作業を行っていることの認識について。 ・G社は産業廃棄物処理業の許可もなく修景作業にかかる費用負担はどうなるのか。今後、許可業の申請がされるのか。
8	平成13年12月12日 第4回定例会	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の市の指導に問題があったのではないか。 ・今後の指導方針について。
9	平成13年12月13日 福祉衛生環境保全委員会	5名	<ul style="list-style-type: none"> ・「出来る限り事業者責任で履行するよう指導する」とは、必ず最後までやるよう指導するという事なのか。 ・事業停止命令中に廃棄物が搬入されたとの情報があつたが、命令は厳正に守られたのか。 ・安易に税金をつぎ込むことは反対であるが、現実的には代執行もあり得る。 ・産業廃棄物処分場の跡地の修復と跡地利用について。 ・市の指導責任について。
10	平成15年9月19日 福祉衛生環境保全委員会	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・三興企業の事業者責任について。 ・横浜市の今後の対応について。
11	平成16年10月21日 決算第2特別委員会	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・三興企業最終処分場の代執行について、もっと早い時期に出来なかったのか。 ・代執行について。 ・再発防止策について
12	平成17年6月14日 環境創造資源循環委員会	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水の漏れ出しについて。 ・今後の処分場のあり方について。 ・廃掃法は改正が多く、この法に不備があるのではないか。 ・代行者の措置命令履行について。

戸塚区品濃町最終処分場に関する苦情等の状況

検証シート	時期	届及び処分	苦情件数	苦情申出者	苦情の内容	行政の対応及び説明
D、E、F、 G、H、J、K	平成8年10月～平成12年6月	指示書交付 処理業廃止届 第1回措置命令 施設変更許可 第2回措置命令 処理業再許可 軽微変更届 指示書交付	4件 悪臭 景観破壊	近隣の事業者 自治会 一般市民	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい緑の空間で、永年事業を営んできたが、事業所に極めて近接した場所に産業廃棄物処理場が設置され、見るうちに廃棄物がうず高く積み、景観的に見苦しいばかりか、強風の日は埃が舞い、風向きによっては事業所まで悪臭が漂ってくる。特に悪臭は、事業の遂行上誠に由々しき問題である。処理業者に対して、前記の事実を指摘し、再三改善を申し入れてきたが、誠意ある回答が得られない。また、横浜市に対しても再三実情を報告し、処理業者に対する注意及び指導をお願いしてきたが、条件に合格しているの一点張り。この問題は、事業の継続にとって大変重要なことである。早急に現地を調査し、処理業者に対する是正の指導、許認可の廃止等を検討してください。 ・営業許可期限後の延長については認めないとの報告があったが、良識ある判断、決断を更に要望する。 ・三興の事業内容、ダイオキシン検査の結果、触媒と臭気の検査の結果の公表及び事業廃止の勧告を要望する。 ・専門学校の隣にごみ山があり、悪臭がする。近くの幼稚園児の健康への影響も気になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画高さを超えて廃棄物が積み上げられていることについては、減量化や受入量の削減等といった改善の指導を行った。また、廃棄物の移動等に伴って臭気が発生するため、風に十分注意して作業を行うとともに、消臭剤を散布しながら作業を進めること及び部分的に覆土をして臭気や廃棄物の飛散防止対策を講じるよう指導している。このほか、景観対策として、立木の植え付けや草花の種子の吹き付けといった緑化を図るよう指導している。なお、許認可については、許可更新の申請が出された場合に、処分場の残存容量の有無やこれまでの指導状況、周辺関係者の同意等を考慮して判断します。 ・処分業者から業の廃止届が提出されたので、営業許可期限後の延長はありません。今後は、法面の整形や植栽を行い、景観を整える工事を行うよう指導していく。 ・事業内容、ダイオキシン検査の結果(基準値以下)、臭気検査の結果(悪臭物質22項目のうち2項目を検出)を公表し、法違反があれば、事業の廃止を含め厳正に対処する。 ・悪臭物質については、敷地境界線での悪臭防止法の規制基準値よりも下回っているが、消臭剤を散布する等の指導を行っている。また、廃棄物の飛散流出を防ぐため飛散防止シートや周囲にネットを張る等の指導を行っている。平成14年春頃までには、覆土、植栽が終了することになっている。
K、L、M、 N、O、P、 Q、R	平成12年11月～平成14年1月	指示書交付 第1回事業停止命令 第1回改善命令 第3回措置命令 第2回事業停止命令 第3回事業停止命令 第4回事業停止命令 業許可取消	85件 悪臭 健康 景観 現状 今後	近隣の事業者 近隣の居住者 一般市民	<ul style="list-style-type: none"> ・品濃町側道整備事業に伴う土地収用問題が和解したので、土地を明け渡すために廃棄物の移動が行われた。そこで悪臭が発生して、連日のように苦情が押し寄せた。記録に残っているもので65件。その間に、処分業者が2回不渡りを出し銀行取引停止となったことに伴い、現状及び今後のことを心配する申出が増えた。記録に残っているもので12件。 ・自然発火による火災が発生したり、広範囲かつ長期間にわたって異臭騒ぎが起こるなど、付近の住民は多大な迷惑を被っている。その上、銀行取引停止の事実を知るに及び、処分場管理の先行きに住民は一層不安を募らせている。問題山積みのまま放置される事態とならないよう、監視と適切な行政指導を強化してください。 ・ごみ山は崩落、飛散、悪臭、火災等がこれからも心配される。監視体制の強化の措置を講じてください。 ・計画範囲内に速やかに修景させるとともに、覆土や緑化等の対策をとるよう行政指導してください。 ・周辺地域のダイオキシン量、井戸水の水質検査等環境測定を定期的に実施し、公表してください。 ・三興は、現処分場の隣接地へ新処分場を建設することを再建築の一つにしているが、近隣住民の理解と了解が得られないうちに、横浜市が許可を与えるようなことは絶対にしないでください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場については、平成12年11月に埋立量が許可容量を超えたことにつき、横浜市は新たな廃棄物の埋立処分を禁ずる事業停止命令を行うとともに、過剰に埋め立てられた廃棄物を減容量化する作業を進めるよう指導してきた。当該事業者は今年に入って2回目の不渡りを出すなど経営状態が悪化しているが、現在も会社として存続しており、引き続き処分場の維持管理や減容量化を行ってきている。 ・測量を実施したところ、超過状態にあることが判明したため、事業停止命令を発令して、埋立てを停止させている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく措置命令を発令して、急勾配となっている廃棄物法面の改善、覆土等による廃棄物飛散防止措置及び水処理設備の改善等を講ずるよう強く命じている。 ・処分場の周辺地域や井戸水等環境測定の定期的な実施及び結果の公表については、検討していく。 ・現処分場の隣接地に新処分場を設置する計画の協議については、応じていない。 ・三興に対しては行政処分を行い、現在は廃棄物が搬入できない状況になっている。横浜市としても根気強く指導してきたが、改善がみられないため、産業廃棄物処分業の許可を取消するための手続きを進めている。
S、T、U、 V、W	平成14年5月～平成17年7月	G社が3回目措置命令を代行 水質検査 下水道仮接続工事 刑事告発 第4回措置命令	25件 悪臭 景観 健康 現状 今後	近隣の事業者 近隣の居住者 区民会議 自治会 一般市民	<ul style="list-style-type: none"> ・三興の業の許可が取消された以降も、悪臭、景観、現状、今後の対策等についての申出が相次いでいる。 ・処分場の臭気がひどい。処分場の上部を掘り起こしており、夜遅くまで作業をやっているようだ。住民が苦情を言っても行政は何もしてくれないのか。また、行政はこうした状況を把握しているのか。 ・品濃町のごみ問題についてやりとりしてから、2年が経過しました。その後、最終処分場において何か改善しているような動きが見えない。横浜市として維持管理を指導していくということだが、実態が伴っていないように思えてならない。ごみ山が現在どのような状態で、どんな問題があって、いつまでどのように改善するのか教えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場へは、週に1回程度立入りを行っている。臭気についても、苦情があった場合には事業者へ伝え、対応するよう指導している。 ・三興に対しては、平成13年3月に生活環境保全上の支障除去という観点から、必要な措置を講ずるよう措置命令を発令した。しかし、三興は平成14年1月に処分業の許可取消となり、現在は地権者等の関係者によって設立された新たな会社が、処分場の管理を引き継いでいる。当該管理会社は、急勾配法面の改善、覆土、緑化等の作業を行っている。横浜市としては、当該管理会社が進める改善作業の指導を行っている。 ・三興は倒産状態にあり、地権者等によって設立された新たな会社が水処理等の維持管理を行っている状況です。処分場の修景についても、三興及び地権者等の設立した会社に作業を促しているが、資金的な問題で作業が進まない状況です。 ・また、横浜市が民間処分場の改善のために公費を投入することは非常にむずかしい状況でもあり、今後とも上記企業への指導を継続するとともに、処分場改善のためのあらゆる方法を検討します。

苦情の状況（統計）

(参考)



※ 上記円グラフは、苦情申立区分の推移

※ 延べ件数で表示。苦情申立区分が重複しているケースがある。

発 行 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

事務局 横浜市資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課

横浜市中区住吉町 1 - 1 3 松村ビル 8 F

TEL:045-671-2511 FAX:045-651-6805

第7回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年10月26日(木) 午前9時30分から午前11時00分まで

開催場所 横浜情報文化センター 7階 大会議室

出席者 (委員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員

(横浜市)

資源循環局長、副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、産業廃棄物対策課長、
適正処理監視指導担当課長 他事務局11名 計17名

開催形態 公開 (傍聴者 4人)

決定事項 検証結果報告書について、引き続き検討する。

議事 検証結果報告書について

(主な意見等)

<2章>

- ・現場の写真や地図があるが、図面もあったほうがよい。
- ・苦情の状況は、資料編に入れたほうがよい。

<3章>

- ・イからエの見出しを工夫すること。
- ・Ⅱ期(2)エ(市の方針・対応)に、中小企業診断士に依頼したことや施設の具備について国に照会したことが書かれているが、これは現時点での判断である。他の期の市の方針・対応では、当時の判断について書かれていることを考えると、4章の評価に入れる内容である。

<4章>

- ・排出者責任、原因者負担などの原則を記述すること。
- ・3(全期間を通じての評価)と4(総合的评价)の内容が重なっている。
- ・総合的评价では、時系列での評価だけではなく、全体を通じた問題点を明らかにするべきである。
- ・3(全期間を通じての評価)の最後で事業者の指導や厳正な処分の必要性を述べているが、行政は事業者を指導、是正するという役割があり、この点で取締りを目的とする警察とは違う。法令に基づく権限を硬軟取り混ぜて行使し、処分場の確保や健全な事業者育成へと誘導する一方、環境保全のために厳格な処分を行うということを述べる必要がある。

<5章>

- ・様々な提言が書かれているが、整理し、体系化すべきである。

<その他>

- ・報告書は市民など第三者が読んで分かりやすいものにすべき。
- ・資料編がなくても本編だけで概要が分かるようにしたい。
- ・委員会資料の法令の変遷は資料編に入れる。
- ・第2回検証委員会資料の「埋立状況と経緯」はとても分かりやすいので、本編に入れてほしい。
- ・市会での市の答弁と本委員会での調査内容との整合性を確認したい。

報告事項 1 第6回検証委員会会議録について

資料 1 戸塚区品濃町最終処分場に係る検証結果報告書（案）
2 市会での議論の状況
3 第6回検証委員会会議録
4 秋田県能代産業廃棄物処理センター視察報告